

令和２年第１回定例会（２月議会）
総務企画委員会（分科会）会議録
書記 佐藤 聡 録

招集年月日時 令和２年２月１４日（金曜日）

予算特別委員会終了後

招 集 場 所 議事堂 総務企画委員会室

本定例会（２月議会）における案件（委員会）

１ 議案第５８号

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

２ 議案第５９号

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案

３ 議案第６０号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

４ 議案第６１号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案

５ 議案第６２号

秋田県部設置条例の一部を改正する条例案

６ 議案第６３号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

７ 議案第６４号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

８ 議案第６５号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

９ 議案第６６号

秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案

１０ 議案第６７号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案

１１ 議案第９２号

包括外部監査契約の締結について

１２ 議案第１１９号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案

１３ 議案第１２３号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

１４ 請願第３号

迎撃ミサイルシステム「地上イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について

１５ 請願第４号

秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備に反対の意思を示すことを求める請願について

１６ 請願第５号

秋田県議会に「イージス・アショア」配備反対の意思表示を求める請願について

１７ 請願第６号

イージス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について

１８ 請願第１２号

県議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意思表示を求める請願について

１９ 請願第１３号

秋田県議会として、イージス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願について

２０ 請願第１４号

秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について

２１ 請願第１５号

陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア配備計画の撤回を求める請願について

２２ 請願第２０号

新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」配備計画に反対を求める請願について

２３ 請願第２１号

陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について

２４ 請願第２２号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

２５ 請願第２３号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

２６ 請願第２４号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

２７ 請願第２５号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

- 28 請願第26号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 29 請願第27号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 30 請願第28号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 31 請願第29号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 32 請願第30号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 33 請願第31号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 34 陳情第24号
令和2年度税制改正に関する提言について
- 35 意見書案（議員提出）
イージス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書
- 36 付託案件以外の所管事項

本定例会（2月議会）における案件（分科会）

- 1 議案第1号
令和元年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（総務部、企画振興部、あきた未来創造部、議会事務局及び人事委員会事務局の関係部門）
- 2 議案第8号
令和元年度秋田県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第14号
令和元年度秋田県公債費管理特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第37号
令和2年度秋田県一般会計予算（総務部、企画振興部、あきた未来創造部、議会事務局及び人事委員会事務局の関係部門）
- 5 議案第45号
令和2年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
- 6 議案第52号
令和2年度秋田県公債費管理特別会計予算

- 7 議案第109号
令和元年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（総務部の関係部門）
- 8 議案第116号
令和元年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（総務部の関係部門）
- 9 議案第117号
令和2年度秋田県一般会計補正予算（第1号）
（総務部の関係部門）
- 10 報告第1号
令和元年度秋田県一般会計補正予算（第4号）
の専決処分報告（総務部の関係部門）

令和2年2月14日（金曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程
- 3 分科会会議録署名員の指名
- 4 議案第109号
令和元年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 5 請願第4号
秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備に反対の意思を示すことを求める請願について
（取下げを許可）
- 6 総務部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤聡
議会事務局政務調査課	松橋祥真
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	菅原雅則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午前 10 時 34 分 開会

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部次長	神部秀行
財政課長	神谷美来
企画振興部長	草薨作博
あきた未来創造部長	湯元巖
議会事務局長	出口廣晴
人事委員会事務局長	高橋能成

委員長

ただいまから、総務企画委員会を開会します。

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。第1回定例会2月議会を通しての会議録署名員には、工藤嘉範委員、加藤麻里委員を指名します。

次に、審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

審査日程案について御意見等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。なお、審査の進捗状況によっては、審査日程から、ずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

以上で、日程協議を終了します。

説明者交替のため、暫時休憩します。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 37 分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長） 鈴木健太

副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部危機管理監（兼）広報監	渡辺雅人
総務部次長	神部秀行
総務部次長（兼）副危機管理監	鶴田嘉裕
総務課長	伊藤真人
秘書課長	長嶋直哉
人事課長	小西弘紀
財政課長	神谷美来
税務課長	工藤明人
徴収特別対策室長	小林伸也
広報広聴課長	菅生淑子
総合防災課長	山木将弘

委員長（会長）

委員会を再開します。

本日の予算特別委員会総務企画分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。第1回定例会2月議会を通して、分科会会議録署名員には、工藤嘉範分科員、加藤麻里分科員を指名します。

次に、総務部関係の議案に関する審査を行います。議案第109号のうち総務部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔6〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

東海林洋委員（分科員）

e-AKITA ICT学び推進プランについて、事業の内容ではなく予算に関して伺います。歳入の内訳は、国費が半分、地方債が半分だと思うのですが、市町村立の小中学校については、市町村が同じような形で予算措置をするのですか。

財政課長

東海林委員の御指摘のとおりです。県から市町村に国費が渡るのではなくて、国から市町村に直接国費が渡ります。

東海林洋委員（分科員）

予算措置の時期についても県と同様、今の補正予

算なのですよ。

財政課長

2月補正予算のタイミングで実施するところと、来年度以降に対応するところと、市町村によって対応が分かれていると伺っています。

東海林洋委員（分科員）

教育委員会の所管だとは思いますが、例えば県立中学校では早く整備されて、市町村立中学校では1年ぐらい遅れるといったことが秋田県内で起こることは、決していいことだとは思いません。市町村に早急に予算措置するよう求める通知を行ったなどということは、教育委員会から聞いていませんか。

財政課長

今のところ、市町村が各自計画を立てて準備を進めていると伺っています。文部科学省からは、必ず2月補正予算で予算措置しなければならないということではなく、来年度に国費の予算を繰り越して対応することも可能だと伺っていますので、各市町村の判断で実施されるものと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、請願の取下げについてお諮りします。

【書記、請願取下申出書の写しを配付】

委員長（会長）

請願第4号「秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備に反対の意思を示すことを求める請願について」は、提出者から取下げの申出がなされておりますが、これを許可することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

請願第4号の取下げは、許可することに決定されました。

その旨、議長に報告します。

次に、総務部関係の所管事項に関する審査を行います。初めに、執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。

総合防災課長

【提出資料「秋田県消防広域化推進計画について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

東海林洋委員（分科員）

総務企画委員会の県内調査で、大曲仙北広域市町

村圏組合消防本部の新しくなった高機能消防指令センターや管理運営システムを視察したことがあります。湯沢雄勝広域市町村圏組合の消防本部も建て替えの時期ですから、恐らく同じようなシステムを持つことになると思いますが、このように既に一定の広域圏で別々の高機能消防指令センターや管理運営システムを持っている中で、どのように広域化するのですか。もう一度ばらばらにしてから広域化しようと思っているのですか。

総合防災課長

高機能消防指令センター等については、大曲仙北広域市町村圏組合は昨年度設置しましたし、湯沢雄勝広域市町村圏組合も今年度設置するという話を聞いていますが、耐用年数が大体10年から15年となっており、その更新時期を踏まえながら、13の各消防本部の状況を調整して、一番適切な時期に合体するという方式を取ろうと考えています。各都道府県、どこでも同じような悩みを抱えていますが、本県でも、その時期を計画期間の後のほうに持ってくるのか、最初のほうあるいは中間辺りで整えて、そこに途中から参入していくような形にするのかは、来年度以降の検討課題と考えていまして、そのことは大曲仙北広域市町村圏組合も湯沢雄勝広域市町村圏組合も理解していると考えています。

東海林洋委員（分科員）

教えてもらわないと分からないことですね。そうすると、ここ一、二年で広域化する計画というよりも、はるかに長いスパンで、いつか一番いい時期に広域化して、やがては全県的な広域化までたどり着きたいというくらいの計画だと思っていいですか。

総合防災課長

そのとおりであり、あくまで適切な時期を定めて、そこに照準を合わせて動いていくという話です。高機能消防指令センターを1つつくるにしても、プロジェクトチームをつくって最低でも5年くらい前から取り組まないと間に合いません。目標の時期の間際になってから「さあ」とい言っても無理ですから、このような計画を策定して、それに基づいて動いていきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

検討の進め方について伺います。1回目と2回目の秋田県消防広域化検討会を開いていますが、そのメンバーとして、今ある全県の消防署——事務委託組合も含めた皆さんが参画して、このような議論を行ったのですか。

総合防災課長

検討会については、市町村長と医師会や消防協会（一般財団法人秋田県消防協会）などがメンバーとなっているのですが、その前段の幹事会には各消防本部の消防長が加わっており、その中で問題点の洗

い出し等を行っています。

工藤嘉範委員（分科員）

先ほど説明してもらった別添1の表は、それぞれの現場の方々が抱える心配事は恐らく共通しているだろうということで取りまとめたものだと思います。課題もきちんと整理されてはいるのですが、行政の方々——国もそうですが——はこのようなことを進めるときには、スケールメリットなど、よいことをいうことが多いではないですか。しかし、人口減少の中でも、秋田県の面積は変わらないわけでしょう。人が少なくなる中でも、消防署員や消防団員は、安全・安心を守るための対応——火災だけではなく、近年は河川災害が本当に頻発していますから、水防も含めて駆り出されます。その辺りについての現場の市町村長の声は、もうちょっと切迫していないですか。皆さんが検討会等を催す中で、現場の市町村の方々からは、本当に厳しいという声はないですか。

総合防災課長

幹事会や検討会の中では、激甚化、頻発化する自然災害等に対応していくためには費用がかなりかかるので、今後経費の面で対応していけるのかといったことへの心配の声が聞かれます。また、各消防本部単独では大規模災害に対応できない部分もありますので、県内の各消防本部の連携や、それにプラスして、東北ブロックあるいは全国の消防機関や防災関係機関との連携が必要だという認識を皆が持っていると思います。

工藤嘉範委員（分科員）

今総合防災課長が述べたように、そうした中で常備の消防職員だけで対応していくのは厳しいから、計画に示されたような方向性があるわけですよね。そうすると、別添1の表にも「消防団との連携の確保」とうたわれているように、また、3.11（いわゆる東日本大震災のこと）以降特に言われているように、消防団や防災士、あるいは自主防災組織といった、民間というか、自分のことは自分で守る活動が本当に大事になってきます。私も消防団員ですし、以前、一般質問でも消防団について触れましたが、消防団は非常に大事な存在であるにもかかわらず危機的な状況で、団員の確保に四苦八苦しています。そうした中で、地域における消防団員に対する優遇措置や、さらには、消防団協力事業所への優遇措置というものがあるではないですか。私も以前、消防団協力事業所への税制面での優遇措置を提案したことがありますが、実施してもそれほどお金は掛からないのに、県の側がそれに対して全然前向きではありませんでした。消防団員と消防団協力事業所に対する優遇措置において、秋田県は非常に立ち遅れている、また、県民や企業の消防団に対する認識が薄いと思いますが、その点はどうですか。

総合防災課長

消防団への加入促進や消防団協力事業所関係の取組については、国からの働きかけもあって様々に動いてはいるのですが、工藤委員の御指摘のとおり、後者についてはなかなか力を入れられていない現状にあります。ただ、市町村に対して、消防団員の報酬等アップの働きかけなどを行っており、今後さらに条件面での向上に努めていきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

消防団協力事業所への税制面での優遇措置についてはどうですか。

総合防災課長

当方からも働きかけはしているのですが、なかなか調整がつきません。どのような形が理想的なのか検討しながら動いていきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

優遇措置について試算した数字は失念してしまいましたが、企業の経営者に浸透させる上で、いい材料になると思うのです。ですから、やはり取り組んでいかなければならないし、加えて、この計画の中に、防災士や自主防災組織との連携などについても盛り込んだほうがいいのではないのでしょうか。これは消防広域化の計画ですから、関係ないのかもしれませんが、「常備消防」と「消防団」という記載もあるのであれば、そのような項目もあってもいいのではないかと思います。どうですか。

総合防災課長

消防広域化の推進計画は、その部分は外して策定することになっていますので、ここには盛り込まず、それはそれで別個に取り組みたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

先ほど東海林委員からも質疑があった将来的な話についてですが、先行きの実態がよく分かりません。消防職員の待遇や、現状二千何人であるという人員は、どのような形で確保されるのですか。全県的な消防組織の職員という形になっていくのか——全体でどのくらいの職員数を想定しているのですか。

総合防災課長

もともと国が示している基準の人数がありまして——今は明確な数値は示されていませんが、ある程度の数値は示されています。今後、広域化を進めていく際には、どのような事務を共同化し、どのような人員配置ができるかをシミュレーションしながら行っていきたいと思っており、現時点でこの人数がベストだとか、この数値目標に向かっていくとかという話ではないと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

各市町村が単独で設置している消防本部と、一部事務組合が設置している消防本部とでは、職員の給料に差はあるのですか。年間の火災の件数は、秋田

市は多いかもしれないし、当然それぞれ違いますよね。働き具合がそれぞれ違う中で、待遇も各消防本部で全然違うのだろーと思います、広域化を進める上で、そのような部分のすり合わせは行うのですか。ずっとそのまま差があり続けるのか、将来的には均一化するのか、見通しはあるのですか。

総合防災課長

職員の給与に関しては、他県でも課題になっています。当然のことながら、広域で1つの消防本部にまとまった場合は、職員の給与も合わせていくことになると思いますが、負担金で対応できるかといった課題もあります。他県の例を見ると、段階的に金額をそろえていったり、一律にアップさせたりと、いろいろな工夫をしているところでした、それらも踏まえて検討していくことになると思います。

工藤嘉範委員（分科員）

提出資料にもあるように、災害が激甚化・頻発化しており、また先般は能代市で、安全・防災・消防に関わる者にとって本当に痛ましい、痛恨の事件

（平成31年1月に能代市で発生した、消火活動中の能代消防署員2名が殉職した火災のこと。）が起きていますから、意識徹底も含めて消防の在り方をもう少し考えてもらいたいと思います。皆さんの部署は直接現場には関わらないでしょうが、現場の方々は本当に大変な思いで仕事をしています。今後、パブリックコメントを実施したり、検討会を開催したりと、いろいろな話を聞いたり、すり合わせをしたりする機会がたくさんあると思うのですが、現場の方々がきちんと仕事できる体制を作ってもらいたいというのが私の思いですから、その点を踏まえてよいものをつくってください。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

秋田県消防広域化推進計画は、平成20年3月ですから十数年前に一度策定されていますが、それなのに広域化が進まなかったことには、様々な理由があると思うのです。今回、国の基本指針（市町村消防の広域化に関する基本指針）の改正に伴って再策定をしようとしているわけですが、前回の計画が進まなかったことを踏まえた内容になっているのでしょうか。

総合防災課長

秋田県消防広域化推進計画素案の2ページから3ページに、前回の計画に基づく広域化が進まなかった主な理由を挙げています。突き詰めていくとこのような理由なのですが、加えて、十数年前の前回の計画が策定されたタイミングは、市町村合併等が進められていた時期であり、既に一度市町村が合併してしまっていて、一部の事務の広域化が図られてしまっていたことから、市町村の側に再度同様の形で消防単体の広域化を図っていくことへの抵抗感があ

ったことも理由の1つです。

また、記載のとおり、広域化後の運営方式としてどのような方がいいのかについて、市町村長によって見解が分かれており、そのこともなかなかうまくいかなかった理由です。

あわせて、当時を振り返りますと、ちょうど無線のデジタル化も並行して動いていた時期であり、その期限が待ったなしの状態でした。本当なら、無線のデジタル化も共同で行えば大分予算が削減できたのですが、広域化が間に合わず、デジタル化のみが先に進んでしまったため、なかなか広域化の話が進まないまま十数年たってしまったという話も聞いています。

今回の計画再策定については、無線のデジタル化は全て終わっていますし、高機能消防指令センターの共同運用等により、どの程度コスト軽減ができるのか、当方できちんと数字をはじき出し、また、市町村が最適だと思う内容を最大限酌む形で広域化の組合せ等を行っていきたいと思いますので、前回の計画と同じような形にはならないと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

高機能消防指令センターの共同運用について考えてみると、指令を出すことだけを考えれば確かに大きくしたほうが良いと理解できないわけではないのですが、それぞれの地域に詳しい人が指令を出す、または受けるとは限らず、また、人が言葉で指令を出すわけではないことも踏まえると、メリットだけではないのではないかという気がします。直接業務に携わる方々の思いを踏まえた上で、議論や計画の策定を進めていく考えですか。

総合防災課長

そのような高機能消防指令センターの課題点については、既に各消防本部からも指摘がありまして、それも踏まえた上で高機能消防指令センターをどのような形で設置するか考えていきたいと思います。方策の一例として、高機能消防指令センターへの各地域からの人員の派遣、また、高機能消防指令センターには様々な資機材があり、それらから現場の消防車両にデータを転送すると、位置等についてはかなり正確に把握できますので、そうした資機材による対応で、課題をクリアできるのではないかという意見が出ています。他県では既に消防指令センターを一元化しているところもありますので、そういったところでの好事例なども参考にしたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これからパブリックコメントも実施して、計画をきちんとしたものにしていくことにはなりますが、今の段階では、広域化によるメリットの部分と、なかなか難しい部分とがあるようなイメージを持っています。そうした点については十分に検討してくださ

るよう、また、広域化ありきではない進め方を是非してほしいと意見を述べたいと思いますが、いかがですか。

総合防災課長

我々も、連携・協力、広域化といった中から最適なものを選択していく形で計画を策定しています。ベストな方向を目指していくということであって、広域化ありきではないと御承知いただきたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

これまでの答弁を聞いていて、まだはっきりしていないことがとてもたくさんあるように感じたのですが、そうした中で、計画決定が3月末とあります。あまりにも時間が短い気がするのですが、それまでに決めなければならないという制約があるのですか。

総合防災課長

この計画自体はあくまで基本構想であり、今後5年間で具体的な内容を固めていきます。まずは、どのようなことを検討するのかを盛り込んで計画を策定する作業を、年度末までに行いたいということです。

佐藤賢一郎委員（分科員）

現状、様々な問題がありますから、広域化にしろ連携にしろ、それが要らないとは誰も言わない——ある程度そうしたことが必要だということはあると思うのです。ただ、具体的にどうするかの部分でいろいろな問題が出てくるわけですが——この計画の内容とは、幾つに再編するか、どのような形にするかといったことではなくて、広域化しよう、連携しようといったことを決めようというのですか。

総合防災課長

提出資料に記載のとおり、全県一区を最大のくくりとしていますが、できる部分での連携・協力についても検討をしていくための計画であり、「これに決めた」というものではありません。

佐藤賢一郎委員（分科員）

以前も計画を示したのに広域化がなかなか進まなかったという経緯がありますし、今13ある消防本部を1つにまとめる全県一区というのは、ちょっと極端な感じがします。消防本部を幾つにすればいいかや、どのような連携の在り方がいいかを検討していこうというのなら分かりますが、目標を決めてしまおうというのに3月末までに計画を決めるというのは、期間が短過ぎませんか。

総合防災課長

全県一区を一応の最大のくくりとして検討するということを計画で定めるものであって、来年度から5か年の間に、いろいろな組合せを検討していくこととなります。全県一区というのは大きくくりであって、その前段で県北地域の消防本部全ての広域

化を図ったり、県南の消防本部の一体化を図ったりすることはあるかもしれませんが、とりあえず幅広く、最大限でどうなるのかを挙げたものです。

加藤麻里委員（分科員）

消防署等で働いている職員の数については、大体人口何人に対して何人といった基準があるのですか。

総合防災課長

今、数値は把握しておりませんが、管轄人口に基づいて算出されています。

加藤麻里委員（分科員）

提出資料には広域化のメリットがいろいろと記載されていますが、市町村の境界を越えた出動については、現在は不可能だから広域化のメリットとして挙げられているのでしょうか。

総合防災課長

現在も相互応援協定に基づいて、場合によっては出動しておりますが、それはあくまで協定に基づいたものであり、単に迅速な出動のためということではなかなか動けません。広域化によって消防本部が一体になれば、その辺りがスムーズになると考えています。

加藤麻里委員（分科員）

消防吏員数は人口から算出するとのことですが、これから先、県の人口が70万人程度まで減っていくとされている中であっては、現在の2,032人よりも減る可能性があるのですか。

総合防災課長

状況によっては減っていく可能性があります。広域化を図れば、消防指令センターの人員や総務に携わる人員などの共通部分のある程度まとめることで、救急や警防などの業務に多くの人員を配置できると考えており、そのような面からも、連携・協力、広域化を進めていかなければならないと思っています。

住谷達委員（分科員）

秋田県消防広域化推進計画素案の5ページに、消防職員の充足率が75.6%とあり、現状でも足りていないのだと感じます。そうした中で広域化を進めるといえるのは、例えば企業において合併により職員を減らして生産性を高めるように——企業と消防体制を同じように比べてはいけないのかもしれませんが——職員を減らすことも含めた目的があるのだと思いますが、これから人口減少が進む中で、より職員が足りなくなるのではないかと懸念もあります。その辺りはどう考えますか。

また、広域化のメリットとして高度な消防設備・施設等の整備と記載されていますが、どれだけの効果があると考えていますか。

総合防災課長

人員の面で厳しくなっていくとしても、先ほど述

べたように、直接出動しない共通部分の業務に携わる人員をある程度まとめていくことで、スペシャリストの分野に人員の配置ができると考えていますが、各消防本部も我々も、現時点で浮いた分の職員を減らしていこうという考え方は持っていません。専門の分野に人員を割きつつ、高度な資機材を活用することによって、消防能力の維持強化を図っていきたいと思います。

住谷達委員（分科員）

現状でも充足率が75.6%と足りていない状況で、かつ、これから県の人口も減っていくと考えれば、消防職員も減っていかざるを得ないと思うのです。そうなったときに消防能力をどう維持するかが、あまりよく見えてこないと感じるのですが、いかがですか。

総合防災課長

充足率については、100%に達していなくてもある程度までは動けるものですので、この充足率ではありますが、今のところまず足りているところは足りていると思っています。ただ、さらにパーセンテージを落としていくと、どこかで限界が来ますので、そうならないよう広域化を図って対応していきたいと思っています。充足率はあくまで目安であり、整備の基準においても、100%でなければ指導を受けるといったことにはなっていません。

住谷達委員（分科員）

将来的に全県一区となった場合、職員は一本化された組織に属した上で各地に配属される形になるのですか。

総合防災課長

我々がイメージしているのは、各エリアで採用された職員は基本的に熟知しているそのエリアでスペシャリストの分野で活動し、広域で動ける総務系の職員については、ある程度、消防本部本体に配属される形ですが、その辺りについては、今後、各消防本部等との協議の中で検討していきたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

単なる資料の記載の仕方の問題ですが、秋田県消防広域化推進計画素案の4ページから5ページには現状についていろいろと記載されているのに、図面がありません。広域化に関する計画というのであれば、市町村界が入った県の地図に、主要な道路網や人口集積地を記載した上で、現在の消防力や施設設備等がどのように配分されているかくらいは視覚的に示してもらいたいと思いますが、いかがですか。

総合防災課長

従前の計画には秋田県の地図とそれぞれの消防本部のエリアが記載されていたのですが、全県一区という話もあるし、内容的に数字でという話をしましたが——鈴木委員の御指摘のとおり、視覚的な

表現も必要だと思いますので、そうしたものを盛り込むことも検討したいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日は、これをもって散会しますが、今回の国補正予算対応分について、当委員会へ付託された議案がなく、採決を行う案件がないことから、2月20日に討論・採決及び本会議において委員長報告は行いませんので、あらかじめお伝えします。

今回は、2月27日木曜日、予算特別委員会終了後に、委員会及び分科会を開き、総務部関係の審査を行います。

散会します。

午前11時35分 散会

令和2年2月27日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第1号

令和元年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第14号

令和元年度秋田県公債費管理特別会計補正予算
（第1号）（趣旨説明・質疑）

3 報告第1号

令和元年度秋田県一般会計補正予算（第4号）
の専決処分報告（総務部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）

4 議案第1号（再掲）

令和元年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（企画振興部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

5 議案第8号

令和元年度秋田県市町村振興資金特別会計補正
予算（第1号）（趣旨説明・質疑）

6 議案第1号（再掲）

令和元年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（あきた未来創造部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）

7 あきた未来創造部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

8 議案第1号（再掲）

令和元年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（議会事務局及び人事委員会事務局の関係部門）
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤聡
議会事務局政務調査課	松橋祥真
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	菅原雅則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午前10時30分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部危機管理監（兼）広報監	渡辺雅人
総務部次長	神部秀行
総務部次長（兼）副危機管理監	鶴田嘉裕
総務課長	伊藤真人
秘書課長	長嶋直哉
人事課長	小西弘紀
財政課長	神谷美来
税務課長	工藤明人
徴収特別対策室長	小林伸也
広報広聴課長	菅生淑子
総合防災課長	山木将弘

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

総務部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。分科会において、議案第1号のうち総務部に
関係する部門及び議案第14号並びに報告第1号の
うち総務部に関係する部門に関する審査を行います。

初めに、総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔1〕、議案〔5〕、補正予算内容説明書
及び提出資料により説明】

総務課長

【補正予算内容説明書により説明】

秘書課長

【議案〔1〕及び補正予算内容説明書により説明】

人事課長

【議案〔１〕及び補正予算内容説明書により説明】

税務課長

【議案〔１〕及び補正予算内容説明書により説明】

広報広聴課長

【補正予算内容説明書により説明】

総合防災課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は各課一括して行います。

東海林洋委員（分科員）

報告第１号の専決処分について伺います。教育公安委員会の所管事項審査を傍聴しましたが、上告が認められなかったのが被害者の遺族に早急に損害賠償金を支払うという、当然のことといえども当然のことですので、それ自体には特に異議がなく進行していたと思います。もう一人の被告と共同で支払うとのことですが、その人は到底支払えないので、県が公金で全額を一括して支払ったのだと思います。そこまではいいのです。問題は、判決の内容もしくは上告が認められなかった理由を要約すれば、秋田県警の対応が不十分であったとされていることです。そうだとすれば、県として警察の職員——誰になるかは分かりませんが——にその金額の求償をする考えはあるのか、ないのか、また、その判断は誰がどのような理由に基づいてするのか、これらについてお知らせください。

財政課長

先ほどの東海林委員からの質疑の前段にありました受刑者に対する求償は、今のところする方向で検討を進めています。一方、現場対応した警察官への求償については、高裁（仙台高等裁判所秋田支部）の判決でその警察官の対応に過失は認められたものの、公務員への求償権を規定した国家賠償法第１条第２項は、「故意又は重大な過失」があった場合に公務員に対する求償ができるとしております。今回の場合は「故意又は重大な過失」があったとまでは認められないのではないかと考え、警察官に対する求償権は行使しないと判断しました。

東海林洋委員（分科員）

上告棄却の理由は、秋田県警全体が現場対応に慣れていなかった、みんながしっかりと対応していれば殺害は防げたのではないかと行ったものだったと思うのですが、それを踏まえて、現場にいた警察官のみならず、秋田県警全体に対して求償しようとは考えなかったのですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時５分 休憩

午前１１時５分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

財政課長

東海林委員の御指摘の趣旨が、個人に対する求償ではなくて、県警組織に対する求償についての考えだとすれば、そもそもそのような概念はありませんので、そのような考えはありません。

東海林洋委員（分科員）

そうではなくて、県警組織を構成する職員全体です。現場対応した警察官のみならず、県警全体がそのようなことに慣れていなかったといわれているわけですから、警察本部長をはじめ、組織を構成する皆さんにその責任があるのでないかと考えなかったのですか。

財政課長

その考え方に基づくならば、例えば県警のトップである警察本部長に責任があるとして、警察本部長に対して求償すべきかという論点はあると思いますが、それについても、先ほど述べた国家賠償法の規定による「故意又は重大な過失」とまではいえないと考えられるため、警察本部長に対する求償もしないと判断しています。

東海林洋委員（分科員）

それは、あくまでも国家賠償法の条文に照らしてそうだろうと考えているだけのことです。私がなぜ尋ねているかというと——求償してほしいという意味ではありません。事件が起きて悲しい結果になり、当該被告と県が共同で賠償することになったので、県が公金で賠償したことに対して、一般の県民の中には「それだけなのか」という感覚をととても強く持っている方もいますが、なぜその分を求償しないのかを説明するときに「法律がそうだからです」だけでは、非常に理解を得にくい面があるからです。上告棄却の理由は、「一人一人には『故意又は重大な過失』はないが、組織全体としてきちんとしていれば防げたでしょう。だから賠償金を支払いなさい。」ということでしょう。それがなかなか分かりにくいので、うまく県民に伝える方法を教えてほしいのです。いかがですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時８分 休憩

午前 11 時 8 分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

財政課長

先ほど述べたとおり、国家賠償法の規定は今回は適用できないので、それを抜きにして警察官一人一人に対して求償していくのかということに関して述べますと——自発的なカンパなどがあるかどうかはともかくとして——こうしたミスや過失があった全ての場合に職員に対して求償するかといえば、そもそもそのような性質のものではないだろうと思います。ふだんの業務に対する制約や心理的なためらいを生じさせる懸念なども踏まえますと、そのようなミスがあったからといって、必ずしも県警職員に対して求償を求めることにはならないのではないかと考えます。

東海林洋委員（分科員）

もしかしたら一人一人の小さなミスが積み重なって生じた結果かもしれないが、それらが直ちに結果に結びついた重大なものとはいえないから、一人一人には求償しない代わりに、訓練や装備に予算を付けて、再発防止や、より高いレベルを目指す取組を行うのだと理解すればよろしいですね。

財政課長

再発防止策については、県警において今回の判決も踏まえてしっかりと検討、実施していると伺っています。それによって、より県民の安全・安心が守られる効果が発現されるよう図っていきたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

関連で伺いますが、私は以前、議会に上告をするかどうかの判断を求められたときに、二審判決を受け入れるべきだと主張しました。その段階で県が判決を受け入れて支払っていた場合と今回の提案とで、賠償金の金額はどのくらい違いますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

財政課長

遅延損害金は 1 日当たり大体 2 万 2,500 円くらい発生します。大体 400 日分くらいの差が生じましたので、ざっくり計算して、上告しなかった場

合とは約 900 万円の差があると思います。
(※ 13 ページで発言訂正あり)

加賀屋千鶴子委員（分科員）

本会議で議論もしましたから、この問題についての私の考え方は分かっていると思いますが、先ほど東海林委員からも御指摘があったように、県民の税金からこのような支出が発生することになったわけですから、真摯に受け止めて、再発防止というか、より高度な警備ができるようにしてほしいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

人事課長に伺います。定年前の退職者が 15 名増とのことですが、例年の早期退職者数と比べて、この 15 名という人数はどのようなのですか。

人事課長

早期退職者数は年ごとに違うのですが、予算額は 5 年前までの平均人数を用いて算出しています。今回の退職理由は個々人で様々ですが、自己都合の方がプラス 8 名となっており、死亡の方が 3 名ほど増える見込みとのことです。

委員長（会長）

早期退職理由が死亡とは、亡くなったということですか。

人事課長

亡くなったということです。

加藤麻里委員（分科員）

早期退職者の合計はその方々も入れて何名になるのですか。15 名増ですから、合計は 15 名ではないですよね。

人事課長

当初予算では定年前の方 29 人分を想定していましたが、2 月補正予算編成の頃までに既にそれを超えていまして、それにもう 3 か月分——2 か月分ぐらいの伸びの分を足しているのですが……。29 人分が 44 人分に増えています。(※ 13 ページで発言訂正あり)

加藤麻里委員（分科員）

早期退職者数は年によってばらつきがあるとのことですが、決して少ない人数ではないように思われます。来年度の職員の採用なども含めて、大丈夫なのですか。

人事課長

御指摘のとおりでして、採用の計画を立てたのは今年度の初めですが、その時点では早期退職者がどのくらい増えるかという見込みは立てていませんでしたので、来年の定員数には影響するのではないかと思います。

加藤麻里委員（分科員）

職員の健康管理などのチェックもいろいろと行っていると思いますが、その点についてはどうですか。

委員長（会長）

質問の趣旨は何ですか。

加藤麻里委員（分科員）

自己都合で退職した方が8名、亡くなった方が3名とのことですが、病気等で早期に退職する方もいるのではないかと伺いました。その辺りはどうなっているのでしょうか。

人事課長

別の仕事に就きたい、あるいは社会貢献したいといった理由もあり、必ずしも全ての方が病気で退職するわけではありません。

加藤麻里委員（分科員）

それは分かりますが、現実として病気で退職した方の数はどのように推移していますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

人事課長

早期退職者の病気で退職した方だけを拾った人数が手元にありませんので、後でお示しします。

加藤麻里委員（分科員）

学校現場でも長時間労働などが問題になっていますが、多分県職員も時間外労働等は決して少なくないと思いますので、是非とも健康管理については今まで以上に力を入れて取り組んでほしいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

財政課長に、資料1の4ページ、教育費の育英事業助成費の減額について伺います。他の委員会の提出資料も一通り見たのですが、教育公安委員会の資料にもその部分の記載がなかったように記憶しています。減額される金額があまりにも大きいので、内容が分かれば、何か特別な事情があるのかどうかお知らせください。

財政課長

育英事業助成費は、名前のとおり育英会（公益財団法人秋田県育英会）へ、主に奨学金などに係る経費を助成しているものでして、決算見込みによりこの金額を減額することです。

東海林洋委員（分科員）

県・市連携文化施設整備事業費は、事業そのものは観光文化スポーツ部の所管だと思いますが、その財源について伺います。歳入予算の国庫支出金が大幅に減額され、その分を地方債で補っていますが、この地方債の交付税算入率（普通交付税の算定基礎

となる基準財政需要額の算定において、地方債の元利償還金を参入する際に、その額に乗じる割合のこと。）は、計算式を見れば恐らく2分の1でしょう。この施設（あきた芸術劇場）の整備の全体像を示したとき、財源としてこの補助金を使えることが、今整備しなければならない理由のかかなり大きな部分であったと思うのです。それなのにこれほど大幅に国庫支出金を削られて、交付税算入率2分の1の地方債に振り替えなければならないことについて、財政当局としては、それでいいのですか。

財政課長

県・市連携文化施設整備事業費については、東海林委員の御指摘のとおり、国庫支出金が減額となっており、その要因の1つとして、国が補助対象となる経費を非常に厳格に見るようになった——制度改正ではないのですが、運用が厳格化して、施設全体の中でも補助対象となる設備が非常に限定的に解釈されるようになったという事情があります。加えて、総額ベースでも割り落としをされたことにより、この減額幅が生じたものです。財政課としては、なるべく県の負担にならない国費などの外からの財源をなるべくたくさん活用する努力をしてほしいというのが基本的な見解ですが、担当課でも、国へ丁寧に説明をしたりと、いろいろと努力をしていると伺っています。なお、今回の2月補正予算の減額幅は12月に国から内示を受けた金額により設定しているのですが、実は2月に新たな国からの追加の補助の内示があった——提出資料には記載されていないのですが——とのことで、それについては改めて追加補正予算として提案します。そういった一部追加で国から交付される分も含めて、なるべく国費財源が減らないよう、これからも担当課には国への説明に努力してもらいたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

中身は分かりましたが、事業を行うかどうか、この構成でいいかを説明する最初の段階で「今整備すればこんなに補助金があるから」、「こんな制度があるから」と言っておいて、「なかなか厳しくて国費が交付されないの、地方債にします。」では納得できません。一般財源ベースで8億円、10億円——交付税算入率が低いですから、これだけの持ち出しになります——という金額は、とても大きいです。当初予算関係の審査の際には財政の中期見通しに触れるでしょうが、こうした状況ならもう少ししっかりと説明するなどしないと——皆さんとしても本来よくないことだと思いますので、十分気を付けて、さらに国費を獲得する道を真剣に考えてみてほしいと思いますが、いかがですか。

財政課長

東海林委員の御指摘のとおり、国費が幾ら交付さ

れるかは、事業を行うかどうかの前提になる大事な情報なので、今後、予算の検討を進める中では、なるべく精緻に国から補助金の額を聞き取ったり——相手のある話なので、検討の時点で確実に減額がないと示すことは難しいかもしれませんが、それにしても、今後このような大幅な減額はなるべくないよう、担当課に重々申し伝えています。財政課としても、そのような聞き取りを十分に行っていきましますし、今後も国費の獲得に努めていきたいと考えています。

人事課長

先ほど定年前退職者数について答弁した際に、当初予算における見込み数で29人、2月補正予算の段階で44人と述べましたが、その中にそれぞれ任期付職員4人が含まれておりましたので訂正します。予算上の定年前退職数は、当初予算の段階で25人、2月補正予算の段階で40人です。（※11ページの発言を訂正）

財政課長

先ほど国家賠償請求訴訟の件で、仮に上告をしなければ幾らくらい遅延損害金が少なかったのかとの質疑に対し、9,000万円と答弁したのですが…

【「900万」と呼ぶ者あり】

財政課長

失礼しました。900万円と答弁したのですが、日数の計算を間違えておりましたので、改めて答弁します。

今回の国家賠償請求訴訟の件で、実際に賠償金を支払ったのは今年の12月27日です。それに対し、第二審の判決があったのはその年の2月13日です。仮にその2月13日——実際にその日のうちに支払うのは無理かもしれませんが——のうちに支払ったと仮定しますと、両日の開きは10か月と十余日で、三百十余日です。これに先ほどの1日当たりの金額約2万2,500円を掛けると約700万円となりますので、訂正します。（※11ページの発言を訂正）

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、総務部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、休憩します。

再開は午前11時45分とします。

午前11時28分 休憩

午前11時37分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

企画振興部長	草薨作博
企画振興部次長	嘉藤正和
参事（兼）総合政策課長	阪場進一
参事（兼）情報企画課長	菊地智英
被災者受入支援室長	中田美英子
市町村課長	坂本雅和
調査統計課長	袴田次郎
国際課長	畠山智

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

企画振興部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第1号のうち企画振興部に関係する部門及び議案第8号に関する審査を行います。

初めに、関係課室長の説明を求めます。

参事（兼）総合政策課長

【補正予算内容説明書により説明】

被災者受入支援室長

【補正予算内容説明書により説明】

市町村課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

参事（兼）情報企画課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

調査統計課長

【補正予算内容説明書により説明】

国際課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

情報企画課の情報基盤システム再構築事業の継続費の補正について伺います。全体の事業費が1億円

ほど少なくなっています。その要因はどのようなことですか。

参事（兼）情報企画課長

給与システムの更新については、平成29年度当初予算に計上した段階では4億9,000万円ほどかかるの見積もっていました。4者の参加による企画提案競技の結果、株式会社アイシーエスが請け負うことになったのですが、その段階で約3億4,700万円と、1億数千万円安くなっております。ただ、その段階ではまだいろいろと不足が生じるかもしれないので、すぐには減額せず、一番最後の年に減額することとしていたものです。初年度は約8,100万円、平成30年度は約2億700万円、令和元年度は約9,500万円、トータルで3億8,000万円ほどの支払いをして、1億500万円ほどの差額が出ています。

近藤健一郎委員（分科員）

情報企画課の地域情報格差解消事業について伺います。携帯電話については、これはこれで分かりますが——ちょっと話がずれるかもしれませんが——ラジオは地域情報格差の解消の対象にはならないのですか。何年も前から言っているのですが、うちの辺りは雑音のほうが大きくてラジオが聞こえないのです。ですから、地域情報格差解消事業でラジオもどうにかならないのかと思っているのですが——ほかに訴えるところがないのです。やはりどうにもならないですか。

参事（兼）情報企画課長

地域情報格差の解消の対象にはもちろんラジオも入っているのですが、県が行うことではなくて、あくまでも市町村が主体となって実施する事業であり、北秋田市を中心に、当方でも何度か折衝してきた経緯があります。2月14日付の新聞記事にもありましたが、北秋田市では数年前から、市民向けの情報伝達手段として、防災ラジオを中心に整備するとしており、ラジオよりもそちらを優先すると聞いています。北秋田市の場合はラジオはたしか教育委員会が所管しているのですが、そこと防災セクションとでいろいろと打合せして、市長も「防災ラジオだよね」ということで、来年度新たに阿仁の山のスキー場（森吉山阿仁スキー場）に防災ラジオ用の鉄塔を建てて、そこから全市民に向けて情報を発信できるようにするための来年度予算を組んでいると聞いています。そのような事情なので、県としては「これ以上は」と考えています。

住谷達委員（分科員）

地域情報格差解消事業について、3地域で移動通信鉄塔施設の整備を行うのは分かりましたが、これらの完成年度は来年度ですか。

参事（兼）情報企画課長

完成年度は来年度を予定しています。

住谷達委員（分科員）

来年度には5G（第5世代移動通信システム）のサービスも開始されると思うのですが、それへの対応も含めた地域情報格差の解消と捉えてよろしいですか。

参事（兼）情報企画課長

国の補助スキームには来年度から5Gも加わると聞いていますが、今回の事業の対象はあくまでも4G（第4世代移動通信システム）といいますか、3.9G（第3.9世代移動通信システム）といいますか、今までの延長線上のものだと聞いています。

住谷達委員（分科員）

通信キャリア（電気通信事業者）はこの事業の経費を負担せず、あくまでも県と国と市町村の負担で鉄塔を建てると理解してよろしいですか。

参事（兼）情報企画課長

鉄塔を建てる経費は県と国と市町村が負担しますが、通信キャリアがその鉄塔を使う際には使用料等を支払うことになりますし、そこに備える設備は自前で整備することになります。

工藤嘉範委員（分科員）

国際課長に伺います。先ほど外国青年招致事業の減額補正の理由について、国際交流員の帰国費用か何かと言っていたような気がするのですが、その内容を教えてください。

国際課長

国際交流員の帰国については、4月帰国と8月帰国の2パターンがあるのですが、今回の4月帰国者と8月帰国者は国内で就職したため、帰国しませんでした。減額の内訳については、旅費が83万円の減額で、そのほかの経費では、非常勤報酬、社会保険料が減額となっています。

工藤嘉範委員（分科員）

現在の中国からの国際交流員の中にも、多分3月いっぱい任期で帰国する方々がいるのではないかと思います。その方々が新型コロナウイルスの感染拡大の影響で帰れない、あるいは出国しても中国国内の事情で家まで帰れないなどといった事情があって、このまま秋田にしばらくいなければならない——今はアパートなどに入居していると思うのですが——場合、滞在の費用などについて、今後どうしようと想定していますか。

国際課長

現在、中国から来ている国際交流員は2名おり、任期は、正確ではないのですが、4月十三、四日限りまでですから、両者とも新年度に入ってすぐの帰国となります。現在の状況を見ますと、帰国できないことは多分ないのではないかと思います。仮に帰国できないとすれば、状況を見てじっくりと

対応を考えていきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、企画振興部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

昼食のため休憩します。

再開は午後１時１５分とします。

午後０時　１分　休憩

午後１時１５分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

あきた未来創造部長	湯元巖
あきた未来創造部次長	猿橋進
あきた未来創造部次長	真壁善男
あきた未来戦略課長	久米寿
高等教育支援室長	伊藤政仁
移住・定住促進課長	村田詠吾
次世代・女性活躍支援課長	
	水澤里利
地域づくり推進課長	橋本秀樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

あきた未来創造部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第１号のうちあきた未来創造部に関係する部門の審査を行います。

初めに、関係課室長の説明を求めます。

あきた未来戦略課長

【補正予算内容説明書により説明】

高等教育支援室長

【補正予算内容説明書により説明】

移住・定住促進課長

【議案〔１〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

次世代・女性活躍支援課長

【議案〔１〕、補正予算内容説明書及び提出資料

により説明】

地域づくり推進課長

【議案〔１〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

住谷達委員（分科員）

移住・就業支援事業について伺います。先進技術の活用を担う人材として、人材不足が特に深刻な分野に就職する方に対しては、国、県、市町村合わせて最大２００万円を支給するという一方で、他県の支援事業と見比べても、秋田県独自の取組だと思います。去年の委員会で東海林委員がいろいろと質疑された経緯なども拝見して、活用できれば本当にいい事業だと思ったのですが、この状況です。これは国の制度に問題があったのか、それとも県の取組に何か問題があったのか、先ほどの説明がありましたが、根本的な原因は何だと思えますか。

移住・定住促進課長

本県では移住支援金の支給対象となる就職先の県内企業をなるべく広く設定していき、県単支援分は、資格者に対して移住支援金をさらに１００万円上乗せしようとするものですが、先ほど述べたとおり、まだ制度が十分周知されていないという事情が一つあります。また、この事業は各県でマッチングサイトを整備することが実施の前提となってますが、各県でまだマッチングサイトを整備中ということもあり、ヤフー（ヤフー株式会社及び同社が提供する各種のインターネット上のサービスのこと。）が提供する全国の仕事検索ができる機能との連携が十分でないこともあります。それから、国が示す支給対象の要件が、例えば「東京２３区在住者又は通勤者」は、連続して５年以上でないと該当しない、大法人は対象にしないといったように、大変厳しいものであるという声が、各道府県から上がっています。

住谷達委員（分科員）

大体分かりましたが、県単で１００万円を上乗せするという秋田県独自の取組が成功していれば、先進的な取組としてすごくいい事業になったはずなのに、結局活用されていないというのは、ちょっと見通しが甘かったのではないかなと思うのです。また、移住を希望する人向けのチラシを見たのですが、言葉遣いが役所言葉なのです。例えば上のところを見ると、一般分、県単支援分などとありますが、東京にいる移住を考えている人——若い人でも年配の人でもいいのですが——が見ても分からないのではないかなと思います。この役所言葉では、一般の人にチ

ラシを見せても分かりづらいですよ。2枚目を見ても、このような補助金の流れは、別に移住したい人が知りたい情報ではないのです。ほかの県のものもプリントアウトしましたが、青森県はこのようなビジュアルを使って分かりやすいようにしていますし、山形県もこのような感じにしています。県単支援分を上乗せするという秋田県独自のいい取組なのに、こんなPRの仕方では誰も見ないし、誰も注目しないです。その辺りについてどう考えていますか。

移住・定住促進課長

住谷委員の御指摘のとおり、チラシだけのPRでは利用者に情報が届かないと思っています。そこで、現在整備中のマッチングサイトにおいて、青森県のようなビジュアル的にも優れたPRをしようと考えています。求人情報についても、現在のところ美の国あきたネット（秋田県の公式ウェブサイト）にPDFあるいはエクセル様式のファイルを掲載しているだけで、求人を行っている企業を検索するのも容易ではない状態なので、新しいサイトでは検索も自由にできるようにして、PRを図ろうと考えています。今はまだ、PRがなかなかうまくできていないと承知しています。

住谷達委員（分科員）

制度に参加している企業は163社とのことですが、今は本当に人材不足で、企業は喉から手が出るほど人材が欲しいのです。そのような中で、この施策は本当に大事なものだと思うのです。今年1年やってみて結果が伴わなかったのは、システム上どこかにおかしいところがあるということですから、それを見直してほしいと思います。

国の対象要件等が変わるとともに、来年度の当初予算額が少なくなっています。サイトを整備することによって、来年度はもしかしたら想定以上の移住者が来るかもしれませんが、そうなったときの対応についてはどう考えていますか。

移住・定住促進課長

当初予算段階における計画を上回った場合は、補正予算による対応も検討したいと思います。

あきた未来創造部長

提出資料5ページの真ん中辺りの「ii）県単支援分」の欄にあるとおり、「i）の支援対象者のうち」というのが県単支援分の支給の前提条件になっている——国の要件をクリアしないと県単支援分を加算できないことになっています。先ほど住谷委員から青森県と山形県の資料を見せてもらいましたが、東北各県では大概数名くらいしか支給対象者がいないです。つまり、国の制度設計が現場を理解しないままに行われたのではないかということで、下段にあるように、対象移住者要件の「東京23区在住又は通勤の期間が直近連続5年以上」では厳しいので、

10年間で通算して5年くらいあればいいのではないかとといった要望や働きかけをいろいろな角度から国に行って、段々と要件を緩和させてきており、その辺りをさらに踏み込んで、来年度はもう少し実績を増やしていきたいと思っています。なお、県単支援分の要件を国の要件にかぶせないというやり方もあるかもしれませんが、これは大きな政治判断——制度設計に関わることだと思いますので、いろいろと議論したいと思っています。

住谷達委員（分科員）

今の部長の答弁にあったように、県単支援分の独自の支給でもいいですが——秋田県の企業では人材不足が本当に深刻な問題になっています。東京一極集中をどうにか是正しなければならないという時流もある中で、この問題は何とか解決しなければならないと思うのです。取組を再度真剣に見直して、頑張ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

あきた未来創造部長

県単支援分は今年度からの継続事業としてまずは実施しますが、先ほどのPRの仕方も含め、改めて制度の在り方を議論したいと思っています。移住につながる呼び込み事業ですから、気持ちを込めて、実効性が伴う事業にしたいので、少し時間を頂戴したいと思います。

東海林洋委員（分科員）

非常に残念な結果ですが、具体的に教えてください。先ほどから、「国が作った制度や周知が悪かったから誰も来なかった」の一点張りで、「全国そうだからしょうがないだろう」とのことですが、秋田県の場合、県が運営しているウェブサイト情報を掲載していたというだけではなくて、誰かが何か具体的な——委託でもいいですが——仕事をしていたのですか。それとも、ただ投げっ放しだったから移住者が来なかっただけなのです。誰がいつ何をしていたのか、これだけは教えてください。

移住・定住促進課長

まず、4月19日を皮切りに、県内企業の掘り起こしを始めました。Aターン求人登録をしている企業等のふだんつながりのある企業や商工団体の方々に「このような制度を始めたので、是非登録して求人を出してください。」とお願いしつつ、掘り起こしに努めてきました。

対外的なPRについては、Aターンフェアや移住フェア等の来場者に対して行ったほか、企業に対し、自社の求人サイトでの「移住支援金対象法人なので、是非応募してください。」といったPRの実施をお願いしていました。また、当然Aターン登録者（秋田県内を就業場所とする県外在住者向けの求人（Aターン求人）に応募するために必要な登録を行っている人のこと。）の方々にも、このような制度を始

めたことをメール等でPRしてきました。

また、秋田労働局と連携し、ハローワークで、企業が求人票を出すときに登録を働きかけてもらったり、求職者が来たときにこの制度の活用をPRしてもらったりしました。さらに、東京のふるさと回帰支援センターなどでもPRしてもらいました。

東海林洋委員（分科員）

その結果がこうだとしても、これで終わりではなくて、せっかく制度があるのですから、1年遅れであれどどんどん予算額を増やしてほしいのです。それが秋田県の人手不足の解消と移住者の増加につながると思います。

今これだけやってこうだったという説明を聞きましたが、具体的に、どの取組がよくて、どの取組が駄目で、新しくやらなければならないことは何かといった分析をしないと、次につながらないですよ。当初予算の話題になるのですが、それはもうできていますか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

今年度、こうした結果を招いたことへの深い反省を踏まえ、来年度以降に向けて部内でいろいろと協議しているところです。まず、この事業では市町村の負担が4分の1生じますので、地域振興局を通じて、あるいは直接赴いて、市町村の担当者に一生懸命働きかけていきたいと考えています。また、過去にAターン採用が多かった企業や法人については、直接伺って重点的に話をしていきたいと考えています。そのほか業界団体等にも広く呼びかけて、来年度は目標に達する移住者数を確保していきたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

我々が県内調査で訪れたジェイテクト（株式会社ジェイテクトIT開発センター秋田）にもいろいろなところから戻ってきた方がいますが、あのような方は対象になるのですか。

移住・定住促進課長

県外法人で、資本金額が一定の高水準の企業は皆除外されていますので、誘致企業の従業員は対象になりません。

東海林洋委員（分科員）

それは、国の制度で除外されているということですか。この制度が全てではないと思いますから、誘致企業の従業員として来てくれればいいですが、痛しかゆしですね。

こうした制度の情報は、県からダイレクトに伝わるだけではなくて、身近な市町村や親戚から「こういうものがあるから、これを利用して来い。」といった形で伝わる場合もあって、それ抜きでの成功は絶対にあり得ないと思うので、単に連携といわず——死ぬ気になってという言い方は変ですが——お金

や人手がかかっても、思い切ってやってほしいと思います。この事業で人が来るか来ないかは結構大きいですから、期待しています。いかがですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

今年度は160人分、来年度は80人分と少し予算額は下がっていますが、資本金要件や勤務地、どこで採用されるかといった国の要件が緩和されていますので、まずはこのようなことの周知を広く行うため、直接出向いて一生懸命訴えかけていきたいと考えています。来年度は頑張りたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

関連して伺います。登録法人が百六十数社とのことで、まだまだ増やしていいたいと思うのですが、会社にとっても採用の武器としての魅力があるとして、目玉の支給額最大200万円というところに最も魅力を感じるの、何とんでも支給される当人というか、実際に来る移住者だと思うのです。先ほどこれらの場でPRしたと答弁していましたが、この移住者向けのPRについて課題を整理して、頭を使わなければならないと思うのです。何回も同じようなことを言っていますが、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス。ネットワークを通じて人と人のコミュニケーションを促進するウェブ上のサービス。）——私もさっと見たのですが——ではどのくらいの情報を発信して、どのくらいのアクセスや反応があったのですか。

移住・定住促進課長

SNSでの宣伝は、移住支援金だけについてではなくて、Aターンフェアなどを中心に行っていました。

鈴木健太委員（分科員）

多分そうなのだろうと思います。なぜかといえば、「今年秋田に移住してAターン就職したら、最高で200万円もらえるよ。」ということの「ざわっ」とする感じをどれだけ伝えるかが重要なのに、それが全く伝わっていない気がするからです。これはすごい金額ですから、周知さえされれば効果はあったと思うのです。今後は是非そこを意識して取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

この事業では当初から移住・就業支援事業のマッチングサイトの構築も併せて実施してきていますが、このサイトの稼働が遅かったということがあります。今は県の公式サイトの中に掲示している状況で、独立した新しい、見やすくアクセスしやすいものを——今は動いて……。

【「まだです」と呼ぶ者あり】

あきた未来創造部次長（猿橋進）

まだですか。今年度中に整備する予定です。それを首都圏の移住を考えている方に見てもらえれば、

「いいな」と考えてもらえるのではないかと思います。それと併せて、SNSの活用もこれから進めていきたい考えているところです。

鈴木健太委員（分科員）

先ほど、国の要件を満たさないと県単支援分を加算できない点については、ちょっと考えるという回答がありました。実は私の周囲にも、制度は知っているのに使えないという人がいて、その方々から多く聞かれるのが「何で東京でないと駄目なのか」という声なのです。結構、中京エリアからのAターン就職が多かったりする実態もあるのです。予算はあるのに実績がないのですから、県単支援分だけでも対象を広げてもいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

あきた未来創造部長

その辺りのことも含めて、先ほど述べたとおり実効性を伴う制度につながる見直し、点検をしたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

年齢要件はどうなっていますか。年齢は何歳でもよいのでしょうか。

移住・定住促進課長

年齢は特に要件としていませんが、あくまでも社会人——就業する方に支給することとしており、企業に採用されることを前提としています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

若い人には首都圏から秋田へ戻ってくるのになかなか抵抗があると思うのですが、中年以上になると、このまま都会で暮らしていくか、ふるさとに戻って暮らすかと考えたときに、だんだんとふるさとに戻りたいという気持ちが強くなってくることがあり得るのです。年齢の幅があるのなら、そのような人たちにもアピールしていけば、これを機会に思い切って秋田に戻る決断をする人も出てくるのではないかと思います。いかがですか。

移住・定住促進課長

法人の求人については、秋田労働局と連携して、例えば年齢が高い方を狙ったり、就職氷河期世代のまだ自分の思うように働いていない方向けの求人を増やしたりと、いろいろな求人を増やす取組をしていますので、そのような情報も伝えていきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

会社への就職の話はありましたが、戻ってきて農業や林業をやろうといった場合は要件に該当しないのですか。

移住・定住促進課長

法人に雇用されることによる就業が主ですが、それ以外に自分で起業する場合については、産業労働部が支援（起業支援事業費補助金（地域課題解決

枠）による支援）を行っており、その方がたまたま移住者であれば、移住支援金も支給されます。主となるのはあくまでも雇用による就業者への支給で、独立して経営を行う方への支給ではありません。

住谷達委員（分科員）

地域づくり推進課の若者チャレンジ応援事業について伺います。9件が採択されたとのことですが、今年度、1回目から3回目まで募集を行って、応募件数は全体で何件あったか、教えてください。

地域づくり推進課長

1回目と2回目は、ともに28件の応募がありました。最後の3回目は12件の応募がありました。

住谷達委員（分科員）

結構な数の応募があったようですが、その中には今回採択されなかった方がいると思います。そのような方は、まだ若いので、今回は採用されなかったものの、起業意欲や何かやりたいという気持ちを持っていると思いますから、来年度以降再チャレンジできるよう、委託先の事業者——多分来年度も業務委託によって行うと思うのですが——にフォローアップの研修を実施してもらいたいと思うのです。そのような気持ちをそこで終わりにするのではなく、この先も何か希望が持てる事業にしてもらいたいと思うのですが、できますか。

地域づくり推進課長

残念ながら採択されなかった方には、その都度、審査員の意見として、採択されなかった理由や「このような事業ならポイントはこうだ」といったことを伝えていきますし、その後の募集に当たっては説明会や相談会などを開いて、随時相談に乗るようにもしています。今年度駄目だったからといって門を閉ざしているわけではなく、来年度に向けて、何度でも自分の企画をブラッシュアップして、再チャレンジしてほしいと思っていますし、来年度もそうした方々の応募に対して相談会を開くなどして対応していきたいと思っています。

さらに、県内にはいろいろなことをやりたがっている若者がまだたくさんいると思いますので、来年度は、この若者チャレンジ応援事業だけではなくて、もう少し広く若者のいろいろな取組を応援する仕組みをつくろうと考えています。

住谷達委員（分科員）

若い人にとっては、どれだけチャレンジできるか、夢を持てるかがすごく大事だと思うのです。秋田を自分がやりたいことを実現できるところにしていかなければ、若者は残っていかないと思うので、是非そういった取組をこれからも進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

あきた未来創造部長

当初予算関係審査で説明しますが、若い人たちが

みんなで意見を出し合いながら、様々な考えを練り上げる場——会場を設けるものに限らず、SNS上のプラットフォームなども設け、若い人同士の議論や切磋琢磨を通じて、熱い思いを1つでも多く形にしてもらう取組を考えています。

東海林洋委員（分科員）

移住総合推進事業に係る債務負担行為の設定における、県内相談窓口関係のことについて伺います。今まで移住定住総合支援センター（NPO法人秋田移住定住総合支援センター）に委託していた窓口業務を、来年度からふるさと定住機構（公益財団法人秋田県ふるさと定住機構）に委託するとのことですが、これによって、今までできなかったことができるようになる、こうしたことが強化・充実される、今まで弱かった部分が克服されるなどといった具体的な効果があったら、教えてください。

移住・定住促進課長

今回、県内相談窓口業務の委託先をふるさと定住機構に変更する背景には、移住相談窓口での相談内容を見ると、仕事についての関心が非常に高いことがあるのですが、従来、ふるさと定住機構はAターン就職の業務を扱っていたので、移住相談と仕事相談とで窓口が2つに分かれていました。今年度中にふるさと定住機構が無料職業紹介業務を行えるようになるので、以後は県内相談窓口を一本化して、移住相談の際に仕事相談にも的確に対応できるようにしようというのが目的です。

東海林洋委員（分科員）

ふるさと定住機構の業務が増えますが、しっかりと人を増やして対応するのですか。

移住・定住促進課長

委託費に見合いの人件費を盛り込んでいます。

東海林洋委員（分科員）

移住定住総合支援センターに業務を委託していたときも、県内相談窓口は同じ秋田テルサ（秋田市勤労者総合福祉センターの愛称）の中にあったのですか。

移住・定住促進課長

秋田テルサの1階にありました。

東海林洋委員（分科員）

場所は同じで、運営する団体が一本化するだけですね。

県内相談窓口には、例えば家族などが相談に訪れたり、帰省したときに相談に訪れたりといったように、利用の仕方がいろいろあると思うのですが、県内で秋田市だけにしかない——秋田県内の移住相談等を全部ここで受け付けるのは、少々無理があると思います。県内の各地域での相談には、どのように対応しようと考えていますか。

移住・定住促進課長

各市町村においても、それぞれ移住に力を入れており、地域住民からの相談等は、市町村の相談窓口でも受け付けています。県外からの相談はウェブサイトを通じたものが多いので、県内相談窓口で集中的に対応することは可能だと考えています。

東海林洋委員（分科員）

市町村が受け付けているというなら、秋田市だって受け付けているではないですか。「県がこんないことをするのは秋田市にある県内相談窓口でだから、相談があったら全県からここに来い。」というイメージなのですか。

移住・定住促進課長

直接相談に訪れる方については、市町村の相談窓口で対応できると思っています。

現在、移住情報システム——各市町村、首都圏相談窓口、県内相談窓口、県庁をつなぐ顧客管理ネットワークを整備中であり、そのシステムにより関係機関で情報を共有して、様々な移住相談等に柔軟に対応できるようにしたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

ますます訳が分かりません。各地域の人は市町村の相談窓口に行けば同じことができるのだとすれば、県内相談窓口では一体何をするのですか。全く分かりません。

委員長（会長）

質疑ですか。

東海林洋委員（分科員）

そうです、質疑です。

委員長（会長）

どのような質疑でしょうか。分かるように説明してください。

東海林洋委員（分科員）

市町村の相談窓口に行けば相談できると言っていたのに、今の答弁では、顧客情報を一緒に管理するネットワークを構築するとのこと、ならば、秋田市に県の県内相談窓口を開設する意味は一体何なのかということです。何の違いがあるのか分からないのですが、いかがですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

これまでの経緯を少し説明しますと、移住定住総合支援センターには荒谷紘毅氏という理事長がいらっしゃるって、移住に対して非常に熱心に取り組んでおり、県外の方——秋田県出身の方がかなり多かったのですが——からの「秋田に移住したいが、どの市町村がいいだろうか、どのような環境があるだろうか。」といった問合せは移住定住総合支援センターで受け付けて、それを各市町村に振り分けていました。一方の市町村も、移住にかなり一生懸命に、また独自に取り組んできており、かなり力を付けていまして、これまで移住定住総合支援センターが全

県一本の相談窓口だったものが、市町村も相談を受け付けられるようになってきたことによって、相談窓口が分散されてきたという事情があります。

また、県内に在住している既移住者のフォローや、いろいろなネットワークの事務局、あるいは移住者へちょっとしたプレゼントを差し上げるなどといった取組も、荒谷理事長の下、移住定住総合支援センターで行ってきており、そのような既移住者のケア、フォローについては、引き続き移住定住総合支援センターに行ってもらいたいと思っておりますが、県一本の——秋田県のどこに移住したいかといった相談については、今後は一本化されたふるさと定住機構が運営する移住相談窓口に問い合わせてもらおうと考えています。窓口が一緒になるメリットについては、先ほど移住・定住促進課長が述べたとおりですが、こうした経緯から窓口を一緒にすることになったと捉えています。

東海林洋委員（分科員）

各市町村の相談窓口に行けば、県の移住支援、個々の市町村の移住支援、それからAターン就職支援の全部についての相談が同じようにできるということですか。

移住・定住促進課長

説明が不十分でした。県外の方からの移住相談に首都圏相談窓口で対応した際に、仕事のあっせんを求められた場合、ふるさと定住機構とAターンプラザ秋田が連携して、県内の求人情報を相手方に伝えています。一方、県内相談窓口に直接来る方はあまりおらず——秋田でいろいろと相談したい方はもちろん直接来ることもあるのですが——連絡先としてのセンター機能を持っております、そこからいろいろな仕事の情報も流せるので……

委員長（会長）

今の質疑の趣旨は、市町村の相談窓口に行った場合に同じサービスを受けられるかどうかということです。

あきた未来創造部長

実は、これまで市町村では、あまりにも移住について前向きさがなかった——各首長の意向が結構強くて、ようやく25市町村が足並みをそろえて移住についての連絡協議会に加わったところであり、移住の窓口を設けるための担当者を育成する勉強会もようやく始めたところです。

どの市町村の相談窓口に行っても同じサービスを受けられるかといえば、温度差はあります。「是非そのような窓口にしてくれ」とは強く言ってきましたし、25市町村の大半が「移住」という文言の入った総合戦略を策定していますので、最近では窓口はきっちりと動いていますが、ことごとく同じサービスができるかというと、なかなか難しい現状です。

先ほど猿橋次長が述べたとおり、いったん移住定住総合支援センターが相談を受け付けて、そこから市町村に振り分けた際に、市町村がその相談を移住定住総合支援センターに戻す場合がありますし、移住については就業、就農、居住、子供の教育など、個別の問題がたくさんありますので、移住定住総合支援センターと市町村のやり取りを何回か繰り返さないと、1つのことがまとまらないという事情があります。窓口でそのようなことをしたうちの何回かに1つが成就しているというのが実情です。

よって、質疑に対する答えとしては、25市町村全てで可能な状況には、まだ至っていません。

東海林洋委員（分科員）

特にAターン就職に関して、市町村から相談者に十分な情報などを与えることができるかが一番大事だと思うのですが、提供できる状態になっていますか。

移住・定住促進課長

無料職業紹介事業を行う市町村も出始めていますが、就業に関してはほとんどが情報を提供できていない状況です。

東海林洋委員（分科員）

秋田に戻ってきたいとたまたまある市町村に相談しに行ったとして——仮に湯沢市の出身者であったとしても、秋田市や大仙市に職場があれば、そこに勤めたいという人もたくさんいるわけですから、そのままでは駄目でしょう。今提案されている債務負担行為よりも、全県でAターン就職に関する情報を共有できる仕組みをつくるほうが先ではないでしょうか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

Aターン就職が大事だとの御指摘でしたので、それに関して述べますと、ふるさと定住機構が今までずっと、いろいろなセミナーや説明会などを開きながら、つないできたという経緯があります。そのふるさと定住機構が、今回移住相談窓口の機能を吸収することにより、今後Aターン就職と移住を一体感を増した形で進めていけると考えています。

Aターン就職についての取組をしている市町村の例としては、羽後町は職業紹介事業ができますので、窓口で「職を紹介してください」と相談されれば、紹介できる状態になっています。ただ、そういった市町村はまだ多くはありません。

このたび、ふるさと定住機構が無料職業紹介事業の許可を得ましたので、東京事務所のAターンプラザ秋田で都内在住の若い秋田県出身者などからの相談を受けた際には、ふるさと定住機構と連携しながら、Aターン就職と移住を一体的に進めていくことになると思っています。

東海林洋委員（分科員）

趣旨は分かりますが、具体的に強化しなければ駄目でしょうと言いたいのです。その具体策はどのようなのですか。

あきた未来創造部長

Aターン就職と移住については、似て非なるもの同士なかなか相交わることがなかったことが、非常に長い間の懸案事項であったのです。所管する部局が違いましたし、移住の窓口が県庁の中にはなかったこともあります。今ようやくそれらを1つにして取り組み始めた——ある意味、緒に就いたばかりと言ってもいいのではないかと感じています。今回このような形で機能を一体化しますし、先ほど述べた市町村を巻き込んだ連絡協議会もありますので、Aターン就職と一緒にこれからさらに県外から人を呼び込むという大きな狙いを、市町村と共有しながら進めていきたいと思えます。改めて市町村ときっちり連携を取りたいと思えますので、よろしくお願いします。

鈴木健太委員（分科員）

東海林委員の御指摘に加えて伺いますが、県内のいろいろなところへ行ってみた感想として、やはり情報が全然共有されていないと思えます。具体的な話をすれば、たしかおとし、委員会の県内調査で鹿角市へ行きました。移住に熱心なところだから行ったわけですが、先方の担当者は県の移住者数の目標が何人かすら知りませんでした。先月は横手の合同企業説明会を見に行きまして、それは平鹿地域振興局と横手市が協力して開催したのですが、そこに企業が何社来て、何人の人が訪れて、何人が成約したかといった情報を、県が共有している——把握しているとは思えない状況でした。組織が合流したから、より一層一体化が進むと言いますが、こうしたところを一つ一つつないでいくことこそが大事です。「横手で今こういうことをしている」、「県北ではこうだ」といったことを県が一元的に把握して、また逆に「県はこういうことをしている」といったことを市町村に最低限知ってもらわないと、全県的な動きにならないのではないかと思いますので、その辺りの情報を共有してほしいと思えますが、いかがですか。

あきた未来創造部長

行政も一緒に——委託だと預けっ放しという感覚もなきにしもあらずなので——同じ課題、同じ目標に向かって歩めるよう、一緒に議論できる場を設け、意思の疎通を図りながら進めていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

次世代・女性活躍支援課の、秋田県男女共同参画センターの管理運営費について伺います。それぞれ消費税の増税分の運営費を増額するとのことで、そ

れについては理解したのですが、債務負担行為の期間を見ると、北部（秋田県北部男女共同参画センター）と南部（秋田県南部男女共同参画センター）が来年度まで、中央（秋田県中央男女共同参画センター）が令和5年度までとなっています。知事が一般質問の答弁で、男女共同参画センターの運営の在り方を見直していくというような発言をしていたと記憶しているのですが、これはつまり、北部と南部をなくそうと考えているということでしょうか。

あきた未来創造部長

県内には、県南、県北、中央にNPOセンター（市民活動サポートセンター）と男女共同参画センターがそれぞれ3か所ずつ、計6か所あります。男女共同参画の推進と、NPOの認可及び指導と、それぞれ実績は結構あるのですが、一つの考え方として、このまま同じような場所で、同じような人を相手にして取組を行うならば、県南、県北、中央それぞれの2つのセンターをそれぞれ一本化するという見直しをすべきではないかということで、今検討を始めています。

また、男女共同参画センターを県内に3か所持っている自治体は、全国でもほとんどないのです。大概のところでは一本化されているので、業務がこのままなのであれば見直そうということで、センターの方々に集まってもらい、在り方の検討を始めたところです。こちらから「究極的に中央に一本化することについてどう思うか」と議題を提示した上で、仕事の部分、業務提携の部分、市町村との連携の部分などについていろいろと議論してもらっており、結論はまだ出ていませんが、そのような見直しの動きが始まっています。

知事の答弁にあった3つの男女共同参画センターの在り方の検討というのは、県南、県北、中央の既存の拠点を生かすとすれば、特定地域づくり事業協同組合方式の新たな事業に関する法律（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律）が整備されたことを受けて、マンパワーが不足している人口急減地域の在り方や、当部の地域づくり推進課が所管するコミュニティ生活圏の在り方、地域の支え合いなども含めた、地域ニーズに合った新しい業務を担ってもらおうということを実現したものです。ただなくすのではなくて、地域から求められている機能に対応したセンターの在り方を考えるため、改めて見直しをしようということを表したものです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今回の債務負担行為の期間については、今の答弁とは別の話ですか。

あきた未来創造部長

期間が令和2年度までと令和5年度までとで分か

れている件ですよ。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

はい。

あきた未来創造部長

このたび、期限を合わせながら各センターの在り方や次の指定管理の在り方について協議するつもりではありますが、債務負担行為の期限については、今設定しているものにたまたま令和2年度と令和5年度の2通りがあっただけです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの答弁にあった件で、県がNPOへの支援と男女共同参画の推進に係る事業を実施するときに対象となる方は、重なる場合が多いのかもしれませんが、目的は違いますよね。それを一緒にできるのだろうかと思うのですが、どうでしょうか。

あきた未来創造部長

一本化の仕方についてはいろいろと議論があると思います。県南では既に同じ職員が両方の業務を行っている例がありますが、単純な足し算のような形はあまり想定していません。どのような機能を持つか、どのように相談をするか、どのように団体の活動を後押しするかといったことについては、当方からきちんとアドバイスできる形態をつくっていきます。業務の違いは我々も承知していますし、単に十把一からげにしようというつもりはありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの答弁にあったマンパワーの不足やコミュニティ生活圏の問題については、NPOの力を借りながら一緒に取り組んでいくことは必要だと思いますが、それはそれとして、男女共同参画センターの役割については、今ジェンダーの平等などいろいろなことがいわれている——男性と女性というだけではない性の在り方もいわれていますが——中で、単に何かの仕事を担ってもらうだけではない、もっと根底の部分の問題も含めた取組を行っていくことだろうと思います。なかなかうまく言葉にできないのですが、目の前にある仕事や事業だけではなく、もっと深い部分も捉えながら、また、もちろん実際に関わっている方の意見も聞きながら、在り方を検討してもらいたいと思います。そのことについて、私たちも意見を出したいと思いますし、是非お願いしたいと思うのですが、いかがですか。

あきた未来創造部長

自助の時代から共助の時代になっていくに当たって、共助で地域を支えていく上でNPO活動が重要になってきますので、そのアドバイザーになれる拠点にしたいという考えもあります。また、男女共同参画の推進については、平成28年から女性の活躍推進がうたわれており、そのような視点をしっかりと踏まえながら、それぞれの役割をどのように果た

せるか議論していきたいと思います。その際には、社協（社会福祉協議会）や市町村も加えて一緒に議論していきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

同じ次世代・女性活躍支援課の、すこやか子育て支援事業について伺います。副食費助成事業の減額補正の理由は、提出資料にあるとおり、一番大きい秋田市などが実施しなかったためだと理解できます。一方、その下の子育てファミリー支援事業も、金額は副食費助成事業に比べたら小さいものの、減額補正となっています。先ほどの説明では、低年齢児から保育所に入所している児童が多く、一時預かり——1世帯当たりの助成額が1万5,000円まででしたか——のニーズが減っていることなどからこのような実績になったとのことでしたが、世帯数の実績が何世帯となったか、1世帯当たりの単価は幾らくらいか、分かっていたらお知らせください。

次世代・女性活躍支援課長

今年度の助成対象の実績見込みは683世帯となっています。割り返せば単価も求められるのですが——世帯数はそうになっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

多分、市町村の取り組み方——もっといろいろな事業やサービスを利用してほしいということで、見込んだ件数よりも少なかったという事情もあるのだろうと思うのですが、この事業の対象となるのは、第3子が生まれてからなのですよ。たまたま昨日の沼谷純議員の一般質問で、多胎家庭——双子や三つ子の家庭の問題が取り上げられていましたが、双子の場合は対象にならないですよ。実際に、このようなサービスが頭にあったので「双子の家庭でも使えばいいではないですか」と言ったら、「使えない」と言われたのです。年子の子供がいるなど、いろいろな場合があると思うのですが、県単の事業ですから、双子の場合も対象にするなど、もう少し対象を拡大することも必要ではないかと思います。これは補正予算ですが、今後の事業を実施していく上で、そのような考えはないでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

この事業は平成30年に開始したもので、少子化克服のため、もう1人子供を産んでほしいということが主眼でありました。それまでの子育て支援は、施設に子供を入所させている方への保育料助成などに偏っていたのではないかとということで、施設の利用者のみならず、在宅で子供を育てる方の負担も軽減したいという思いから、この事業を立ち上げたものです。対象になるのは6歳までの未就学児で、年子でなく、ある程度年齢が隔たっていても、また、必ずしも一番下の子供でなくても、世帯に属している子供であれば誰でも幅広く使える助成制度にしよ

うと考えているのですが、先ほど述べたように、子供が低年齢児から保育所等に入ってしまう——幼保推進課の調査によりますと、平成27年度は0～2歳児で施設に入っている子供が53%程度だったのが、今年度は62%と、9%くらい上昇しており、そのような要因もあって、実績が伸び悩んでいるのではないかと考えています。確かに要件を広げて、もっと多くの方に使ってもらおうという考え方もありますが、市町村からは「周知度が足りない」、「使い勝手が悪いのではないかな」といった声が上がっていますので、そのようなところも合わせて再度市町村に問いかけながら、もう一回実施し検証してみても、制度の在り方を考えたいと思っています。すぐに来年度にというわけにはいきませんが、研究していきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

子育て世代の方からは、収入が少ないので共働きせざるを得ないという話を聞きますから、低年齢児から保育所に預けるのは当然なのです。例えば年齢が低い子供が3人いるとすると、子供が保育園に行っているときは仕事をしているし、休みのときにはその3人がいるので、なかなか子育てのきつきから抜けられないという実態があるようです。この事業のそもそもの目的は、先ほどの答弁によると負担の軽減ではないのだと思いますが、この秋田で子供を育てる——子供の数を増やしていくためには、そのような手だても講じなくてはならないと思うので、先ほどの答弁のとおり、今後の実績を見ながら検討してほしいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

引き続き、男女共同参画関係のことについて伺います。女性活躍・ワークライフバランス推進事業が、市町村の活動が少ないとの理由から減額補正となっていますが、今年度予算額はどのくらいで、実際の市町村の活動はどのようなものだったのか、先ほど話題になった男女共同参画センターの活動内容と絡めて教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

市町村への助成制度（地域女性活躍推進事業）は国の交付金事業であり、地域における女性活躍推進を目的として、平成27年度から実施しているものです。都道府県に対しては上限額800万円、市町村に対しては上限額250万円の2分の1助成を行っていますが、今年度秋田県内では、秋田市と湯沢市の2市だけが活用して事業を実施しています。

加藤麻里委員（分科員）

先ほど男女共同参画のことでいろいろな話がありましたが、現実としてこの課題に取り組める市町村が2市だけだと考えると、国の事業とはいえ、取り組みにくいというか、課題が非常に多いと感じます。

この国の事業は来年度もあるのですか。

次世代・女性活躍支援課長

この交付金は、他の市町村と広域的に連携して取組を行うことを求めるなど、非常に使いづらいところがあります。また、枠が小さく、事業を提案しても全てが採択されるわけではないので、市町村からも取り組みづらいという声があるのは事実です。ただ、そうした国からの情報等については、各市町村に全て伝えています。来年度も同じ事業があり、3市が実施すると聞いています。

加藤麻里委員（分科員）

県民の意識の問題や、市町村の負担の大きさなどいろいろな要因があると思いますが、今の答弁からしても、男女協働参画社会や女性の活躍の推進といながら、非常に取組が弱いと感じます。県内に3つの男女共同参画センターがあるのならば、なおさらのこと、力を注いで事業を展開してほしいと思いますが、各センターを運営している団体との連携などはあるのですか。

次世代・女性活躍支援課長

地域女性活躍推進事業は、市町村が女性活躍推進計画を立て、その計画に基づいて実施するという要件もあり、そうしたところで男女共同参画の推進に女性の活躍推進が上乗せになっているような部分もあります——市町村と男女共同参画センターとで連携を密にして取組をしているのは事実です。ネットワーク会議や様々な事業でも連携を密にしておりますので、引き続き市町村と連携を密にして各事業を実施していきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、あきた未来創造部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、あきた未来創造部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

【新型コロナウイルスに係る「あきた未来創造部」関連事業の対応について説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、あきた未来創造部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため休憩します。

再開は午後３時とします。

午後２時４５分 休憩

午後２時５９分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

議会事務局長	出口廣晴
議会事務局次長	中村基
参事（兼）総務課長	渡辺徹
議事課長	伊藤徹
政務調査課長	藤田良彰
人事委員会事務局長	高橋能成
職員課長	加賀谷敏実

委員会及び分科会を開き、総務部関係の審査を行います。

散会します。

午後３時２分 散会

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

議会事務局及び人事委員会事務局の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第１号のうち議会事務局及び人事委員会事務局に関係する部門の審査を行います。

初めに、関係課長の説明を求めます。

参事（兼）総務課長

【議案〔１〕及び補正予算内容説明書により説明】

職員課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各事務局一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、議会事務局及び人事委員会事務局の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会しますが、今回の補正予算について、当委員会へ付託された議案がなく、採決を行う案件がないことから、３月２日に討論・採決及び本会議において委員長報告は行いませんのであらかじめお伝えします。

次回は３月３日火曜日、予算特別委員会終了後に

令和 2 年 3 月 3 日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第 3 7 号
令和 2 年度秋田県一般会計予算の関係部門（総務部
の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 2 議案第 5 2 号
令和 2 年度秋田県公債費管理特別会計予算
（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第 5 8 号
秋田県行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番
号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の
一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第 5 9 号
地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する
条例案（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第 6 0 号
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す
る条例案（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第 6 1 号
秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例
案（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第 6 2 号
秋田県部設置条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第 6 3 号
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
案（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第 6 4 号
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第 6 5 号
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改
正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 11 議案第 6 6 号
秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正す
る条例案（趣旨説明・質疑）
- 12 議案第 9 2 号
包括外部監査契約の締結について
（趣旨説明・質疑）
- 13 請願第 3 号
迎撃ミサイルシステム「地上イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めない
ことに関する決議について（現況説明・質疑）
- 14 請願第 5 号
秋田県議会に「イージス・アショア」配備反対
の意思表示を求める請願について（現況説明・質疑）
- 15 請願第 6 号
イージス・アショアを秋田市新屋に配備するこ
とは認めないとの意思表示を求める請願について
（現況説明・質疑）
- 16 請願第 1 2 号
県議会として、秋田市新屋への地上イージス配
備反対の意思表示を求める請願について
（現況説明・質疑）
- 17 請願第 1 3 号
秋田県議会として、イージス・アショアの秋田
市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請
願について（現況説明・質疑）
- 18 請願第 1 4 号
秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画の
撤回を国に要請する請願について（現況説明・質疑）
- 19 請願第 1 5 号
陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア
配備計画の撤回を求める請願について（現況説明・質疑）
- 20 請願第 2 0 号
新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イ
ージス・アショア」配備計画に反対を求める請願
について（現況説明・質疑）
- 21 請願第 2 1 号
陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを
配備する計画は認められないとする意思表示を全
会派で行い国への働きかけを求める請願について
（現況説明・質疑）
- 22 請願第 2 2 号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について（現況説明・質疑）
- 23 請願第 2 3 号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について（現況説明・質疑）
- 24 請願第 2 4 号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について（現況説明・質疑）
- 25 請願第 2 5 号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について（現況説明・質疑）
- 26 請願第 2 6 号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショ

会 議 の 概 要

午前 11 時 28 分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

欠席委員（分科員）

副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
-----------	---------

説 明 者

総務部長	名 越 一 郎
総務部危機管理監（兼）広報監	
	渡 辺 雅 人
総務部次長	神 部 秀 行
総務部次長（兼）副危機管理監	
	鶴 田 嘉 裕
総務課長	伊 藤 真 人
秘書課長	長 嶋 直 哉
人事課長	小 西 弘 紀
財政課長	神 谷 美 来
税務課長	工 藤 明 人
徴収特別対策室長	小 林 伸 也
広報広聴課長	菅 生 淑 子
総合防災課長	山 木 將 弘

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

総務部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号、議案第 63 号、議案第 64 号、議案第 65 号、議案第 66 号及び議案第 92 号、以上 10 件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第 37 号のうち総務部に関係する部門及び議案第 52 号に関する審査を行います。

初めに、総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔3〕、議案〔5〕、当初予算内容説明書、

ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（現況説明・質疑）

27 請願第 27 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（現況説明・質疑）

28 請願第 28 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（現況説明・質疑）

29 請願第 29 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（現況説明・質疑）

30 請願第 30 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（現況説明・質疑）

31 請願第 31 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（現況説明・質疑）

32 陳情第 24 号

令和 2 年度税制改正に関する提言について（質疑）

33 意見書案（議員提出）

イージス・アショアの演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書（文案検討依頼）

34 総務部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 聡
議会事務局政務調査課	松 橋 祥 真
総務部総務課	菅 原 誠
企画振興部総合政策課	菅 原 雅 則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	安 村 祥 吾

提出資料及び当日配付資料により説明】

総務課長

【議案〔５〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

秘書課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

説明の途中ですが、昼食のため、暫時休憩します。
再開は、午後１時１５分といたします。

午前１１時５６分 休憩

午後 １時１２分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
委員（分科員）	佐藤 賢一郎
委員（分科員）	工藤 嘉 範
委員（分科員）	住谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

欠席委員（分科員）

副委員長（副会長）	近藤 健一郎
-----------	--------

説明者

総務部長	名越 一 郎
総務部危機管理監（兼）広報監	渡辺 雅 人
総務部次長	神部 秀 行
総務部次長（兼）副危機管理監	鶴田 嘉 裕
総務課長	伊藤 真 人
秘書課長	長嶋 直 哉
人事課長	小西 弘 紀
財政課長	神谷 美 来
税務課長	工藤 明 人
徴収特別対策室長	小林 伸 也
広報広聴課長	菅生 淑 子
総合防災課長	山木 將 弘

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き、総務部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

人事課長

【議案〔５〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

税務課長

【議案〔５〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

徴収特別対策室長

【当初予算内容説明書により説明】

広報広聴課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

総合防災課長

【当初予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は、各課室ごとに行います。

初めに、財政課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

歳入について伺います。令和２年度当初予算では県税の歳入額が昨年度当初予算よりも小さくなっていることや、今後の財政の見通しについて、先ほど財政課長から説明がありましたが、今季は暖冬の影響で降雪が少なかったため、建設業界の景気が大変悪いという話を聞いていますし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、飲食業界では結構キャンセルが発生しており、大変な状況だとのこと。今後、県税、特に法人関係の税収が当初予算計上額に届かない場合もあるのではないかと考えているのですが、今後どのような対策——国の状況もあると思うのですが——を講じていくか、財政課では何か考えているのですか。

財政課長

住谷委員が御指摘の新型コロナウイルスの影響などは算定時点では分かっていたので、県税の歳入予算額はそのようなことを加味したものにはなっていません。ただ、例年当初予算を計上するときには、歳入については割と堅めにというか、あまり見通しを甘く持たずに額を設定していますし、仮に新型コロナウイルスの関係またはその他の今後起こり得る特殊事情が生じたため、歳入額が想定に届かなければ、不足分については基本的に、財政課が所管している財政調整基金や減債基金を取り崩すことで対応するのが現実的だろうと思います。

住谷達委員（分科員）

そうだと思うのですが、もともと秋田県は好景気のよい影響もそれほど受けていなかったと思うのです。その中で、暖冬や新型コロナウイルスの影響をしっかりと考えて、早急な対策——それを財政課がするかどうかは別として、県全体として、早め早めに対策を講じなければならないのではないかと考えているのですが、今後何か取組をしていく考えはありますか。

財政課長

県内事業者などを対象にした、いわゆる経済対策についての御指摘だとすれば、産業労働部など関係する部署において現在対応を考えているところであ

り、適切なタイミングで早急に実施していくべきものと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

関連で伺います。説明があった当日配付資料「財政の中期見通しについて」には、「一定の経済成長を前提に」とありますが、さきに採決した補正予算でも県税歳入が減額されていたように、景気はそれほどよくなっておらず、さらに消費税の増税もあった今この段階は、「一定の経済成長を前提に」するような状況ではないのではないかと思います。その点、どのような判断と見通しに基づいて、このような当初予算編成になったのかお知らせください。

財政課長

「財政の中期見通しについて」３ページ目の「参考 推計の考え方」を参考までにごらんいただきながら、中期見通しについて説明します。加賀屋委員の御指摘は、歳入の区分の一番上にある県税の推計基準の考え方についてのものではないかと思いますので、この経済成長率の考え方について説明します。ここ数年、本県の県税等の歳入の中期見通しを計算するに当たっては、直近５年間の本県の名目経済成長率の平均値を使っています。ただ、今正に加賀屋委員から御指摘があったようなことを踏まえて、今回は計算方法を少し見直しており、本来、過去５年間ならば平成２５年から平成２９年までの経済成長率の平均値をとるべきなのですが、平成２９年の本県の経済成長率が非常によくて、平成２８年の１．４％に対して、平成２９年は３．９％となっており、それを入れて平均値をとると、１．６４％という非常に高い成長率となります。今までどおりなら１．６４％なのですが、庁内の議論の中で、先ほど住谷委員から御指摘があった新型コロナウイルスの影響なども含め、昨今の状況を踏まえればそのレベルで経済成長が進むかどうか懸念が示されまして、直近の一番高い値である平成２９年の値は除外し、それ以前の平成２５年から平成２８年までの成長率の平均値をとって１．０８％という成長率を求めたところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これでも下方修正のような処理をした数値を使ったということですね。それを前提として予算編成を行ったと理解していいですか。

財政課長

数値については御指摘のとおりです。ただ、一定の見込み値ではあるものの、現実にこの先５年間の県税収入がどうなるかは今後の状況変化によりますし、必ずこうなるというか、精緻な検証に基づいた値ではありません。この中期見通しの趣旨は、ある前提に基づいて県の財政の今後５年間の状況を見通すことであり、非常に細かく推計したものではありません。

ませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

また、令和２年度当初予算編成における県税の歳入予算額の算定に当たっては、県税収入の伸び率などを勘案して積算を行っており、中期見通しに基づいて予算計上したわけではありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

財政課にもう一点伺いますが、資料１の３ページを見ると、民生費の当初予算額が今年度と比べて約１９億３，８００万円減っています。今年度比で増えた経費もありますが、減額になったもののほうが結構多く書かれています。社会保障関係経費などが増大しているといわれている中にもかかわらず減っていますし、歳出予算全体に占める民生費の割合も、少しではありますが、今年度よりも新年度のほうが小さくなっている、つまり増えてはいないのです。これはどのように見たらいいのでしょうか。

財政課長

民生費の減額に大きく影響しているのは、正に加賀屋委員がおっしゃった社会保障関係経費の減額だと思いますが、その点については、来年度予算編成に係る特殊事情があります。特に医療費や介護費といったもろもろの社会保障関係経費については、多額の予算が計上されていても、毎年決算時点で多額の不用額が発生するため、そのことへの問題意識から、今回、予算の積算を精緻に行うため算定方法の見直しをしています。従来は前年度の予算額に伸び率を掛けて積算していたものを、決算を前提として、それに少し余裕分を持たせるような、より精緻な形に積算方法を見直したことにより、減額となっています。また、昨年話題になった国保連（秋田県国民健康保険団体連合会）の算定誤りの件（令和元年に相次いで発覚した、秋田県国民健康保険団体連合会による交付金等の算定ミスの問題のこと。）を受けて、次年度以降の積算を見直したことに伴い減額になった部分もあります。社会保障関係経費は毎年増加を続けていたのですが、来年度については今説明した事情があって減額となっています。

一方で、中期見通しにおいては、社会保障関係経費は高齢化などに伴って今後も伸び続けていくと想定していますので、社会保障関係経費も含めた民生費は、これからも一定規模の予算措置を要する分野であると理解しております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

令和２年度当初予算については決算ベースの——それにプラスするか、マイナスするかはあると思いますが——編成の仕方をしたとのことですが、社会保障関係経費に限らず、例えば周知の問題などによって目的とした使い方ができなかったという決算状況であったとしたら、もっと周知を徹底して、本来の事業の目的を達成できるようにしなければなら

いわけではないですか。今から疑問を呈しても遅いですが、その辺りについてはどのように考えてそのような編成の仕方をしたのでしょうか。

財政課長

先ほど述べた積算を変えた部分とは、例えば国保財政調整繰出事業や医療費の部分、あるいは介護・訓練等給付費等負担金など、基本的に必要な人全てにサービスが行き渡る類いの事業ですから、最終的な受益者である県民にとってのサービスの水準は全く変わりません。予算額と実際に使った額の乖離が生じている部分を実態に合わせたということであり、サービスの水準が落ちる、本来やるべきことをやらないなどといったことは、全くないと御理解ください。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それぞれの事業ごとに予算を見ていくということだと思いますので、その点については分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、総務課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

県人会ネットワーク化推進事業について伺います。この取組を行うに当たっては、昨年の2月議会でも結構議論がなされていたようですが、フェイスブック（アメリカ合衆国に本社を置くフェイスブック社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス。）やSNSを通じた情報発信について、どうも県は直接関わらないで業務委託で済ませるものがすごく多く感じられる——これは広報広聴課の事業にも関連する話ですが——のです。一方で、湯沢市などの県南の4市は、フェイスブックジャパン（フェイスブックジャパン株式会社。フェイスブック社の日本法人。）と連携協定を結んでいますし、先月には大阪府が、都道府県で初めてフェイスブックジャパンと連携協定を結んでいます。できれば本県もそのようなところと連携して、しっかりと情報発信できるようにしてもらいたいと思うのですが、その辺りについて今後どのように取り組むのか教えてください。

総務課長

不勉強で、今住谷委員から御指摘があるまで、県南の自治体でフェイスブックジャパンと連携した効果的な情報発信をしていたことは知りませんでした。

県人会ネットワーク化推進事業の資料の2ページにあるとおり、フェイスブック「全国あきた県人会」のアクセス数は若干減少傾向にあります。平成30年度の減少については、フェイスブックからホームページにアクセスできる形にしたことも影響し

ていますが、全体として伸び悩んでいる状況ですので、より効果的に情報発信を行っていく上でフェイスブックジャパンとの連携協定締結が効果的であるとすれば、そのようなことも検討していきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

総務課長が述べたように、提出資料のデータを見ると年々アクセス数が減ってきていて、入会者の平均年齢も比較的高いのではないかと思います。後ほど広報広聴課関係の審査でも言おうと思っていたのですが、やはりSNSは、どう使うかが本当に大事です。例えば月に1回とか、年に何回とか、情報更新の回数が少ないと、SNSはあまり効果的に機能しないのです。少なくとも週に1回か2回、できれば毎日情報を更新するような情報発信の仕方がけてほしいと思います。更新の頻度が高まれば、それだけ注目度も上がりますし、閲覧の頻度も高くなって、「面白そうだから入ろうかな」、「自分もこういうことをしているから情報発信しようかな」といったつながりができてくると思うのです。情報発信の仕方を工夫するよう気を付けてほしいと思いますが、どうでしょうか。

総務課長

情報発信の頻度については、確かに毎日更新しているわけではないのですが、県の投稿のほか、各県人会あるいは県人会の会員からの投稿も結構あるため、少なくとも毎週更新があります。ただ、内容については、「総会を開催しました」とか、「花見の会でこんなに盛り上がりました」とか、自分たちで行ったイベントがこのような結果であったという報告——予告もありますが——が比較的多い関係で、どうしても同じような情報に偏ってしまっているため、アクセス数が伸びていないのではないかと思います。反省があります。県でも、そのようなイベント情報だけではなくて、秋田に関連するいろいろなトピックスを取り上げるようにしているのですが、今後全国の各県人会の交流推進員が集まる会議に県からも職員が参加する機会がありますので、アクセスの頻度やより魅力ある情報の発信についても打合せをして、内容の改善に努めていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

提出資料の（2）応援の輪の拡大の②県人会等交流推進員の配置の欄に、「秋田、東京、名古屋、大阪及び福岡に県人会等交流推進員を配置」とありますが、なぜ仙台が含まれていないのか、すごく不思議です。東北で一番大きい都市ですから、仙台にも秋田県人が結構いると思うのですが、なぜ仙台に配置しないのか教えてください。

総務課長

県人会等交流推進員をどこまで配置するかは少々

悩ましいところですが、ここに記載している地域の県人会については、その地域だけではなくて——例えば大阪については、近畿秋田県人会という組織があり、大阪、京都、奈良、広島などの県会と連携して活動していますし、東海秋田県会、名古屋だけでなく、その周辺の方も加わって一緒に活動しています。こうしたある程度広がりがある県会に対して県会等交流推進員の業務を委託し、情報を共有してもらったり、情報の発信をお願いしたりしている状況です。

仙台秋田県会については、結構活動が活発なほうだと思いますが、基本的に宮城県内で活動しているとのことで、東北と新潟の情報は秋田に配置している県会等交流推進員が拾って発信することとしているため、仙台に個別に県会等交流推進員を置くことはしなかったと聞いております。

住谷達委員（分科員）

今後も仙台には県会等交流推進員を置かずに県会の活動をしてもらうということですか。

総務課長

仙台秋田県会からも、総会の案内などいろいろな情報提供がありますし、こちらからも訪問して打合せや交流をしています。現状、秋田県庁に配置した県会等交流推進員を活用することで仙台との連携は図られていると理解しておりますので、現時点では新たに仙台に県会等交流推進員を配置することは考えていません。

住谷達委員（分科員）

確かに宮城県内でしか活動していないということはあるかもしれませんが、先ほどの総務課長の話では活動が活発だとのことでしたし、東北で一番大きい都市で、県内から仙台に行っている人が多いことを考えれば、個人的には県会等交流推進員を配置して、もっと積極的に活動するべきではないかと思うのです。正直、なぜ配置しないのか分からないので、もう少し考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

総務課長

東北や新潟については秋田県庁に置いた県会等交流推進員がカバーするという整理をしていますが、今後の仙台秋田県会の活動や、ほかの県会との連携のニーズなどを聞きながら、必要があれば配置を考えていきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

提出資料の「参考 県会に係る主な数値データ」に、令和元年度で団体数205、会員数約10万1,000人とあり、これは把握している全国にある県会と会員の総数だと思いますが、例えば東京には、「東京秋田会」、「東京横手会」、「東京大曲会」など、団体がたくさんありますよね。そう

いった団体の総数なのですか。それとも「何とか市秋田県会」などの全国各地の「秋田県会」の数なのですか。あるいは全部含めているのですか。

総務課長

この数字は全国の県会の総数です。

東海林洋委員（分科員）

つまり、例えば「横浜藤里会」や「横浜鷹巣会」といった一つ一つの団体の総数ではなくて、「横浜秋田県会」のような団体の総数と捉えていいのですか。

総務課長

「横浜秋田県会」もそうですし、どこそこの地区の——例えば「平鹿町ふるさと会」なども全部含めた数字です。

東海林洋委員（分科員）

全部——両方入っていると理解しました。

この全団体あるいは約10万人の全会員に、例えば先日のあきた未来創造部の補正予算関係の審査で取り上げた、今東京から秋田に帰れば200万円もらえる——100万円上乗せしてもらえるといった情報（移住・就業支援事業のこと。以下、同趣旨の表現をしている箇所については同事業を指す。）を一斉に流したいときには、今のところ、どのように伝えているのですか。

総務課長

提出資料にもあるように、ホームページやフェイスブックでお知らせする方法が一つあると思います。また、あきた未来創造部が移住・定住促進のイベントや就職相談会などを行う際には、当方にも情報が入るようになっていきますので、各地の県会を訪れた際にチラシなどでPRしたり、県会と連携して大阪、名古屋、東京などでイベントを行う際に、チラシと一緒に配ってPRしたり、あるいは各県会個別に情報提供をお願いして、会員にお知らせしてもらったりと、様々な方法を組み合わせながら情報発信をしているところです。

東海林洋委員（分科員）

「思います」ではなくて、今200万円をくれる事業ができたとして全ての県会あるいは会員に一斉にお知らせしたいといったときに、そのためのツールはあるのですか。ホームページに載せただけでは、相手が見てくれないと価値がないわけですから、受動的でしょう。今ほかの部の情報の話もありましたが、そのような情報が全体に行き渡っているか、実際に活用されているかどうかも含めて教えてください。

総務課長

全体に情報を行き渡らせようとするれば、例えば首都圏であれば、首都圏秋田県会連合会にお知らせして、そこから個別の県会にお知らせしてもらう

ことになりますし、東海、近畿、北海道についても同様の方法になると思います。また、単独で活動している県人会、例えば沖縄などについては、県から直接、会員にお知らせしてくれるよう文書あるいはファクス等で通知を出してお願いするのが現実的ではないかと思います。

東海林洋委員（分科員）

連合会に「こういう制度があるから、みんなに伝えてください。」と言っても、その連合会に専従のスタッフでもない限りは、全ての会員に伝わったかどうかは誰にも分からないですし、そこで停滞する場合もあるかもしれません。紙を何千部、何万部も配るなどということが果たしてできるだろうかと思うし、実は伝わっていないのではないか——連合会と、そこから各県人会には伝わるかもしれませんが、約10万人の会員のうち、一体何人に伝わっているのかは疑問です。先日のあきた未来創造部の補正予算関係の審査では、2件しか移住して来なかったとのことでしたが、そのことからすると、伝わっていないと思います。SNSについてもそうですが、少なくとも伝わったことが確実に確認できるシステムをつくったらいかがですか。

総務課長

提出資料に挙げた県人会等交流推進員を配置している県人会については、県人会等交流推進員の年間の委託費を予算化しており、その委託費を活用していろいろな活動をしてもらったり、県の情報を発信してもらったりしておりますので、こちらから必要があって情報の発信をお願いすれば、一定の情報通信費——切手代やコピー代かもしれませんが——を使って、情報を提供してくれているものと思っています。確かに一人一人に情報が伝わっているかどうかまで確認できているわけではありませんし、全ての会員に情報発信するための何かいい手だてが今頭の中にあるわけではありませんが、10万人を超える会員を有効に活用できるよう、そのようなことも考えていきたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

例えば東京事務所のように、県外事務所があるところがありますよね。また、東京交通会館にはふるさと回帰支援センターもあります。今後、Aターン就職と移住支援の相談窓口を一本化するとの話もありましたが、それらの全てが連動でき、情報が行き渡るような仕組みを構築したほうがよいと思います。ほかの部署とも一緒に検討して、漏れのないように進めてほしいと思いますが、いかがですか。

総務課長

新年度からは、あきた未来創造部で新たに、県外の関係人口の「応援したい」ニーズと、県内の「応援してほしい」ニーズをマッチングする取組を始め

ると聞いていますので、県人会関係にもその情報がしっかりと行き渡るように、あきた未来創造部と連携しながら取り組んでいきたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

ふるさと会からは、会員や活動の参加者が少なくなっているとの話をよく聞くのですが、提出資料を見ると、団体数が236から205と少なくなっているのに対し、会員数は10万人台まで大幅に増えています。何か特別な事情があるのですか。

総務課長

団体数については、会員の高齢化によってだんだんと活動が停滞し、最後は会の維持も難しくなったため解散するふるさと会、県人会があると聞いており、それがこの数値に表れていると思います。

一方で会員数が増えている要因としては、手前みそかもしれませんが、平成27年度から実施しているこの事業により、各地の県人会の活動を紹介したり、ふるさとを同じくする人たちが集まって楽しく交流したり、「県の支援でこんなことをやっている」といったことを情報発信したりしていることがあると思います。また、県人会ホームページの「あきたじん」は、県人会に入りたい人が入会申込みをできる仕組みにしていますので、これを通じて興味を持った人が「このふるさと会に入りたい」と思って入会したケースもあると思います。こうした取組を通じて入会者が増えてきたことが、この会員数に反映されているのではないかと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

最近では、会合などを開催したときに、今までよりもたくさんの人が集まる動きがあるのですか。

総務課長

先ほど述べたように、残念ながら解散してしまう県人会もある一方で、「会員数が増えて、非常に活動が活発になった。」、「これまでは年に1回きりたんぽ会だけをやっていたが、春も夏も秋も活動するようになった。」、「若い人も入ったことで非常に活気があって、活動が楽しくなってきた。」といった話もたくさん聞いていますので、そのような動きは確実に生じてきていると思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

それは大変いいことなので、是非ともそのように盛り上がってほしいと思います。

その中で、先ほど話題になった県人会等交流推進員はとても大きな働きをしているのではないかと思います。ですが、東京、名古屋、大阪、福岡に配置されているのは、それぞれ1名ですよね。

総務課長

東京と秋田県庁に配置しているのはそれぞれ1名です。東海、近畿、福岡については、特定の県人会等交流推進員を常時配置しているのではなくて、そ

の県人会の会員に県人会等交流推進員として活動してもらっており、その活動費を支援しています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

秋田と東京は1人とのことですが、秋田の県人会等交流推進員が仙台や札幌も担当しているのであれば、その意味で秋田は中心なので、1名ではなく2名程度に増やしたほうがいいのではないですか。

総務課長

確かに活動範囲が広いので、人が多くなればそれなりの活動ができると思いますが、今の1人の状態でも毎年各県に行っているわけではなく、何年かに1回ずつ訪れて顔を合わせてネットワークをつくりつつ、ふだんのやり取りはメールや電話やフェイスブックで行うという効率的な方法を取っているところであり、当面この体制で事業を進めていきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

会員の高齢化の話がありましたが、新しい会員のなり手として、県外へ就職する高校新卒者がいるのではないですか。その方々が東京、関西、東海などの地域に行った際に、PRしたりアプローチしたりする取組は今行っているのですか。特に県立高校が多いので、個人情報などの問題はあるかもしれませんが、そのような取組は必要ないですか。

総務課長

ある地域に行った高校生の名簿や住所等の情報を得て、情報提供するというのは、個人情報保護の観点からなかなか難しいところがありますので、現状は行っていないんですが、若い人はホームページやフェイスブックに比較的なじみがあることもあってか、進学・就職した先で県人会に入りたい、あるいはふるさと会に参加したいという若い人からの申込みが結構あります。提出資料に県人会ホームページ「あきたじん」からの入会者の平均年齢は46.3歳と記載していますが、傾向として、仕事を退職してから入ろうという60代以降の方や、そろそろ定年が近くなってきたので、仕事だけではなくて交流やふるさととの応援をしたいという50代後半の方と、進学・就職先でちょっと寂しいところもあるので、ふるさとを同じくする人たちとの交流の輪に入りたいという10代、20代の方の、大きく2つの層に分かれる——その間の方もいることはいますが——のではないかと思います。進学・就職した方に個別に案内することまではできていませんが、ホームページ等の情報を通じて参加してくれる若い方も一定数いるということです。

工藤嘉範委員（分科員）

そんな御丁寧な答弁でなくても——簡単な話で、卒業式の際に、県外へ行く人に学校を通してチラシを1枚渡したらどうですか。

総務課長

これまでそのような取組はしていませんでしたが、入会者を増やす一つの方法だと思いますので、実施を検討をしたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

フェイスブックに関して伺います。提出資料にあるフェイスブック「全国秋田県人会」は、秋田県が自前で運営しているフェイスブックページだと思うのですが、今これのフォロワー（主にソーシャル・ネットワーキング・サービスにおいて、特定の利用者の情報更新の状況を手軽に把握できる機能を利用し、その利用者の活動を追っている利用者のこと。）数は1,200人ちょっとです。これとは別にもう1つ、こちらは県とは関係ないと思うのですが、「フェイスブック秋田県人会」というグループページがあります。存在はもちろん御承知だと思うのですが、これはメンバーが約1万5,000人で、しょっちゅう投稿があります。いろいろな人が投稿するので、ずっと生きているというか、存在感があるのですが、これをどう考えていますか。勝手にアクティブになっているわけですから、これに乗って情報発信などをしたほうがよほど簡単だと思うのですが、どう考えますか。

総務課長

フェイスブック秋田県人会の存在は私も知っています。北秋田市の方が中心になって立ち上げたもので、「全国あきた県人会」と比べても、活発に情報提供がなされていると思います。情報提供の内容についても、非常に若い人たちも……

鈴木健太委員（分科員）

聞かれたことに端的に答えてください。

総務課長

投稿の内容については、「全国あきた県人会」も見習うべき情報が多くありますし、今鈴木委員から御指摘があったように、連携してより効果的な情報発信ができる可能性がありますので、どのようなことができるか検討していきたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

議案第58号について伺います。これは、高等学校等就学支援金の制度にマイナンバーを利用することで、手続きがスムーズになるようにするための改正とのことですが、今回これを提案するということは、これまでに何かマイナンバーを使ったほうがいいというようなことがあったのですか。

委員長（会長）

今、全部で8課室あるうちの2つ目ですので、答弁はできるだけ簡潔をお願いします。

総務課長

高等学校等就学支援金の支給に関する事務については、今年度からマイナンバー法（行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づきマイナンバーの活用ができる法定事務となっています。学び直し支援金の支給に関する事務も関連がある事務であり、県の条例に位置づけることによってマイナンバーを使った申請ができるようになりますので、今回条例に位置づけようとするものです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

何か特別なことがあったから改めるわけではないのですね。

総務課長

これまでは書類による申請事務を行っていたのですが、高等学校等就学支援金の支給に関する事務で今年度からマイナンバーの利用が可能になりましたので、学び直し支援金についてもそれに合わせて可能となるよう、1年遅れですが、条例に位置づけようとするものです。

加藤麻里委員（分科員）

人権啓発地方委託事業について伺います。財源は国庫支出金で、県分と市町村分があるとのことですが、昨年度に比べて減額となっています。何か理由があるのでしょうか。

総務課長

人権啓発委託事業については、県分は昨年度と同じくらいなのですが、市町村分については、例年、例えば花いっぱい運動（花を植えることを通じた、景観や環境の改善、明るい町づくりなどを目的とした運動。）を実施するに当たって、実際に手を挙げた小学校の数によって申請してくる金額が変わります。特段の理由があって昨年度に比べて予算額が減ったわけではなく、市町村ごとの事業の実施計画が昨年度に比べて縮小したことによるものと考えます。

加藤麻里委員（分科員）

花いっぱい運動をしなければならないと決まっているのですか。

総務課長

そうしなければならないと決まっているわけではありませんが、この事業は、児童が花を育てる活動を通じて、命の大切さや優しさを学ぶ運動にも活用できるものとなっており、各市町村に「こういう事業を実施しますが、要望はありませんか。」と照会すると、大体毎年、各市町村から何校かでこの運動を実施したいとの要望があるので、それに応じて予算計上と国への申請を行っています。

加藤麻里委員（分科員）

私は以前、学校に勤務していましたが、正直なところ、ずっと花を植えているだけというのは事業としてどうなのかと、いつも思っていました。

新型コロナウイルスの関係で、中国人の配偶者がいる方から私のところへ、「自分の配偶者がいじめ

られたりすることがないか心配だ」との声が寄せられています。また、今後外国人労働者やその子供が来県することもあるでしょうし、それから障害者の問題など、人権という観点からすれば、様々な課題があると思うのです。これまでのような、ただ花を植えるだけの人権啓発のほかにも、いろいろな仕方があると思いますし、グローバル化の中で様々な活動もあると思いますので、是非市町村への呼びかけも含め、事業の内容などを見直ししながら、そのような活動に取り組んでほしいと思いますが、どうでしょうか。

総務課長

説明が十分ではありませんでした。人権の花運動（学校に配布した花の種子、球根などを子供たちが協力して育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした運動。）や花いっぱい運動も、それぞれこの事業で実施可能ですが、そのほかの人権問題——障害者、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの略。）、外国人、女性への差別といった問題に係る普及啓発にもこの事業は使えます。市町村によっては、例えば障害者スポーツを通じて人権問題を考えてもらう取組をしているところもありますし、県でも、例えば犯罪被害者週間の事業（犯罪被害者等支援事業）、ハンセン病対策事業、障害者差別解消推進事業といった様々な事業を実施しています。引き続き市町村にもこの事業の趣旨を紹介し、人権の花運動等以外にも使えることをPRしていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査の途中ですが、休憩します。

再開は、午後3時といたします。

午後2時44分 休憩

午後2時59分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、秘書課関係と人事課関係の質疑を一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

議案第63号について提出資料で説明いただき、内容については分かりました。その上で伺います。「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」とありますが、過失があったか、あるいは意図的か——故意か過失かの判断は誰がするのですか。

人事課長

第1段階としては組織の中で判断されますが、対象となる案件は大体訴訟になりますので、その訴訟の中でどの程度の過失があったか、故意だったかどうか認定される場合もあると考えています。一律ではありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

この条例が想定している案件の大きさというか内容は、訴訟が起きるような重大な問題だから、誰が判断するかといった心配はあまりしなくてもいいということですか。

人事課長

訴訟になるケースもありますし、賠償責任が生じることが全く明白なケースもあると思います。この条例案の基になった法改正は、非常に高額な損害賠償を要する案件を想定したものでして、そのような案件における損害賠償責任の有無などはかなり込み入った話になりますから、訴訟でないと決まらないのですが、実際にはそこまで至らないケースもあると思いますので、その場合にはまず組織の中での判断が行われるのではないかと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

提出資料の内容の項目の一番下に、職員に関する規定がありますよね。私が心配するのは、このような規定があることで、職員が仕事をするに当たって賠償を恐れ、本来なすべきことがなされないなどといったことに発展しないかということです。きちんと職員が守られる制度になるのですか。

人事課長

正に御指摘のとおり懸念もありますが、職員といっても担当レベルではやるべきことがきちんとあり、それを忌避するということは、そもそも仕事をしないということであって、別の問題になってしまいますので、そのようなことは起こらないのではないかと思います。ここでは主に、損害賠償額が1億円単位のケースや、非常に難しい判断が迫られる——政策的判断が伴うケースを想定していると考えていただきたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それは分かるのですが、イメージが湧きません。この条例が適用される事案のイメージをお知らせください。

人事課長

他県では、例えば企業に対する補助金や企業との

契約に係る高額な損害賠償責任の判断がなされた事例があります。そのようなケースで、かつ過失や故意の責任を職員に対して問にくい案件について裁判があったことが、こうした一部免責に係る法改正の原因となっています。日常の個別業務をイメージしたものではありません。

住谷達委員（分科員）

障害者雇用事業について伺います。令和2年1月末における雇用者数は26人で、今後、地域バランス等を考慮しつつさらに雇用するとありますが、現状どのようなバランスで採用されているのですか。

人事課長

地域バランスを取るとは、全県的に偏りがないようにするという意味ですが、実際には仕事の間や障害者が通う学校、支援施設の有無でどうしても偏りが生じます。当初の予算の割り振りの時点で各地域振興局にそれぞれ枠を割り振っており、中でも秋田地域振興局は人口が多いので、少し多めに割り振ることにしています。ただ、どうしても応募者がいない地域振興局があった場合には、そこでの雇用は諦めて、年度途中でその枠をほかの手が挙げているところに割り振ることがあります。

住谷達委員（分科員）

最終的に、週30時間勤務の方を28人、週20時間勤務の方を8人、計36人を雇用することになると思うのですが、それについても今の答弁にあったような偏りがありつつ雇用していくとイメージしてよいのですか。

人事課長

本庁については、部ごとに必ず雇用するよう、地域振興局には部ごとではなく局単位で雇用することをベースにお願いし、36人に至るまでそれぞれ増やしていこうと考えています。

住谷達委員（分科員）

提出資料の裏面の③主な取組内容の3行目に「適宜の面談や、配慮事項の記録共有による確実な状況把握」とあります。障害者が職場内で心ない言葉を浴びせられたり、ハラスメントを受けたりした場合、上司が相談相手になるのですか、それとも別に相談できる部署があるのですか。

人事課長

面談は基本的に職場の中で上司と行ってもらいますが、それだけでは話しにくい、あるいは救済につながらないのではないかと懸念がありますので、相談専門の人員を置く予定です。その人員は県庁に1人ですが、各部局にもそのような担当者を置こうと考えています。

住谷達委員（分科員）

障害を持っている方も働きやすい環境は、県が率先して整備しなければならないと思いますので、セ

ンシティブな問題やハラスメントなど、いろいろな課題があると思いますが、そのようなことについてしっかりと相談できる体制などの環境整備をよろしくお願ひしたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

提出資料に記載のとおり障害者雇用を行えば、令和2年度中には知事部局では法定雇用率の2.5%を達成できるのだと思いますが、秋田県ではこの方々を基本的にフルタイムではない会計年度任用職員として雇用するのですよね。本人が希望すれば毎年雇用を継続する条件で雇用するのでしょうか。

人事課長

今のところ、会計年度任用職員の一般的な条件を適用し、更新は最長3年をベースに公募しようと考えており、障害者だからといって、公募を免れたり、更新年限を延ばしたりできるようにはせず、通常のルールで雇用したいと考えています。ただ、通常のルールですから、公募の際に再度手を挙げることはもちろん構いません。

東海林洋委員（分科員）

2.5%は絶対に達成しなければならない最低目標であり、「達成したら終わり」ではないはずですが、次年度以降の拡充の方向性についてはどう考えていますか。

人事課長

会計年度任用職員に限った雇用ではありますが、実際の仕事の中では正職員に影響する部分もありますので、その辺りの兼ね合いをどうしていくかが非常に難しい問題だと思っています。今のところ、当方でも仕事の割り振りや切り出しの仕方がうまくできているわけではない——まだ取組が緒に就いたばかりだと考えており、その辺りをうまく組み合わせられれば拡充に向かえると思いますが、当面は法定雇用率の達成を最優先に進めていきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

採用するだけでなく、当然職場環境の整備も必要です。物的な整備のためのお金も必要ですが、人的サポートや研修なくして制度は回っていかないと思います。人事課では特にそのような予算措置がなされていませんが、採用を行うそれぞれの部署にそのような人的サポート分の予算を計上しているのか、それとも予算措置などはなしで取り組もうとしているのか、どうでしょうか。

人事課長

今までも法定雇用率を達成するため、この事業による雇用を行ってきましたが、特別なサポートの制度化はしていませんでした。今年度、障害者活躍推進計画ができたことでもありますので、労働局などの外部の資源も使いながら取り組んでいきたいと思っていますし、県の自治研修所を活用して、そこでの

研修を行っていくことも考えています。

東海林洋委員（分科員）

採用された方あるいは周りの方から、「こういうことがあったほうがいい」、「これをやるべきだ」という声があったら、いつでもそれを取り入れて充実できるように心がけてほしいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

人事課長に伺います。育休代替職員配置事業の内容と予算額の積算の根拠や内訳などについて教えてください。

人事課長

育休代替職員配置事業は、育児休業しようとする正職員が休みやすいように、その方の穴を埋めるため、これまではその分の臨時的任用職員の人件費を予算化していたものです。人事異動の作業の時点で育児休業が分かっていた場合は正職員をあてがうのですが、それ以降は穴が開いてしまうので、臨時的任用職員を充てていたものです。来年度予算の積算根拠については、全庁分として会計年度任用職員の人件費65か月分を計上しています。1人を雇用した場合の65か月分ということであり、実際には1か月で十分だとか、半年は必要だとか、ばらばらですが、それらを全部足し上げて、65か月分あれば大丈夫だろうと見込んで予算化しています。

加藤麻里委員（分科員）

休業が分かっていたらこの事業の対象にはならないので、そうではない方の分だということですね。分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、税務課関係と徴収特別対策室関係の質疑を一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

徴収特別対策室長に伺います。この260万円の予算は、地方税滞納整理機構（秋田県地方税滞納整理機構）の運営に充てるとのことですが、機構の職員の研修を行うための予算は多分含まれていないのではないかと思います。実施を求められるような研修などはきちんと行っているのでしょうか。

徴収特別対策室長

この予算の使途には研修も含まれています。冒頭説明したとおり、予算額の半分以上が研修に要する費用であり、細かい内訳を述べますと、コピー代や紙代、ほかの機関が実施する研修に参加するための旅費などが260万円のうちの多くを占めています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

例えば郵送の費用なども含めてこの金額ですか。

徴収特別対策室長

滞納処分の通知や調査などを郵送で行いますが、そうした費用も全て含んでいます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

個別の対応を要するので、なかなか厳しい仕事だと思うのです。相手の方の実情も踏まえて対応しなくてはならないと思いますし、徴収特別対策室に来るまでの段階で、どこかほかの相談窓口を紹介されることもあるのだと思いますが、やはり徴収特別対策室においても、相手の実情に即した相談は必要だと思うのです。そうした相手の実情に即した相談と徴収の対策が十分とれていますか。職員1人当たり何件ぐらいの件数に対応しているのかもお知らせください。

徴収特別対策室長

個別の対応については、市町村の段階で一定程度相手方との交渉や調査が進んでいますが、調査が進んでいないものなどは再調査——実際の財産状況や生活状況をより深く調査します。その上で、法律に従い、執行すべき場合は滞納処分を執行します——市町村から滞納処分してほしいという依頼がある場合もありますが——が、法律や調査の結果に基づいて区分し、実施の要否の判断を行っています。

件数については、各市町村から派遣されてくる職員がそれぞれ案件を抱えているわけですが、勤務形態は地方税滞納整理機構が発足した当時とかなり変わっています。滞納状況もかなり変わっており、平成22年の発足当時は、県税の滞納額は26億円くらいありましたが、現在は10億円くらいまで減っていますので、月曜日から金曜日までずっと県庁にいらなくてもいい、非常勤型の派遣が多くなっています。そのような方は、ふだんは市町村にいらるのではありません。あまり案件を抱えておらず、10件程度となっています。県庁に常駐している職員でも、40件程度となっています。件数全体としては、地方税滞納整理機構が発足したときの10分の1程度まで減っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それは、地方税滞納整理機構の業務をずっと継続してきた中で、職員が市町村に帰ってから知識を周りに広めたこともあっての成果だと思います。徴収が仕事ではありますが、適切な執行停止なども含め、引き続き相手の立場に立った徴収業務を行ってほしいと思います。予算額が少ないと思いましたが、答弁のとおり業務を行っているとのことですので、その点については了解しました。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、広報広聴課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

広報事業について伺います。ソーシャルメディア（誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計された情報媒体のこと。）による情報発信力向上事業の内容を見ると、プロのライターによる記事投稿が月2回、職員の取材による記事投稿が月1回、若年層を対象にツイッター（アメリカ合衆国に本社を置くツイッター社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス。）・フェイスブックで広告表示とあります。先ほどの県人会ネットワーク化推進事業と同じことを言うようですが、SNSは更新頻度が非常に大事で、なおかつプロっぽさよりは素人っぽさのほうが好まれる傾向や、長い文章は嫌われ、読みやすい文章——だからプロのライターを起用するのかもしれませんが——が好まれる傾向があります。私の個人的な好みもありますが、プロのライターよりは、できるだけ職員などが持ち回りでやったほうがいいのではないかと思います。そうした点から、この300万円は使わなくてもいいのではないかと感じる——予算の使い方として本当にいいのかと疑問を感じるのですが、この予算の提案に至った経緯を教えてください。

広報広聴課長

住谷委員の御指摘のとおり、職員による情報発信が非常に大事だと思ってしまして、これまでも職員が定期的に、ツイッターであれば1日に一、二件、フェイスブックであれば週に三、四件は情報更新していますが、職員が書いたものは「面白くない」「硬い」「型にはまっている」といった御意見がありました。また、職員自身も、どうしても発信者側の視点によるイベントのお知らせ型で書いてしまうが、受け取る側の視点で書くにはどうしたらいいのだろうと日々悩んでいました。そのような経緯もあって、お手本という形でプロ——それを専門にしている方というよりも、ある程度手慣れている方に、月2回程度記事を書いてもらい、併せて職員も一緒に汗をかかなければならないので、現場に出て記事を書くこととしました。これは月1回としていますが、別に月1回にこだわるわけではありません。身近なネタや時事ネタなどを職員がもっと積極的に発信していこうという姿勢の表れとして、このような予算を提案したものです。また、いろいろな記事を書いて投稿しても、注目してもらえなければ結局記事がたまっていくだけなので、注目してもらいたいという意味もあって、来年度は思い切って予算を計上してみましたが、この予算措置がずっと続くわけではないと考えていますので、プロの記事を参考にしながら職員のレベルアップ、スキルアップを図って、何年か後には職員だけで全部回していきたいと

いう構想を持っています。

住谷達委員（分科員）

今の答弁にあったように、注目度を上げたいという意図があるのだとすれば、更新頻度も重要ですが、県出身の著名人を起用した情報発信という方法もあると思うのです。プロのライターによらずとも、もともとの知名度を生かした情報発信というのも可能ではないかと思うのですが、どうですか。

広報広聴課長

もちろんそのような方法もあると思うのですが、著名人だから注目を浴びるメリットがある一方で、もしかしたらデメリットもあるかもしれません。今回は職員も一緒に学びたい、参考にしたいという目的もありますので、この予算により、外部の方をお願いする方法で実施したいと考えています。

住谷達委員（分科員）

いろいろな外部に業務を委託する事業を見てきましたが——言い方は悪いですが——投げっ放しで結局効果が得られていないことが多く、そのような事業を何とかしなければならぬといわれている中で、本当にそうしたやり方でいいのかと思うのです。職員が学びたいというのであれば、先ほども提案しましたが、フェイスブックジャパンときちんと連携して、そこから職員がノウハウを学んで、情報発信すべきではないかと思いますが、どのように考えますか。

広報広聴課長

今回の業務委託については、もちろん丸投げ——投げっ放しということはありませんし、取材についても、職員が直接現場に同行する形でしっかりと行っていきたくと思っています。それを通じて職員が書いた記事を添削してもらうなどの指導も業務の中に含めて、職員のスキルアップを図っていきたくと思っています。

東海林洋委員（分科員）

正に広報事業の中の広報事業であるテレビ広報や新聞広報等について、総額で1,700万円くらい削減するようですが、どの部分をどのように節約したのですか。

広報広聴課長

主に新聞広報とテレビ広報の経費を削っています。それぞれ、新聞広報は毎月12回だったものを隔月の6回に、テレビ広報は週1回だったものを月2回に減らしています。

東海林洋委員（分科員）

減らしてもいいという根拠は何ですか。

広報広聴課長

新聞広報については、新聞も広報紙も紙媒体なので、新聞と広報紙をそれぞれ交互に発行することにより、ある程度情報を県民に届けられるのではない

かと考えています。

テレビ広報については、今までは3局でそれぞれ週1回放映していたものが月2回になるのですが、放映日を工夫して、週1回は必ずどこかの局で県政番組が放映されるようにして、県民に情報を届けたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

新聞広報は、6回ということは2か月に1回ですよ。2か月に1回だけで情報が伝わるのでしょうか。あまり意味をなさなくないませんか。

広報広聴課長

いろいろな考え方があると思うのですが、広報紙の情報のひろば（県政に関する情報を紹介する県広報紙内のコーナー）で拾い切れない情報は新聞でカバーすることで補完する形により、毎月それぞれ何かしらの方法で情報提供できるよう、予算を組み立てました。

加藤麻里委員（分科員）

公文書館費の管理運営費が前年度と比べて548万円ほど増額になっていますが、どのような内容ですか。

広報広聴課長

公文書館で公文書を管理しているシステムのサーバーのOS（オペレーティングシステム）のサポートが切れるため、来年度その更新のための費用です。

加藤麻里委員（分科員）

その更新は大体何年に1回行うのですか。

広報広聴課長

システムの更新の頻度は確認して後ほど回答します——5年くらいで更新するとのこと。

鈴木健太委員（分科員）

先ほどからソーシャルメディア関連の話を聞いていたのですが、県職員のSNSの活用率——公私の別はすごく難しいところですが——はどのくらいなのでしょう。こういうものは、結局自分では使わないと分からないのです。統計を取ったわけではないし、肌感覚で恐縮ですが、見ている限り、ほかの業種と比べて極めて少ないというか、本当に使っていないというイメージしかありません。例えば県のフェイスブックページを見ても、フォロワー数がなかなか増えませんよね。ほかの官庁関係では、組織一丸となってシェアして拡大して、1万フォロワーを目指そうなどと頑張っているところもあるのですが、秋田県職員は秋田県のフェイスブックページへの関心もなく、シェアするわけでもないように私には見えます。その点について、広報広聴課長の考えを聞かせてください。

広報広聴課長

鈴木委員からの御指摘に、私も反省するところがあります。確かに自分の職場のフェイスブックペー

ジを見ない、フォローしないというのは非常に反省すべきところですし、そのようなことは県庁全体で盛り上げていくことも大事だと思うので、広報広聴課としても、今後ワークショップ等の場で全庁的に働きかけていきたいと思います。

【近藤健一郎委員入室】

住谷達委員（分科員）

今の県職員にソーシャルメディアを利用している人が少ないという話で思ったのですが、やはりトップの知事が使っていないのが一番大きいのではないのでしょうか。基礎自治体の例ですが、湯沢市も東成瀬村も羽後町も、首長がソーシャルメディアに注目して活用しているのです。首長がフェイスブックやSNSを活用すると、住民も結構注目して、そうした情報を見るようになることもあると思うので、働きかけるのは難しいかもしれませんが、知事にアカウントを作ってもらって、情報発信をしてもらってはどうかでしょうか。

広報広聴課長

知事の意向もあるので、ここで私が約束することはできませんが、そのような提案があったことは知事に話してみたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

関連して伺います。知事御自身に活用してもらうのはハードルが高くて、例えば「今日の佐竹知事」「今日の横顔」のような感じで、担当者が佐竹知事に取材するといった切り取り方ならできないのではないのですか。かなりキャラクターの立った知事だと思うので、コンテンツとしては「あり」ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

広報広聴課長

非常に面白いアイデアだと思いますので、それも含めて、知事に話してみたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、総合防災課関係の質疑を行います。

東海林洋委員（分科員）

地域防災力強化事業について伺います。自主防災組織の設立がなかなか思うように進まない——全県の市町村間で進捗に差があるので、どんどん進めるよう何度か話しましたが、今回、自主防災リーダー育成支援事業の予算額などが少しずつ減っています。これは、うまくいっているから——自主防災組織が既に出て上がっているから、減らしても大丈夫だということですか。進捗状況はどうなっていますか。

総合防災課長

来年度の自主防災リーダー育成支援事業は2市が対象になっています。今年度中に事業の実施につい

て市町村に働きかけたところ、横手市と仙北市の2市が手を挙げましたので、その2市について動いていくこととしています。それ以外にも、なかなか活性化が図られていない市町村があるのですが、そこについてはリーダー育成支援の対象者の選定がなかなか整わないという話で今回断念しましたので、次年度以降、防災士会と協議しながら、別の形でこ入れを図っていききたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

一番新しいデータで、自主防災組織の組織率が下位の市町村を3つくらい——5つでもいいですが、教えてください。

総合防災課長

ワーストはなかなか言いにくいのですが、今のところ仙北市がワーストワン、次が湯沢市、その次が八峰町で、この3つはいずれも10%台と、かなり低くなっています。それ以外の市町村ですと、低くても北秋田市の30.1%と少し上がります。この低いところへのこ入れを図るとともに、30%台やもう少し高いところでも、組織はあるものの活性化が図られていない場合がありますので、そこへのこ入れも図っていききたいと思っています。

鈴木健太委員（分科員）

議案関係審査の最後に、部長か次長に伺います。今日の審査を通じて、各課室から60分くらいの説明を受けましたが、素朴な疑問として、「委員会提出資料で詳細に説明しよう」、「これはさらっと予算内容説明書だけで済ませよう」という判断はどのようにしているのですか。

総務部次長（神部秀行）

予算に関しては、基本的に新規事業については仕組みや背景をきっちりと説明する意味から、資料によって説明するケースが多く、継続事業については、予算額が大きくても省略して予算内容説明書で必要事項を口頭説明するケースが多いというのが大まかな区分けの考え方です。条例案等については、基本的に資料で説明するケースが多いと思いますが、議案集による口頭の説明で理解していただけるものについては資料がない場合もあります。

鈴木健太委員（分科員）

法改正に基づく条例改正の字句の変更などに時間を割く一方、広報広聴課や総合防災課の政策的な事業については、予算額が大きいものがあったとしても資料も何もないというのは、委員からすると、「本当はこっちを聞きたいのだけれどもな」という感覚があるので、バランス的に一考してほしいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、総務部の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、総務部関係の請願の審査を行います。

配付しております請願一覧表により審査を行います。継続審査となっております、1ページの請願第3号「迎撃ミサイルシステム『地上イージス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について」、4ページの請願第5号「秋田県議会に『イージス・アショア』配備反対の意思表示を求める請願について」、5ページの請願第6号「イージス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について」、6ページの請願第12号「県議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意思表示を求める請願について」、7ページの請願第13号「秋田県議会として、イージス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願について」、8ページの請願第14号「秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について」、9ページの請願第15号「陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア配備計画の撤回を求める請願について」及び新規の請願であります、10ページの請願第20号「新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム『イージス・アショア』配備計画に反対を求める請願について」、11ページの請願第21号「陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について」、12ページの請願第22号から請願第31号「地上配備型迎撃システム『イージス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について」以上19件を一括議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

総務課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第3号、請願第5号、請願第6号、請願第12号、請願第13号、請願第14号、請願第15号、請願第20号から請願第31号について、質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の請願の審査を終了します。

次に、総務部関係の陳情等の審査を行います。

配付しております陳情等一覧表により、審査を行います。1ページをお開きください。陳情第24号「令和2年度税制改正に関する提言について」を議題とします。

質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の陳情等の審査を終了します。

次に、沼谷純議員提出の意見書案について申し上げます。

【書記、意見書案を配付】

委員長（会長）

沼谷純議員提出の意見書案「イージス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書」の検討を議会運営委員会から依頼されております。

各委員におかれましては、3月18日水曜日の討論・採決を行う委員会時まで、配付しております意見書案の検討をお願いします。

次に、総務部関係の所管事項に関する審査を行います。初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長

【共通資料「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第3次）の年次見直しについて」及び提出資料「内部統制の取組について」により説明】

人事課長

【提出資料「令和2年度の組織再編について」により説明】

総合防災課長

【提出資料「秋田県地域防災計画の修正について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

工藤嘉範委員（分科員）

総合防災課長に、秋田県地域防災計画の修正に関連して——広報広聴課長の所管なのかもしれませんが——伺います。先日、災害時の死者や安否不明者の氏名等の公表の基準を定めている自治体についての報道がありました。二、三年前までは全国でも都道府県で三、四つくらい、政令指定都市で3つくらいと本当に少なかったのですが、去年の台風（令和元年台風第19号）の事例をはじめ、大変な状態になった場合には、氏名等の公表に踏み切らなければならないこともあると思います。災害の場合とは全く状況は違いますが、先般、知的障害者施設の件（平成28年7月に神奈川県相模原市の知的障害者施設で発生した入所者ら45人が殺傷された事件の刑事裁判のこと。）では、被害者の親御さんが、Aさん、Bさんでは人格がどうのこうのということで、

被害者の氏名を公表してほしいと求めたことがありました。いずれにしても、本県は現状、全く公表しない方針だったと思いますが、今後そのような基準を整備するのかどうか説明ください。

総合防災課長

氏名の公表については、以前知事も述べていましたが、行方不明になった方の捜索に関わる案件であれば、原則氏名等の公表に踏み切らざるを得ないだろうと思われます。一方、死者の氏名の公表という話になると、捜索や防災関係とは別の話になりますので、県警や御遺族の考え方に基づいて公表することになると思います。

工藤嘉範委員（分科員）

その辺りのことをしっかりと決めていくとか、明記するとか、そうした方向性はないのですか。もう少し詳細にいろいろなパターンを考慮する必要があるとか、ケース・バイ・ケースで事態が相当に細分化しているので、それを明確に分けるのは少々困難だとか——もう少し具体的に今後の考え方を示してください。

総合防災課長

御指摘のとおり、今のところは細かい基準を設けていませんが、本県に限らない全国的に統一された基準を国で策定してほしいと、全国知事会が要望していますので、その動きと合わせながら、県としての考え方も整理していかなければならないだろうと思います。今後、広報広聴課等も交えて、協議や検討を行っていくことになると思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

是非そういう意識を持って、忘れずに検討課題に加えていただければありがたいと思います。

もう1点、先般NHK（日本放送協会）による、大規模震災時の女性への暴行に関するテレビ報道がありました。あまり表面に出てこなかったのですが、神戸・阪神・淡路の直下型の地震（平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災のこと。）の頃からある大変な問題だとのこと。東日本大震災の際も、被災地の避難所や家の辺りをうろうろ——状況だったといいます。女性に配慮した避難所対策といった視点は、秋田県地域防災計画に盛り込んでいくのですか。

総合防災課長

今回の秋田県地域防災計画には、女性、障害者、乳幼児等の災害弱者といわれる方には手厚く対応していくべきであると、ある程度具体的に記載されています。

工藤嘉範委員（分科員）

阪神・淡路大震災の頃からですから、もう二十何年間もそのような被害者の救済に当たったり相談に乗ったりしてきた団体の、ノウハウのある方々が昔

を振り返りながら話をしている、ここではなかなか言いづらいくらいひどいことが起こっていると報道されていたのです。皆さんが思っている以上にひどい状況が起こる可能性があるということも踏まえて、もう少し小まめにそのようなことについて勉強したり情報を仕入れたりしながら、充実度を高めようという意識はないですか。

総合防災課長

通常の避難所の運営等における女性の視点や災害弱者の視点の反映といったことは、きれいな形で計画に記載することができるのですが、犯罪等の半分警察が所管するような格好のことになる、なかなかアンタッチャブルといいますか、触れないでいるところがあります。そのような女性の視点という考え方を広く捉えた部分についても、県警や国と協議していかなければならないと思っていますが、現実として、我々がその部分について細かく課題として取り上げて協議したことは今までありませんでしたので、そのようなことも含めて、今後課題として取り組んでいきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

秋田県地域防災計画の修正に関連するか分からないのですが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大に際しても起きたように、非常事態が発生したときにデマが拡散することがあります。県内でも、クルーズ船（船内で新型コロナウイルスの集団感染が発生した大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号のこと）に乗っていたというデマにより、県南の方が商売に支障を来すなどの迷惑を被りましたし、ドラッグストアやスーパーマーケットでトイレットペーパーやティッシュペーパーがそのような情報——デマなのかどうか分かりませんが——によって品切れになりました。大きな災害が起きたときにそのようなデマが拡散しやすいというのは新しい問題なのではないかと思いますが、その辺りについてどう考えているのか聞かせてください。

総合防災課長

自然災害事案も新型コロナウイルスのような危機管理事案も、それが進展していきますと流言飛語——様々なデマが飛んで、それに対応していく必要があることは我々も認識しています。対策としては、先ほど来話題になっているSNS等の活用も含めた先手を打った広報、また、今回の新型コロナウイルスに関しては、初動の段階でなかなか国からの細かい情報提供がなかったという問題もありましたので、そのような情報は早めに入手して、当方から情報発信していくことが必要だろうと、今回の事案を踏まえて思った次第です。

住谷達委員（分科員）

今後仮に県内に新型コロナウイルスに感染した方

がいた場合の氏名等の公表などについては、どう考えていますか。

総合防災課長

国が当初公表の範囲として考えていたのは居住している都道府県までですが、今のところ本県では、他県の状況も踏まえて、二次医療圏の単位——保健所の単位で陽性者の居住地を示したいと思っています。また、年齢層や性別、行動歴も含めて、報道機関等には公表していきたいと思っています。プラスアルファとして、例えば医療関係者や学校関係者など、感染拡大の可能性がある職種等についての情報は、感染が拡大しないよう手立てを講ずるため、その都度考えながら必要に応じて提供しなければならないと思っていますが、その場合でも、先日横手の夫婦がデマで被害を被ったとの話もありましたので、個人のプライバシーに十分配慮しながら対応していきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

以前地元で、県と市と一緒に開催した土砂災害についての説明会に出席したことがありました。大変量の土砂が流れ込んで被害を受ける心配があるという話はしてくれたのですが、「大雨に伴う土砂災害もあるのではないですか」と話したら、「いや、大洪水の場合の話は別なのです。」と一緒に対応してくれなかったのです。そのため、地元の人たちの危機感が大分薄くなってしまい、残念に思いました。ところが、九州に視察に行ったときに、大洪水と一緒に土砂災害が起こり、水の流れが大幅に変わったことで、家が流されたりして、死者が何十人も出たという話を聞き、大洪水の場合の土砂災害は別なのだという説明は、物すごく片手落ちだったなと思ったのです。そのような災害に対する取組の姿勢はどうなっているのでしょうか。

総合防災課長

その説明会の具体的な事例が思い浮かばないのですが——土砂災害警戒区域に一定量以上の大雨が降れば、警報が出て、避難勧告等が出されることになるので、全く結びついていないというわけではありません。ただ、洪水とは当然切り離して考えることになりますので、そういった意味で——そのときに現場に立ち会った担当者の考え方がよく分からないのですが、切離しという話ではなくて、そのような災害が起こり得る条件の土地であれば、当然のことながら注意喚起や平時からの心構えについてのお知らせをしていますし、今後も行っていきたいと思っていますところ です。

佐藤賢一郎委員（分科員）

土砂災害は地震でも起こりますので、土砂災害イコール大雨によるものというわけではないのですが、九州で聞いたのは、山が崩れて、川が塞がって、山

の対岸にある家も何軒も水に覆われてしまう状況も生じ得るので、気を付けようという話だったのです。私は説明会のときに「土砂に巻き込まれることはもちろんだが、大洪水のときに山崩れが起こって土砂で川が完全に塞がったら、上流から流れてきた水はどこへどう流れるのか。ほとんど集落をなめ尽くすのではないかな。そのようなことも起こりかねないという心配もしたほうがいいのではないかな。」と随分強調したのですが、「大洪水とは別なのです」ということで、それ以上話が進まなかったのです。私はむしろ大洪水と一緒に発生した土砂災害が大きな被害を生じさせる心配があるのではないかと思いますので、その辺りも強調しながら防災に取り組んでほしいと思います。

東海林洋委員（分科員）

新型コロナウイルスの話題が出ましたので伺います。県ではマスクや消毒液を備蓄していますか。しているとすれば、どのくらいあるのですか。それをどのような場合に放出するか基準はありますか。

総合防災課長

当方で所管している共通の備蓄品目の中には、マスクやアルコール消毒液は入っていません。救急セットの内容の1つとして消毒液は入っていますが、アルコール消毒液をタンクで備蓄するといったことはしていません。

東海林洋委員（分科員）

今後、避難所単位での新型コロナウイルスへの感染が発生する可能性が大いにあるので、市町村とも一緒になって、是非マスクや消毒液を備えるべきではないかと思いますが、検討願えますか。

総合防災課長

新型インフルエンザ等対策行動計画などの感染症対策の計画に、そのようなものの備蓄を盛り込むことも、必要に応じて検討していかなければならないと思います。今回のケースで、アルコール消毒液やマスクが不足していることは我々も認識していますので、今後関係部局と調整し、備蓄を検討していきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、3月4日午前10時から委員会及び分科会を開き、企画振興部の当初予算関係の審査を行います。

散会します。

午後4時21分 散会

令和2年3月4日（水曜日）

本日の会議案件

1 議案第37号

令和2年度秋田県一般会計予算（企画振興部の
関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第45号

令和2年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
（趣旨説明・質疑）

3 議案第67号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部
を改正する条例案（趣旨説明・質疑）

5 企画振興部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

6 議案第37号（再掲）

令和2年度秋田県一般会計予算（あきた未来創
造部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤聡
議会事務局政務調査課	松橋祥真
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	菅原雅則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里

委員（分科員） 加賀屋千鶴子
説明者

企画振興部長 草薨作博
企画振興部次長 嘉藤正和
参事（兼）総合政策課長

阪場進一
参事（兼）情報企画課長

菊地智英
被災者受入支援室長 中田美英子
市町村課長 坂本雅和
調査統計課長 袴田次郎
国際課長 畠山智

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

企画振興部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第67号を議題とします。

また、分科会では、議案第37号のうち企画振興部に関係する部門及び議案第45号に関する審査を行います。

初めに、企画振興部長の説明を求めます。

企画振興部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課室長の説明を求めます。

参事（兼）総合政策課長

【議案〔3〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

被災者受入支援室長

【議案〔3〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

市町村課長

【議案〔3〕、議案〔5〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

参事（兼）情報企画課長

【議案〔3〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

調査統計課長

【議案〔3〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

国際課長

【議案〔3〕、当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は、各課室ごとに行います。

初めに総合政策課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

読書の魅力発信事業について伺います。今年度実施してみたことを踏まえた、事業の効果測定についてお知らせください。

参事（兼）総合政策課長

今年度の読書の魅力発信事業の効果についてですが、まちなかBOOKリーダーと名付けた書店やブックカフェ経営者等への取材等を県内20か所程度で行い、当方の公式ツイッターであるあきたブックネットに、記事を継続的に掲載してきました。それらの取材記事の成果として、あきたブックネットのフォロワー数を、昨年度末で200人弱だったものを、現在は585人——600人弱と、1.5倍以上に増やすことができましたし、今年度の閲覧数——インプレッション数（ツイッターに投稿したメッセージ（ツイートと呼ばれる）等が閲覧者の端末の画面上に表示された回数）といわれますが——が約137万件となっています。これが世間一般でいう「バズる（主にソーシャルメディア等において、短期間で爆発的に話題が広がり、多くの人の注目を集め、ちまたを席巻することといった意味で用いられる言い回し。）」という現象と比較してどうかというのは評価が分かれるところですが、我々としては、ツイッターという新しいツールを使った情報発信の努力が、それなりの成果に結びついたのではないかと理解しています。

住谷達委員（分科員）

ツイッターのフォロワー数が現在600人弱とのことですが、その取組は何年前から行っているのですか。

参事（兼）総合政策課長

平成30年1月からです。

住谷達委員（分科員）

ちょっと寂しい人数だという気もしないわけではないですが、本当に重要なのは、どれだけ効果的な情報発信ができていますかです。現在、新型コロナウイルスの感染拡大により学校が休業しています——審査しているのは来年度の事業ですが——が、小中学生や高校生の読書の機会は本当に増えているのかと疑問に思うのです。効果的に読書の機会を与える上では、SNSによる情報発信は本当に重要だと思うので、フォロワー数を伸ばすことも含めて積極的に取り組んでほしいと思いますが、どうでしょうか。

参事（兼）総合政策課長

子供たちが巣籠もり——家の中にいることを逆転の発想で好機と捉えていろいろな情報発信をしていくべきだというのは、大変有意義な御指摘だと思います。

あきたブックネットによる情報発信は、我々なりにいろいろと工夫をしている途上として、何とかフ

ォロワーを増やして、読書を身近に感じてもらえる環境を作りたいという思いで取り組んでいます。手法はいろいろとありますが、現在の取組では、有名人たちの本にまつわるツイートを見て、それにリツイート（ツイッター上で、自身や他者のツイートを再びツイートすること。）すると本人から反応があったりして、そのことでインプレッション数が増えることが結構あります。あるいは、大館市のとんぶりの応援大使に任命されたふかわりょうさん、「クリスマスキャロルの頃には」で知られる稲垣潤一さん、南極を冒険している阿部さん（秋田県出身の極地冒険家の阿部雅龍氏のこと）、糸井重里さんなど、いろいろな有名人に関わるツイートでインプレッション数を稼いだ事例もあります。また、1年間を通して県内のまちなかBOOKリーダーに取材をしてきた中で、県内の読書が好きな方々とのネットワークが出来上がっていますので、これを来年度に結びつけたいという思いもあります。住谷委員からの御指摘も踏まえながら、何とかフォロワー数を増やしていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

今の答弁で、多分いろいろな工夫をしているのだろうと思いますが、それがしっかりと効果に結びついて数字に表れるよう留意しながら、これからも取組を進めてほしいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

県民読書環境整備事業では、地域読書活動推進事業や、第3次読書活動基本計画の策定に取り組むわけですが、読書環境をよくしていくことを考えたときに、各学校の図書館に配置されている司書の役割は大変大きいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

参事（兼）総合政策課長

御指摘は大変ごもっともだと思います。教育委員会から聞いた話ですが、学校司書が配置されている高校とそうでない高校とでは、取組にすごく大きな差があるとのことでした。そこで、高校への訪問指導を満遍なく行うことにより、格差の解消に取り組んでいると聞いています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そのように活動の範囲を広げながら頑張ってもらわなければならない状況の中で、最近、学校司書の間で、活動するのがとてもつらいという思いが強まっているとの情報が入っているのですが、そのような情報は当局にも入っていますか。

参事（兼）総合政策課長

恐らく佐藤委員の御指摘は、司書の処遇という意味合いではないかと……

佐藤賢一郎委員（分科員）

処遇を通して、働く姿勢がちょっとぐらついてい

るということがあるようなのですが、いかがですか。

参事（兼）総合政策課長

教育委員会からは、来年度4月から会計年度任用職員制度が新たにスタートするタイミングで、学校司書の処遇についてどのように改善を図っていくかが、従前からの大きなテーマになっていると聞いています。詳細については正に今議会の教育公安委員会における予算議案の審査で議論することになると思うのですが、おおむね学校司書の処遇は改善されていく方向性だと聞いています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

処遇をどう変えるかもあるのですが、学校司書には女性が多く、女性は自分が大事にされているという思いがあれば、いろいろなことに対して前向きになれると思うのです。今は、何となく大事にされていないのではないかという印象を持つようになってしまっているのではないのでしょうか。我々議員も読書議連（読書と図書活動をすすめる議員の会）を通じた交流の中で、「そんなことはないよ」、「頑張れよ」と話しているのですが、この地域読書活動推進事業の取組や、これから策定する第3次読書活動基本計画の中で、学校司書の役割の重要性が分かりやすく示されれば、それによって激励されるのではないかと思いますので、何とかそのような方向で取り組んでほしいと思います。いかがですか。

参事（兼）総合政策課長

来年度4月から第3次読書活動基本計画の検討がスタートすることになりますが、我々もこの第3次計画の主要テーマは何かを、いろいろと探っている——検討しているところです。青写真レベルでは、例えば書店との連携や大学図書館との連携といった、施設面の環境整備の観点もあるのですが、佐藤委員の御指摘のように、そこにいる人づくりの観点から、学校司書を計画の中でどう取り上げていくかについても、これから検討したいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

地域読書活動推進事業の予算額が前年度と比べて約157万円減っていますが、その理由について説明をお願いします。

参事（兼）総合政策課長

今年度までの3か年で読書活動推進パートナー支援事業を実施してきました。これは、企業版ふるさと納税を活用して図書や本棚などを購入し、県内各所の人が集まるところにブックコーナーを設けて地域づくりをしようという観点で、県内23市町村で実施したもので、この事業が終了したことにより大きく減額となっています。

加藤麻里委員（分科員）

読書活動支援員の数が減ったなどということはないのですね。

参事（兼）総合政策課長

減っていません。

加藤麻里委員（分科員）

読書活動支援員の役割は非常に大きいと思うので、これからもきっちりと予算をつけてほしいという思いから、心配して伺いました。

近藤健一郎委員（分科員）

提出資料の地域読書活動推進事業の項目に記載されている「子供の読書環境の充実」とは、どのようなことですか。

参事（兼）総合政策課長

知事部局において読書推進政策を担う我々は、学校教育以外での読書推進と県民運動の展開を担務としており、例えば幼児や小学校に入る前の子供を持つ親に、どのような本を選んで読み聞かせをするかといったことのアドバイスを行ったりする機能を担いたいと思っています。実は予算は計上していませんのですが、この5年間くらい「家族で読書おすすめ50選」というリーフレットを作って、新小学校1年生に対し、入学式で配布する事業も続けています。

近藤健一郎委員（分科員）

リーフレットの配布が読書環境の充実につながるのですか。よく分からないので教えてください。

参事（兼）総合政策課長

家庭の中に本があることで、小学校に入る前から読書習慣を身に付けてもらう、あるいは時には家族で同じ本を読み合うことで、読書の楽しさを知ったり、家族のコミュニケーションを深めたりしてもらう、そのようなことを通じて家庭における読書活動を推進するというコンセプトで行っています。

近藤健一郎委員（分科員）

私自身は、やはり小学校、中学校等の図書館における読書活動の推進が第一義的なもので、そこから家庭に波及するのではないかと考えていますが、家庭を重視しているのだと理解しました。

市町村や県民との協働により秋田県読書活動推進連絡協議会を開催することですが、この協議会ではどのようなことを協議しようと考えているのですか。

参事（兼）総合政策課長

秋田県読書活動推進連絡協議会は、読書活動推進基本計画に基づいて県内で県民運動を展開する上で、各市町村の図書館所管部局と企画部局との連携の場として用意しているものです。年に数回、県内3か所で地区会議を開いて、それぞれ読書活動推進の取組を報告したり、情報を共有したりしています。特に11月1日の県民読書の日から2週間くらいの期間は、読書フェスタの期間として県内であらゆる取組を集中的に行うことにしていますが、それに関する情報の情報共有や方向性を同じくする場として、

この連絡協議会を活用しています。もちろん来年度においては、第3次計画の策定に係る検討の場にもなる予定です。

近藤健一郎委員（分科員）

その連絡協議会で示された方向性などは、どこに下ろしていくのですか。具体的な行動などはなく、連絡協議会で話し合われて終わりですか。

参事（兼）総合政策課長

読書フェスタや県民読書の日がそうであるように、市町村や県の取組を通じて県民の読書の需要を喚起することを目的としていますので、連絡協議会での話し合いで方向性を同じくして取組をすることになれば、その取組が県民に届くようにする考えです。

近藤健一郎委員（分科員）

単に「協議会を開催して話し合っています」、「読書環境の充実を図ります」ではなくて、子供たちの中に入っていく——子供に限らず、大人の世界にも入っていった読書を勧めるなど、実際の行動に出てほしいという思いから伺いました。協議会だけで終わらないでほしいと思います。

読んだッチ・リレー文庫はどこに配置するのですか。

参事（兼）総合政策課長

県内の保育所や学校の放課後児童クラブ、病院などに呼びかけて、欲しいというところに配置しています。

近藤健一郎委員（分科員）

県民寄贈の絵本等は多いのですか。

参事（兼）総合政策課長

毎年1,000冊ほど寄贈いただいています。読んだッチ・リレー文庫という名前が表すとおり、新しい世代に絵本を引き継いで、また利用してほしいという県民から県民へのリレーという意味で、県民運動の象徴的な事業だと思っています。

東海林洋委員（分科員）

公共図書館に関しては、恐らく教育庁の生涯学習課が所管していると思うのですが、間違いないですか。

参事（兼）総合政策課長

そのとおりです。

東海林洋委員（分科員）

最近、県内では八郎潟町立図書館がとても好調で、大変多くの人に利用されており、これからも図書館等を核としたまちづくりをしようという市町村が出てくると思います。ここにいるメンバーの中にも、今年地方創生の会議で公共図書館の役割という講義を聞いてきた方がいますが、これからの公共図書館には、単なる知の拠点としてだけではなくて、その地域に関するあらゆるものを収集し、発信し、守り生かしていく役割がある、正に地域づくりの核にな

る役割があるという内容で、全くそのとおりだと感じました。これからの第3次計画期間において、秋田県であれば秋田県、市町村であればそれぞれの市町村の区域において、そうした収集、活用、伝えていくことなどに公共図書館がどのように関わっていくか、方針は持っていますか。

参事（兼）総合政策課長

現在教育庁と話し合っている、第3次計画において図書館をどのように位置づけていくかに関わってくるのだと思います。御指摘を繰り返すようですが、私も県内をいろいろと巡っていて、東海林委員と同様に、公共図書館が知の拠点や地域づくりの拠点になり得るということを感じているところなので、そのようなコンセプトを計画に盛り込みたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

先ほど絵本のリレーにはとてもいい効果があるという話がありましたが、それと関連して、今終活ということで、自分の持ち物を処分したり、家を処分したりする方が増えてきていて、これからはもっと多くなると思います。中には貴重な本——金銭的な意味だけではなくて、珍しいものや特殊な分野のものを持っている方もたくさんいると思います。そうしたものの寄贈先は、通常であれば県や当該地域の役場か図書館になるのですが、もしできることなら、県や市町村が共通の受入先を設けて、一緒になって選別、保存、配付などができる仕組みをつくれば、事前に相談もしやすくなるし、とても寄贈しやすくなると思います。是非この取組を進めてほしいのですが、いかがでしょうか。

参事（兼）総合政策課長

御提言、本当にありがとうございます。昨年度までの読書活動推進パートナー支援事業は、地域づくりの拠点として本棚を設置する、本当に予算規模の小さな事業でしたが、そこに地域の方々が要らなくなった本を持ち寄りしているところもあるようです。子供たちが読む本を置くだけではなくて、例えば病院などでは、患者が誰かと話をしに行く空間になっている場合もあるそうなので、そのような取組——市町村にもいろいろな取組があるので、今の東海林委員の御指摘について、全県の市町村といろいろと話をしてみながら、どのような方向に進められるか考えてみたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

なぜこのような提案をしたかといえば、大分前のことですが、旧西木村で「ありがとう文庫」（募集当時の名称は「引っ越し文庫」）と称し、全国から本を募集したところ、大変な数の本が集まってしまって、それを整理、保存するだけでも倉庫を借りなければならぬなど、大変なことになったのです。

まだ残っている本もあると思います。結局、本は集めれば集まりますが、それを活用するための作業には物すごく手間がかかるのです。できれば個々にやらないで、市町村と県で受入先を作って、欲しいところにきちんと仕分けられ、保存もできる体制を取ってほしいと思いますので、是非この提言を生かしてください。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そろえた当時はすごく読んだけど今は読まない本を、是非いろいろな人に読んでもらいたいし、使えるだろうからあげたいという人は結構います。私もたまたま地域の方からそのような相談を受けたので、秋田市立土崎図書館に照会したら、「何でもかんでも頂いても、どうすることもできない場合があります。」とのことだったので、チェックしてもらってから引き取ってもらいました。今は展示などに活用しているとのこと。このように、あるところでは要らないけれど、ほかのところでは使える本はあると思います——私も話を伺っていて、「そういえばこういうことがあったな」と思い出したように——し、財政的になかなか書籍を購入できない事情もあると思うので、そうした活用の仕方も考えてほしいと思います。これが広まっていけば、お互いに助かるし、思いを共有し合えるのではないかと思います、いかがですか。

参事（兼）総合政策課長

必ずしも回答にはならないかもしれませんが、今の話を聞いて思い出したことがあります。我々の取組ではなく地域の取組として行われている事例の紹介ですが、「一箱古本市」という取組があるのです。これは、秋田市新屋にある旧川口書店という古民家で、自ら持ち寄った古本をフリーマーケット形式で販売する取組——5冊で100円といったレベルですが——なのですが、地域にある古い本を売り買いすることで、それぞれが新しいストーリーを持って、新しい命として引き継がれていくという取組を地域で行っているのは、すごくいいことだと思っています。我々もこうした取組が県内に広がっていくよう、ツイッターなどで情報発信をしており、御指摘をいただいて、「思いは同じだな」と思いました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、被災者受入支援室関係の質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

たしか毎年、被災者にアンケート調査を行っていたと記憶しているのですが、その経費は予算に含まれているのですか。調査の結果がどのように反映されているかもお知らせください。

被災者受入支援室長

アンケートの経費については、提出資料3ページの2事業内容の(2)①震災避難者訪問等支援事業の中に、印刷経費と郵送経費が入っています。集計作業や分析は内部で行いますので、その経費は計上していません。アンケート結果については、県のホームページに掲載すると同時に、避難元の都道府県、市町村、それから復興庁に情報提供して、今後の支援活動に生かしています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

避難生活は長期化していますが、避難者それぞれで思いが違っていたり、全県に散らばっていたりと、支援といってもなかなか難しいと理解しています。提出資料の事業目的の欄に「精神的不安の解消や孤立の防止」、「きめ細かな支援を行う」とありますが、実際のところ、訪問だけの対応ではなかなか解消できない問題があるのではないかと思います。ずっとこのような形の支援を行って来ていますが、少し方法を変えてみることも必要なのではないのでしょうか。

被災者受入支援室長

避難生活も間もなく8年から9年になり、子供は成長していく反面、大人は年をとっていきます。県内には、鹿角市から湯沢市まで全県にわたって避難者がいますので、当方の避難者支援相談員の目が全てに届く状況にはない——2か月に1遍くらいの訪問しかできていません。そこで、何かあったときの相談先や地域の見守りの役割を、地元の市町村や社会福祉協議会が担える方向に持っていこうということで、市町村や市町村社協との連携を密にしていく作業を行っています。日常生活の困り事や課題については現在ある制度や地域の見守りによって対応し、避難者としての整理できない気持ちについては被災者受入支援室が受け止めていく態勢を整えるため、今動いています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

私たちは、思いはあっても避難者がどこにいるのか分からないこともあって、なかなか現地を訪れることができませんが、本当に孤独にならずにこの秋田で避難生活を送ってもらいたいと思っていますので、答弁にあったとおり、地域と密着した様々な取組を進めるよう、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、市町村課関係の質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

議案第67号について伺います。それぞれの市町村からは了解を得ているとのことでしたが、気にな

るのは学校から秋田県受動喫煙防止条例に基づく報告を受ける事務です。内容やボリュームがどうなのか分からないのですが、負担が生じることはないように行われるのか、確認したいと思います。いかがですか。

市町村課長

御案内のとおり、秋田県受動喫煙防止条例には、改正健康増進法よりも上乗せして規制をしている部分があり、学校などの第一種施設については、改正健康増進法では喫煙所の設置を可能としています。秋田県受動喫煙防止条例では敷地内での喫煙を禁止としています。特にこの条例の事務に携わるのは保健所ですが、保健所設置市である秋田市以外の24市町村は県の保健所が管轄していますので、この秋田市の保健所に対して、上乗せ規制に係る喫煙所の設置や違反行為等の報告業務等の事務の権限を移譲することが改正の趣旨です。いわば、秋田県の保健所と秋田市の保健所が一体となって県条例を施行していこうということです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

上乗せ規制をするのは構わないというか、場所が学校ですから、それほど喫煙する人はいないと思うのですが、権限移譲によって新たに業務が増えることになるわけではないですか。そのことを心配しているのですが、心配の必要はないということですね。

市町村課長

確かに学校等に喫煙所を設置することはなかなかないとは思いますが、仮にそのようなことが行われそうなときに、保健所が違反への対処や、報告を受ける窓口になるということであり、特に負担にはならないと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

県・市町村の協働・連携加速化事業について伺います。先ほど、新たに県北のエリアで水道事業の広域化を検討するという説明があったと思いますが、そのことについて確認します。

市町村課長

提出資料の7ページにあるとおり、県内3地区に地域連携研究会を設置し、県北地区に関しては、専門人材、特に建設土木職員の確保について、自治体間で連携していこうとしています。また、提出資料に記載のとおり、県央地区と県南地区でもそれぞれ取組を行います。水道事業の広域化については、来年度南秋田郡等にエリアを限定して研究していこうとしています。県北地区については専門人材の確保がテーマです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

では、私の勘違いですね。

【何事か呼ぶ者あり】

加賀屋千鶴子委員（分科員）

別の事業でしたか。

市町村課長

資料6ページの2（1）②にある人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会において、25市町村を対象として水道事業の広域化について勉強しています。令和2年度については、エリアを区切って、もっと具体的なアイデアが出ないか研究していこうと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

事業は違いますが、研究、検討しているテーマは同じです。これまでの研究、検討を踏まえて、今はどのような段階か、次はどのように進もうかという目算があると思いますので、その点についてお知らせください。

市町村課長

人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会において、水道事業の広域化について研究する意義あるいは背景は、全市町村共通です。人口減少社会の中で水道料金収入が減ってきていること、技術職員の確保や世代交代が厳しくなっていること、それから、高度経済成長期に造られたインフラ（インフラストラクチャー）がほとんどであり、老朽化したインフラの更新がこれから非常に増えてくることへの危機感から、今後どうやってそれらを解決、克服していくか研究しているわけです。

ただ、広域合併した市町村からは、内政といいますか、合併した旧市町村ごとの施設の統合や整理のほうが大変だという声がありますし、水源に関して、地形や水系の関係から、平面の地図上で広域的な共同化を議論するのはなかなか難しいという声もあります。またソフト面で、検針や水道料金の徴収、維持管理などを共同化できないかという話もあるのですが、各市町村でシステム等が全て別々にできていて、業者も違っているため、統合はなかなか難しいということも勉強してきました。

このように、25市町村が参加する会議で議論するとなかなか難しいのですが、今年度、県内3地区にエリアを区切った地域連携研究会で、3市町村くらいごとに具体のディスカッションをしたところ、近隣の市町村ごとということもあって、それなりにアイデアが出てきました。来年度は南秋田郡等で水道事業の広域化の研究をするわけですが、特に八郎潟町では、水道料金が高いので新しい水源が欲しいことを近隣の市町村に呼びかけていきたいとしていますし、大潟村も同じような状況で、男鹿市との協議を続けてきた経緯もあるので、そうしたまとりの中から何か具体的な可能性を見いだせないか、研究したいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

国は水道事業の広域化や民営化を進めたい意向で

すよね。東北では宮城県が民営化を進めています。ただ、民営化にはメリットだけがあるわけではないですよね。先ほど伺ったように、それぞれの市町村で事情は違いますし、検討に当たっては市町村の議論を尊重してほしいと思います。水は命に関わる問題ですから、民間任せがいいかといえ、私は異議がありますし、是非それを踏まえた対応をしてほしいと意見を述べておきたいと思いますが、いかがですか。

市町村課長

今年度の行政運営のあり方研究会の中で、宮城県のコンセッション方式（利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。）——水道の改革の情報提供はしましたが、それがベストだという言い方ではなく、水道法が改正されたことにより、そのような動きもあるということを紹介したまでです。先ほど述べたとおり、地域の事情や課題があるわけですから、無理やり何かをするのではなくて、地域の事情に応じて、可能性があることやそれをする中で利便性が向上することについて、さらに研究を深めていきたいと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

地域連携研究会のテーマは、県が「このテーマを調査・研究しなさい」と設定するものなのですか。それとも市町村が「このテーマを調査・研究したい」と設定するものなのですか。

市町村課長

まず、秋田県・市町村協働政策会議において、知事と全市町村長との間で、県と市町村の連携と市町村間の連携を進めていくことで合意がなされました。その上で、連携を進めていくテーマは市町村にとってメリットや意義がなければならないので、例えば県央地区のテーマの事務の共同化については、構成する市町村からどのような事務なら連携の可能性や利便性があるか聞き取りをし、その中で出てきた固定資産税の評価の在り方や介護認定の在り方などについて、研究してみようということになったものです。そのようなパターンがある一方、県北地区のテーマの専門人材の確保に関しては、既に人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会での課題になっているものの、全25市町村で取り扱うよりも、エリアを区切ったほうが具体的な動きが出るのではないかとという観点から、県から打診して設定しています。このように、両方の場合があります。

近藤健一郎委員（分科員）

市町村からの手挙げ方式という感じではない——県のほうが主体のような気がしてならないのですが、例えば県北地区であれば、専門人材の確保のほかにもいろいろな課題やテーマがあるのではないかと思います。

います。それをなぜ1つに絞っているのか、疑問を感じます。また、県北地区は能代市、藤里町、三種町、八峰町だけで組んでいます、私の地元の北秋田市でも、同様のことが課題とされています。構成市町以外は取り残されているような気がしてならないのですが、そのような疑問にどう答えるのですか。

市町村課長

専門人材の確保に関しては、我々もエリアの構成についていろいろと考えました。平成30年度から人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会において、専門人材の確保に関する研究を全25市町村を対象に行っているのですが、具体化の動きを出したいということで、まずは定住自立圏（生活に必要な都市機能について一定の集積がある「中心市」と、「中心市」と近接し、経済、社会、文化、住民生活等において密接な関係を有する「近隣市町村」とが、地方圏における定住の受皿として形成する圏域。）が構成されている山本地域で地域連携研究会を作ってはどうかと提案したところ、各自治体の了解が取れたので、取組を始めた経緯があります。山本地域での取組の成果は、今後25市町村が構成している人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会にフィードバック——全体的なニーズがあるわけですから——して、そこで各市町村に提案や情報提供をしていきたいと考えています。

近藤健一郎委員（分科員）

まずはモデル的に取り組んで、取組が進んでいったらフィードバックしていくということですね。

県北地区、県央地区、県南地区それぞれでテーマを1つに絞った理由は何ですか。

市町村課長

あまり総花的に幾つものテーマに取り組むよりも、1つ1つこなしでいったほうがいいと考えたためです。中でも県北地区については、各市町村からのニーズが高いテーマに取り組もうとしたものです。県央地区については、テーマとなる業務が1つではなく3つあるのですが、それらについてさらに深掘りしていきたいということです。県南地区のテーマは公共施設の最適配置についてですが、横手市、湯沢市、雄勝地区では今正に公共施設の再編計画を策定しようとしているところですので、非常にタイミングがいいときにこの研究会を作ってくれたということで、市町村からも御理解をいただいております。

近藤健一郎委員（分科員）

最後に、新たな広域連携促進事業（総務省委託事業）について説明してください。

市町村課長

今年度の6月補正予算で可決された、総務省からの2,500万円ほどの国費による、自治体間連携についての研究経費に係る事業です。県央地区の事

務の共同化については、事務作業の見える化といいますか、各市町村でどのくらいの人数が年間どのくらいの日数仕事をしているか数値化し、それを基に共同化した場合にどれだけ効率化が図られるかシミュレーションしたりする経費に、県南地区の公共施設の最適配置については、公共施設の建築後30年、60年経過の節目で大規模修繕、除却、若しくは建て替えることになることを念頭に、横手市、湯沢市、雄勝郡全体で、どのように施設を配置したらいいかを話し合ったりする経費に対し、この予算を活用しています。また、県民向けの市町村間連携や自治体間連携の必要性についてのセミナーの開催などにも活用している事業です。

東海林洋委員（分科員）

関連して伺います。市町村間連携促進事業（令和元年度6月補正予算時点の事業名称は、先導的「市町村間連携」促進事業。）については、6月補正予算の審査の際に、「本来必要があるのなら、市町村がやればいいではないか。」と言った覚えがあります。国から基礎的な調査の費用に係る予算措置があるのなら活用したほうがいいと思うのですが、来年度はその予算はないわけですね。

県央地区の事務の共同化など、住民はあまり関係なくできることは、当該自治体の役所内だけで決着できると思いますが、県南地区の公共施設の共同利用は、単に役所内で勉強したらそのとおりに進むものではなくて、住民や各団体の意見を聞かないと、到底実現しないものだろうと思います。そのような点については全く触れられていないのですが、今後どうするつもりですか。

市町村課長

特に住民にとって一番身近な公民館やコミセン（コミュニティセンター）などの小集会施設は、各市町村が持ち続けていくことになるだろうというのが参加市町村の共通認識ですが、それ以外の、例えば1,200人規模の文化施設、公認の陸上競技場、体育館などをどうするかが、非常に話題になっています。湯沢市では、市民からの意見を聞いて公共施設の再編計画を策定している最中ですし、横手市でも、市長から体育館の新設や老朽化した文化施設について、各住民から意見を聞く場を令和2年度から設けるとの施政に係る演説がありましたが、まずはそのような形で各市町村において地域住民の意見を聞きながら、公共施設の将来の在り方について今正に検討しているところだと思います。一方、当方の事業では、公共施設が老朽化すれば、公共施設等総合計画上は機械的に除却か建て替えをすることになりますが、そのときにどうするかを1団体だけで考えるのではなくて、日常生活における活動範囲となっている横手市、湯沢市、雄勝郡の範囲内でどう考

えるかということをテーマにして、研究しているところですよ。

東海林洋委員（分科員）

成果を出していければいいとは思いますが、当該団体の首長や議会がやるかやらないかを判断しない限り、話し合いだけで終わることも十分想定されます。単に2つのものを1つにすればいいなどという問題ではないはずですから、単独の市町村でなく複数の市町村で設置する場合の財政的なメリット、逆にデメリットについての考え方も持っていなければなりませんし、特にスポーツ施設に関しては、小中高校の学校体育との関係も大いにあるので、もう少し幅広く——様々な課題を絶対に解決するのだという気持ちでリードしていかないと、単なる市町村の担当者の集まりで終わるのではないかと危惧します。県が研究会に加わっていることのメリットは、専門的見地から幾らかのアドバイスができる点だと思いますので、市町村課だけでなく、県庁内の、あるいは外部でもいいですから、専門の方を加えるべきだと思いますが、令和2年度以降、そのような方を加えることはないのですか。

市町村課長

県央地区の事務の共同化のほうから述べますと、固定資産税の評価については、一市町村の担当者だけでなく、各市町村のやり方も含めて幅広く情報交換したいという声がありますし、介護認定の共同化については、健康福祉部の専門分野ですから、そのような県の部署も加わって一緒に研究していきたいと思っています。

県南地区の公共施設の最適配置に関しては、学校統合に伴ってグラウンドや野球場など、いろいろな施設の空きが生じますので、それらにも着目しながら引き続き研究していきたいと思っています。また、陸上競技場については、湯沢市の稲川陸上競技場を更新するか、あるいは、横手市の十文字陸上競技場を湯沢市の住民も一緒に使ってもいいのではないかと議論がありますので、大規模なものも地域に密着したものも幅広く見ながら、必要であればスポーツに関係する県の部署の担当者とも一緒になって、研究していきたいと思っています。

加藤麻里委員（分科員）

関連して伺います。提出資料には「令和2年度の取組」とあるのですが、つまりこれは令和3年度、令和4年度、令和5年度と続いていくのですよね。最終的にどうなっていくのですか。

市町村課長

特に県央地区と県南地区については、総務省の新たな広域連携促進事業を活用して客観的なシミュレーションを行いました。成果品の納入時期が年末でしたので、その調査の成果を活用して各市町村で

どのような議論ができるか研究し始めてからまだ間もないため、令和２年度についても引き続き調査の成果を活用して、さらに深掘りし、研究を詰めていきたいと考えています。令和２年度は研究を確実に続けていき、そこである程度テーマというか研究の方向性が見えてくれば、令和３年度以降はどうするか考えますが、取りあえず令和２年度はしっかりと研究したいと思っていますし、研究期間について特に期限を切って考えているわけではありません。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は午後１時１０分とします。

午前１１時３５分 休憩

午後 １時１０分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説 明 者

企画振興部長	草 薨 作 博
企画振興部次長	嘉 藤 正 和
参事（兼）総合政策課長	阪 場 進 一
参事（兼）情報企画課長	菊 地 智 英
被災者受入支援室長	中 田 美英子
市町村課長	坂 本 雅 和
調査統計課長	袴 田 次 郎
国際課長	畠 山 智

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き、企画振興部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

情報企画課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

地域情報格差解消事業について伺います。先日審査した今年度補正予算にも同じ事業の予算が計上されていて、あちらは事業箇所が由利本荘市でしたが、

多分同じような内容だと認識しています。

先日の審査の際に立ち話で聞いたところでは、由利本荘市で整備する施設を使用するのはa u（KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社が行う携帯電話を含む移動体通信事業等のサービスブランド名）とのことでした。今回も通信キャリアは１社になると思うのですが、この平滝地区に住んでいる５世帯は、この地域が携帯不通だったとしても恐らく携帯電話やスマホ（スマートフォン）を持っているはずです。その方々が契約している通信キャリアが同じではない場合、どのように対応するのですか。

参事（兼）情報企画課長

今回の平滝地区もa uのみです。先日、審査と別に話をした際にも、「携帯電話等を持っている人たちがみんなa uを使用しているわけではないだろう。ほかの２社を使っている人はどうするのだ。」という指摘がありましたが、現在の国の考え方では、とにかく１社でもつながれば、エリア（ここでは携帯電話等の通信サービス等を利用可能な地域のこと）に入ったとみなしていくことになっています。ただ、既に出来上がっている鉄塔に設備を設置している業者以外の業者も、そこで営業が成り立つと判断すれば、そこに同じような形で設備を設置することは可能です。もし、ほかの通信キャリアを使っている方が多い場合には、多分そのようなことをお願いする必要があるのではないかと考えています。

住谷達委員（分科員）

対象箇所は狭い地域ですが、使用者が困らないような対応をしてほしいと思います。

今後不感地帯を解消しようとした場合も、大体a uが進出してくることになるのですか。それとも事情によっては、ドコモ（株式会社NTTドコモ）やソフトバンク（ソフトバンク株式会社）が進出することもあるのですか。

参事（兼）情報企画課長

確かにa uの場合が多いように思われるのですが、それぞれの通信キャリアの判断ですから、ドコモが進出してくることもありますし、過去に鉄塔を整備した地域がいつの間にかソフトバンクのエリアになっていたという事例もあります。当方としては致し方ないというか、鉄塔の整備後はそれぞれの通信キャリアの判断に任せることしかできないのではないかと考えています。

住谷達委員（分科員）

不感地帯への進出に関しては、県が事業者働きかけているというよりも、事業者の判断で行われていると認識してよいのでしょうか。

参事（兼）情報企画課長

事業者が判断する前に、県内の不感地帯を事業者に連絡して、協力依頼をしています。

今回の大館市の事業までは集落を対象にした事業となっていますが、来年度の途中に、この補助金の要綱（無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱）が変更される予定であり、総務省では、通信キャリアが1社であれば補助率が少し低くなり、通信キャリアが2社以上であれば補助率が3分の2になるといった内容にしようと考えているようです。そもそも世帯カバー率はほとんど100%に近づいて、今さらカバーされていない世帯のあるところは、もうからないところが多いわけですから、世帯が少なくても交流人口が多いところへ鉄塔を整備したほうがいいのではないかという議論が総務省の中でなされていて、来年度以降そのような形になると聞いています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今答弁のあった来年度からの補助についての国の考え方からすると、世帯が少ないところは取り残されていく可能性が高くなるということですか。

参事（兼）情報企画課長

世帯が多いか少ないかは判断基準にせず、通信キャリアが必要なところ、特に2社以上の通信キャリアが進出するところを中心に補助を手厚くしていくということだと思っています。逆に言うと、世帯数が少なく、人の出入りが少ないところなどは、低い補助率で整備していくことにならざるを得ないと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

情報を得たり発信したりするツールは携帯電話だけではない——テレビでも電話でも何らかのツールがあればいいと思うのですが、例えば防災の観点から見たときに、国が考えている方向性で事業を進めた場合、連絡が取れない、取り残されてしまう地域が県内に発生しませんか。

参事（兼）情報企画課長

確かに、一、二世帯しかなくて、交流人口もあまりないところに通信キャリアが2社以上進出することは、今から考えてもあまりないのではないかと考えています。それでも、市町村としてそこが防災上どうしても必要だという判断であれば、通信キャリアが1社で、補助率が少し高くても、地元市町村及び県から事業をしてくれるようお願いしていくことになるのではないかと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それぞれの市町村に不感地帯があるとすれば、市町村と県、事業者によって、なるべくそのような場所を解消していく努力はできるのだと理解していいのですね。

参事（兼）情報企画課長

補助率は少し低くなるかもしれませんが、今のスキームはそのまま使えると思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

この事業によって解消されなければならない携帯電話の不感地帯は、あとどのくらいあるのですか。

参事（兼）情報企画課長

この事業により、補正予算分で10世帯、当初予算分で5世帯、全部で15世帯分の不感地帯が解消され、集落でいきますと27集落、134世帯がいまだ不感地帯として残ることになります。

住谷達委員（分科員）

新規事業のデジタルガバメント総合推進事業について伺います。提出資料の参考図を見ると、何点か課題があるように思われます。

まず、「県民」のところの「自宅から電子申請」です。先日、総務課の方から、県民のマイナンバーカード（個人番号カード）の取得はあまり進んでおらず、普及率は10%台だという話を聞いたのですが、マイナンバーカードの普及率が低い中では、この「自宅から電子申請」には、まだいろいろと課題があるのではないかと感じます。

それから、出口の部分である「行政情報のオープンデータ化」です。オープンデータ化が進めば、先ほどの市町村課の審査で話題になった事務の共同化など、いろいろな課題が解決できると思いますし、昨今話題になっている県・市連携文化施設の中のホールを借りたいといったときに、全県のホールの空き状況などをオープンデータ化して、民間事業者などがAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス。アプリケーションやソフトウェア同士をつなげる機能を持つインターフェイス。）を作っておけば、空き状況を可視化でき、借りやすくなると思うのですが、まだそのような状況には至っていないのではないかと思います。

そのような状況を踏まえて、県職員のICTに対するリテラシーは今どのくらいの水準なのか、お知らせ願います。

参事（兼）情報企画課長

大体の職員のパソコンにはオフィス（マイクロソフトオフィス。マイクロソフト社が開発・販売するビジネス用アプリケーションソフトのパッケージ商品。）が入っていますので、ワード（オフィスに含まれる文書作成のアプリケーションソフト）、エクセル（オフィスに含まれる表計算のアプリケーションソフト）、パワーポイント（オフィスに含まれるプレゼンテーションソフト）などは一通り使いこなせるようになっていると思いますし、インターネットで情報を検索したり、様々な情報をダウンロードして活用したりしていますので、書類づくりや情報収集の面ではそれなりのスキルがあると思っています。一方、今後の行政のデジタル化を推進する上で——提出資料2（1）の行政のデジタル化等推進事

業の予算には研修費がかなり含まれているのですが、それにより、自分が作ったデータをオープン化することを前提に仕事をするマインドを持ってもらうことに主眼を置いた研修を行っていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

基本的なスキルはあるということだと思うのですが、今後、提出資料にある電子申請の導入や電子決裁拡大の検討——これは多分判こを押さなくてもよくなるものだと思いますが——をしていく上では、デジタル署名が担う部分が結構大きいのではないかと思います。県ではまだデジタル署名は導入していないですよ。

参事（兼）情報企画課長

デジタル署名というものがどこまでの範囲かということはあるのですが、例えばマイナンバーカードを使った個人の特定については既に仕組みがあるので、既存の電子申請システムにおいても、幾つかの申請でマイナンバーカードを使って自分の証明書を取得することが可能になっています。ただ署名……

住谷達委員（分科員）

例えば書類を作成して保存するときに、デジタル署名をしっかりと、後々きちんと保証することが大事な……

委員長（会長）

電子署名のことですか。

住谷達委員（分科員）

電子署名。

委員長（会長）

用語としては電子署名ですね。

住谷達委員（分科員）

それは導入していないということですよね。

参事（兼）情報企画課長

署名に関しては導入していません。

住谷達委員（分科員）

公文書の保管が取り沙汰されている中で、改ざんを防ぐためにはデジタル署名が今後本当に重要になってくると思います。書類の信頼性を保たせるために、どのように取り組んでいこうと考えていますか。

参事（兼）情報企画課長

まさしく提出資料2（2）の電子決裁システム等再構築事業がそれに当たると思います。簡単な電子決裁は今も行っているのですが、今住谷委員から指摘があったような文書管理については仕組みがありません。いずれは文書管理について取り組まないと庁内のデジタル化はうまくいかないと考えていますので、将来的にはそこをきちんとしたいと思っています。その際には、当然システム内を署名したデータが流れることになるわけですから、まずは文書管理システムの仕組みを整えることを目標に、この事業にお

いて検討していきたいと考えているところです。

住谷達委員（分科員）

来年度は取りあえずいろいろなことを検討することですが、いつ頃そのようなことが実現するかのロードマップみたいなものはありますか。

参事（兼）情報企画課長

庁内の合意も当然必要ですので、来年度検討を行った上で、庁内の合意も取り付けた段階で、うまくいけば来年度の途中には、継続費などの予算の審議をお願いすることになるかもしれません。

住谷達委員（分科員）

先ほども述べたとおり、書類の保管や公文書の問題はいろいろなところで取り沙汰されていますので、今後、電子署名については本当にしっかりと検討して進めてほしいと思います。

先ほどの話に戻りますが、RESAS-API（内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局が運用する、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化するシステムであるRESAS（地域経済分析システム）のデータを提供するAPI。）などを活用して、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略。証拠に基づく政策立案。）にも庁内でしっかりと取り組んでいかなければならないと思うのですが、その辺りについてはどのような認識を持っていますか。

参事（兼）情報企画課長

提出資料の2（1）の行政のデジタル化推進事業でEBPMについても取り組んでいこうとしたのですが——庁内では、例えば総合政策課がEBPMを取り入れた事業を実施すると聞いていますし、来年度以降、データサイエンス（データを用いて、新たな科学的で社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチのこと。）などの方面の勉強も含めて、EBPMに取り組んでいきたいと考えています。

参事（兼）総合政策課長

RESASは当課が所管し、いろいろな取組をしていますので、補足します。RESAS——地域経済分析システムを活用するには、まず人材を育成することが必要になるという考え方の下、今年度はいろいろな取組を始めましたが、手始めに研修会を開きました。若い人材——いわゆるデジタルネイティブの世代に使ってもらわなければならないということで、市町村の新規採用者や採用から二、三年目の若手職員と、県の同じような若手職員を集めて、RESASの使い方を研修しました。

また、EBPM——証拠に基づく政策立案の考え方についても、国から講師を招いて勉強会を開いて、取組を始めたところです。

もう1つ、政策評価制度について、一連の課題を

設定し、それを評価し、次年度の予算に反映していくという大きな見直しをしたところで、こうした政策ロジックの精度を高めていくことはE B P Mにも通じるところがあります。現状、そのようなところから始めています。

住谷達委員（分科員）

今の話を総合すると、小さいところから始めてだんだんと大きくしていくということなのだと思います。

先ほど総合政策課長が「デジタルネイティブでないとなかなかついていけない」といった趣旨のことを述べていましたが、説明で触れられていたコンソーシアム（秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム）の会長は、結構御年配の方です。年齢のことはあまり言えないかもしれませんが、しっかりと中身を理解していないとデジタル化の取組はなかなか推進できないのではないかと思います。周りがしっかりとフォローできる体制なのですか。

委員長（会長）

答弁者は情報企画課長でいいですか。委員全体の理解を深めるためにも、E B P Mの説明とともに答弁をお願いします。

参事（兼）総合政策課長

E B P Mは、エビデンス・ベースト・ポリシー・メーカー——証拠に基づく政策立案といわれるものです。これまでは、例えば「他県がこういうやり方をしているから、うちもやってみよう。」といった——それがよいことか、悪いことかを言っているわけではないのですが——エピソードベースによる政策立案が行われてきましたが、そうではなくて、いろいろなデータに基づいて客観的な裏づけのある施策を展開していこうという、エビデンスベースの施策立案が全国的な流れになっています。政府の骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）や予算編成の基本方針の中でもそのようなことがうたわれていて、いろいろな試行的な取組が全国で広がっている状況です。

参事（兼）情報企画課長

秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアムについては、確かにいろいろな団体の長を中心に集まっているということはありますが、一般の企業の実際に手足を動かす方々もメンバーになって活動しています。総会には団体の長などが出席して、今年度どのように県内でICTを使った活動が行われたかを発表する形になっていますが、実際の活動はその下にぶら下がっている幾つかの専門部会で行っています。例えば建設部会では、メンバーが五城目の馬場目地区でIT関係の研究を行っています。産業関係は産業労働部のデジタルイノベーション推進室が所管していますし、そのほかにも教育関係など一

行政関係でも、当方を中心に新たに秋田R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション。主に定型業務などのデスクワークを、人間の代わりに仮想知的労働者などと呼ばれるロボットに行わせること。）協会が立ち上がって、民間のメンバーが動き出しています。このように、実際にはコンソーシアムに加わっている若い人たちがコンソーシアムを盛り上げるため頑張っており、県としては、それを支えていきたいと考えているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

国は、昨年閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づいて、今後国の手続の9割をオンライン化するとしています。秋田県はどこまで、どのように進める考えですか。

参事（兼）情報企画課長

「デジタル・ガバメント実行計画」では、都道府県の役割については努力義務という書き方がされています。ただ、努力義務といっても取り組まなくていいわけではなくて、「原則は取り組む。ただし、できない場合は早めに対応できるようにする。」ということだと思っています。秋田県では、昨年度ICT基本計画（秋田ICT基本計画2019）を策定していますので、計画期間中にある程度方向性をきちんと決めて、その方向に向かえるようにしたいと思っています。

先ほどデジタル化や文書管理システムの整備に関して、うまくいけば来年度中には予算の審議をお願いできるかもしれないと述べましたが、かなり甘い臆測であり、庁内の合意の取付けやら何やらというと、もう一年くらいかかるかもしれません。拙速かもしれませんが、なるべく早く進めていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

庁内というか、行政組織の中でのデジタル化は理解できるのですが、提出資料の図にあるように、例えば県民が証明書の交付を申請するときに、皆がデジタル申請できるかといえば、できない方もいるし、高齢化が進む中では、今はできても今後できなくなる方もいると思うので、そのような方々はどうかと思うのです。こうした方向で進めることも必要だとは思いますが、一方で使えない方々への対応もきちんとしていかなければならないと思います。その辺りについてはどう考えますか。

参事（兼）情報企画課長

自宅からの電子申請や窓口でのタブレット入力ができるのは、それなりのリテラシーがある方だと思います。パソコンをあまりいじらないお年寄りや、あまり窓口に来ることができない方向けに、紙ベースでの申請も当然残していかなければならないと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほども話がありましたが、デジタル化を進めていく際にはマイナンバーカードの普及が必要になりますよね。まだ普及率が低い中でハード整備だけを進めていっても、実際のサービスが伴わないのではないかと思います。また、普及しないにはしないなどの理由があって、マイナンバーカードを持つ必要性があまり感じられないからではないかと思うのです。もし強力に普及しようとしたら——来年度はマイナポイントの導入などいろいろとあるようですが、取得を強制されるものでもないと思います。その辺りをどう考え、どう進めるつもりでしょうか。

参事（兼）情報企画課長

今後、マイナンバーカードが健康保険証代わりになります。国ではその段階まで——1年半近く、2年近くあるのか——には、現在大体15%くらいの普及率が50%近くになるのではないかと試算しています。そのため国では助成金を用意して、市役所や町村役場の窓口の強化を図っています。その次のステップまでには少なくとも——ちょっと年数が分からないのですが、いずれは90%台に乗せることを国が目標にしていますので、その頃にはマイナンバーカードを使った申請もかなりの数になるのではないかと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

健康保険証がマイナンバーカードになるのは、私は必要ないと思って、国が進めようとしていることです。そうなるわけですね。パソコンなどを使えない方がマイナンバーカードを持って証明書の交付申請に来たときに、それを補佐して操作を教える人を置くとすれば、そこから情報漏えいが生じる——あってはならないことだと思いますが——こともあり得ます。いろいろなことを考えると、お金も結構かかりますし、必ずしもいいことだけではない気がします。国の計画では推進は努力義務とのことですが、進めなければならないとしても、きちんと個人情報保護することや、先ほど述べたように、デジタル申請等ができない方向けに紙ベースでの手続を残すことなど、きちんとサービスを保障する措置を考えた上で事業を進めてほしいと思います。今後ずっと続いていく問題だと思いますが、その点どう考えているかお知らせください。

参事（兼）情報企画課長

御指摘があったように、当然多様な申請方法を残していく必要があると思っています。いろいろな事情がある方がいますので、一律に「こうでなければならない」と排除するつもりは一切ありません。

鈴木健太委員（分科員）

提出資料の2（3）の庁内業務効率化推進事業について伺います。①RPAの導入、②AIの導入と

あり、どちらも令和元年度から着手している分野と新年度から新たに着手する分野があります。今年度既に着手している分野の進捗状況や実績がどのような感じになっているかと、今年度、新年度共に、県内でどのくらいできそうな雰囲気なのか——規模や難易度など、いろいろな要素があると思うのですが、県内の産業で対応できそうなのか、あるいはできているのか、この辺りについて説明願います。

参事（兼）情報企画課長

庁内の業務の効率化に関しては、物品調達予定価格算出業務では、かなり粗く見積もって、700時間弱ほど削減できたといわれています。森林簿修正業務は167時間、指定自立支援医療機関等管理業務は313時間、厚生労働省等調査業務は159時間がそれぞれ削減されています。1時間当たりの単価を2,000円としますと、今のところトータルで二、三百万円程度の効率化なのですが、いずれ時間量が増えていけば、それなりのボリュームになってくると思っています。産業への波及については、先ほど述べた秋田RPA協会は立ち上がったばかりで、一生懸命企業への普及に取り組んでいる段階のため、私のところに事例についての情報は入ってきません。

鈴木健太委員（分科員）

AIはどうですか。

参事（兼）情報企画課長

AIについては、文書の書き起こし——議事録作成支援システムを導入し、年間850時間の削減につながったようです。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、調査統計課関係の質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

提出資料の13ページ、14ページに来年度実施する予定の統計調査の一覧がありますが、これらの調査は22名の職員だけで実施するのですか。訪問調査員などにもいると思うのですが、何人くらいなのかお知らせください。

調査統計課長

御指摘のとおり、それぞれの調査について調査員にお願いして実施していきまして、例えば1番の国勢調査ですと、5,100人くらいの方をお願いすることになります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

5年に1回実施する国勢調査や農林業センサスのほか、常時やっている調査もありますが、それぞれのスケジュールというか——私が気になるのは、これだけの調査をどう効率よく実施しているのか、無

理なく実施しているのかです。どうでしょうか。

調査統計課長

調査は国からの法定受託事務であり、国、県、市町村で役割分担して、さらにそこに調査員が加わって実施しています。法定受託事務ですから調査票等の集計は国が行いますので、県の役割は、市町村を通じて調査員に調査票を集めてもらい、それを取りまとめて国へ送る事務となります。したがって、職員は22名ですが、その体制でこなすことができます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それぞれの市町村にも調査統計を所管する課所がありますが、そのような調査を担うところからの情報をまとめ上げると、私たちが使う統計データになるのですか。

調査統計課長

御指摘のとおりで、調査員が訪問して集めたデータを一度市町村でまとめ、それを県が全県分まとめて国に送り、国が統計処理をするという役割分担によりまとめ上げています。当課では、国がまとめた統計データのうち、秋田県分をまとめて公表しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

すごく地味であり表面に見えない業務ですが、統計データは私たちもよく使うので、信頼性のある――昨年度国であったようなこと（平成30年12月に発覚した、厚生労働省の毎月勤労統計調査において不正な調査により統計データに誤りが生じていた問題のこと。）がないようにする必要があると思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、国際課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

様々な事業を実施するようですが、今後新型コロナウイルスの影響が長引いた場合、どのような対応をとりますか。

国際課長

新型コロナウイルスは中国が発生源ですが、今韓国やヨーロッパにおいても感染者が増加しています。秋田県の場合、中国の友好都市が非常に多いのですが、武漢市での感染者の減少がまだ見られない状況なので、今後いろいろな交流事業の実施時期が、年度の後半にずれ込んでいくのではないかと考えています。

来年度当初予算には大連市との交流事業の経費を計上していますが、現在数名の治療中の感染者がいますし、長年交流している甘粛省でも3名の方が治

療中とのことです。そちらとの交流事業のスケジュールは年度の後半にずれ込むのではないかと思います。

また、来年度当初予算には外国青年招致事業の経費を計上しており、今年4月に中国等から国際交流員が来日する予定なのですが、送り出しの調整をしている自治体国際化協会（一般財団法人自治体国際化協会）に昨日確認したところでは、中国からの来日が少し遅れる可能性があるとのこと。先日の補正予算関係審査のときに述べましたが、今の状況ですと、現在来日している国際交流員が中国に帰国したとすると、新しい方が来るまでにタイムラグが生じる可能性がありますので、その対応を今後考えていかなければならないのではないかと考えています。

住谷達委員（分科員）

情勢を注視し、しっかりと安全性が担保された状況下で実施してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、多文化共生対策事業について伺います。先日、企業の振興と人材の確保に関する調査特別委員会で県内の企業を視察したのですが、そのときに秋田市内のある企業から伺ったところによると、外国人を受け入れる際に何に一番困っているかという、外国人が住むという、不動産屋が空き物件を貸してくれない場合が多いことで、大変苦慮しているとのことでした。今後、外国人材の受け入れは避けて通れないことだと思いますので、そうしたところの対策をこの事業の中で行ってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

国際課長

先日の調査に関しては、地域振興局からも話を聞きました。外国人だから部屋を貸してもらえないというのは、人権問題というか、人種差別に相当することだと思います。外国人だから差別されるなどということがない地域社会を作り上げなければなりませんので、当方からいろいろな面で呼びかけをしていきたいと思っています。例えば、県においても市町村においても交流フェスティバル等を開催していますので、そうした場で人種差別がないよう引き続き呼びかけていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

仮に物件を借りられたとしても、地域の方が不安だという認識を持っていて、なかなか地域のコミュニティに入れてくれないこともあるようで、例えば、ごみステーションにごみを出させてくれないので困っているといった話をよく聞くのです。そうなったときに、両者の間に入って調整することが必要ではないかと思うのですが、どうですか。

国際課長

町内会に入っているのに、ごみを捨てることを拒否されている事例があるとのことですが、これはつまり、地域の方の理解が進まないと外国人を受け入れてもらえないということだと思います。本来であれば住民サービスにより対応すべきですが、市町村とも話をしながら、そのような差別につながるようなことのないよう、対応を呼びかけていきたいと思っていますところ。

住谷達委員（分科員）

差別というか、多分無意識にやっているのだと思うのです。無意識の不安、あるいは来日した方の出身国への認識が不足しているということだと思います。そうした中で、両者の仲立をする調整の部分が一番大事だと思うのです。地域や企業と外国人との間をうまく取り持つ調整ができるなら——多文化共生の観点からすれば、その辺りが本当に重要だと思いますので、しっかりと取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

国際課長

そのような偏見——偏見ではないですが、そのようなことがないよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

去年も質疑を行ったことですが、関連して伺います。

今日の新聞に、秋田県内の外国人労働者数は、ベトナム人がすごく増えて、中国人を抜いて1位になっているとありました。ただ、つい最近ベトナム人を10人くらい受け入れている方に伺ったところ、あっせんを行う事業者が秋田県内にはいないので、岩手県の事業者から紹介してもらって受け入れているとのことでした。

以前質疑したときは、産業に関することは産業労働部の所管だとの答弁がありましたが、来日すれば、今住谷委員から質疑があったように、生活する場の問題という、産業とは違う側面の問題もあります。受入れに関する機関は、例えば留学生であれば国際交流協会（公益財団法人秋田県国際交流協会）が所管するなど、みんなばらばらではないですか。そこで、秋田県としてトータルで、外国人を受け入れて、生活を支援したりと様々なことをしていくための仕組みを考え、つくるべきだと——いきなりフルサイズでつくらなくても、順番にいろいろな問題に対応できるようにしていくべきだと、また、そのための人材も必要だと指摘したのですが、今回の当初予算には、他の部局も含めて、そのような新しい取組に関するものはありませんでした。

先ほどの質疑応答を聞いていても、そのような問題は1つの機関、例えば国際課だけで解決しろといってもできないですね。県全体のためにも、最初

は小規模でもいいですから、できれば官民挙げて、いろいろな人が相談し合える仕組みをつくってスタートしていくべきではないですか。その中核として県が音頭を取らなければならないと思うのですが、部長、次長はその点についてどのような捉え方をしていますか。

委員長（会長）

どなたに答弁を求めますか。

東海林洋委員（分科員）

部長でも次長でもいいです。

企画振興部長

外国人が今後どんどん入ってくる——特定技能実習生については想定したよりも増えていない実態はあるのですが、国全体の方針として、あるいは生産現場の実態として、今後外国人に国内で活躍してもらわないと、なかなか産業が立ち行かないだろうといわれる中では、今東海林委員から指摘があったことについてきちんと対応していかなければ、外国人材の活用もままならないという危機感は持っています。

受入れの最初の入り口としてマッチングがあり、それが済んだ次の段階に当たる、事業主のサポートと地域コミュニティーにうまく溶け込んでいくためのサポートを誰がどう行うのかという辺りが、ボーダーレスなところであり、議論もあまりなされていません。個人的には「ここまでが役所です」、「ここまでが県です」、「ここまでが市町村です」といった線引きをすると、きつとうまくいかないのではないかと考えています。お互いの大体の領域を設定した上で、お互いがお互いの領域を少しずつ踏み越し合うようにして、溝を作らないやり方をしていかなければなりません。そのための大まかな仕切りをするのは誰なのか、その場合それぞれの立場で何をするのかといった議論は、これから進めていく必要があると思っています。

その上で、具体的に来年何をするのかについて、当方から提案できていないというのは指摘のとおりですが、予算の有無にかかわらず、そのようなことについて議論していかなければならないと考えています。

東海林洋委員（分科員）

具体的な問題が生じているのですから、もう既に議論の時期は過ぎています。「議論しなければならない」ではなくて、もっと踏み込んでそのような機関や拠点を設置していかないと、いつまでたってもできません。それを「先頭を切ってやったらいかがですか」という意味で伺ったのです。

先ほどは労働者のことを中心に述べましたが、それ以外にも最近は教育交流や観光で来日する人が増えているので、DMO（デスティネーション・マネ

ジメント・オーガニゼーション。観光地域づくり法人。)でそのようなことをしているところもあります。長期滞在者から短期滞在者まで様々ですから、ばらばらにやるよりは1つの機関を作るべきです。県では自治体国際化協会などに職員を派遣していますし、金融機関にも海外に置いた営業所で実務をこなしてきた人が何人かいるでしょう。企画振興部としては、もう少し積極的に取り組んだほうがよいのではないですか。

委員長（会長）

答弁者は部長でいいですか。

東海林洋委員（分科員）

是非答弁をお願いします。

企画振興部長

具体的な問題が生じていることは承知していますので、今の東海林委員の提案も踏まえ、どのようなやり方ができるか考えていきたいと思います。先ほど「踏み越え合う」と述べましたが、県としての取組は、個別のことよりはベースの仕事のほうの比重が大きいと思いますので、県として何ができるのか——「このようにベースを作るので、市町村や事業者にはこのようなやり方をしてほしい。」といった働きかけも含めて、考えていきたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

私はちょっと違う観点から述べます。私の地元の大館にも、特にベトナム人がたくさん来日していますが、みんなスムーズに対応しているのです。ですから、私はてっきり行政がそのように指導しているのだとばかり思っていました。受入れ側の事業主がみんな、「受け入れる人たちの世話は自分でやらなければならないのだ」という感じの対応をしていて、あるところでは、「来てもらうのだから会社に住まいを造らなければならない」といって、一生懸命寮を造って住んでもらっています。私が住んでいるところにもベトナム人の女性が十数人いますが、事業主が空き家を準備して、そこで三、四人ずつ生活してもらう対応をしています。そのほか、鉄工所でもやはりその事業主が住むところを準備して受け入れています。そのような姿を見ているので、行政がそのように指導しているのだらうと思っていました。外国人は今後も増えていくので、そのような姿勢でどんどん受入れを進めていってほしいと思っていましたが、指導しているわけではないのですか。

国際課長

外国人材の受入れに関して労働関係部署といろいろと話をする中で得た情報ですが、今まで外国人を積極的に受け入れてきた企業は、地域コミュニティとの関係が非常に良いとのこと。例えばごみ捨ての問題に関しても、企業が地域へ出向いて、

「こういう人がいるので、面倒を見てください。」と積極的に話してきたとのこと。ただ、最近需要が急増している中で、新しく外国人を受け入れた企業もかなりあり、そのようなところでうまくいっていない部分もあるのだと思います。企業に地域との連携の取り方のノウハウがなければ、行政に相談しながら対応していく方法もあるのですが、今はそれができていない場合があるのではないのかと思います。

これまで当方の外国人相談センター（秋田県外国人相談センター）には、そのようなことについての直接の相談はなかったのですが、外国人を抱える企業と地域の間に問題があって、うまくいっていないといった相談は今後あるのではないかと考えています。外国人相談センターへの相談に対しては、例えば市町村の行政サービスの窓口を紹介するなど、いろいろな対応をしているのですが、やはり急増する外国人の受入れで少し問題が——どこに相談すればいいか分からないところもありましたので、相談がなかったということもあるのだと思います。外国人相談センターで、できるだけそのような相談にも回答するよう努めていきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

多分、受け入れる地域によっても違いがあると思いますし、田舎と町場ではまた違いがあります。私の地元は本当に田舎のほうで、田舎の非常に大きな悩みは、人口減少、特に若い人がいないことなのです。そこに、今回の場合はたまたまベトナムからですが、若い人たちが仕事に来てくれているということ——「自分たちの子供も同じようにいてくればいいのに」と思いながらも——みんな本当に大喜びなのです。3年しかいられないといいますが、できればもっと長くいてほしい、さらに、できればいい人を見つけて、こちらに残ってほしいというくらいの思いでいます。地域によって違うとは思いますが、地域の交流の中に来てくれている人がいることが、人口減少や若い人がいないという問題の解決にもつながるのであれば、すごく前向きなことでもあります。そのような要素もありますので、こうした流れをうまく育てていくことが必要だろうと思っています。

東海林洋委員（分科員）

先ほど国際課長が、秋田県外国人相談センターに相談に対応する機能があると述べましたが、この機関はもともと、どちらかというと企業よりは一般的な在留外国人を対象とするところだと思います。増加している外国人技能実習生への対応も含めて機能を充実させ、県北、県南にも支部を置いて、相談に行けば相談者と地域や企業の間を仲介してくれて、問題を解決できる仕組みにしてはどうですか。

国際課長

外国人相談センターは、秋田市のアトリオン（秋田県総合生活文化会館の愛称）内に国際交流協会が設置しています。また、県内9か所——基本的に各地域振興局に1人ずつですが——で、日本語学校の先生等に委嘱して地域外国人相談員を配置し、相談業務に対応してもらっています。最近はそのちらへの企業からの相談も結構あり、そのような相談への対応や地域の方々との調整により、少しずつ問題が解消されていくものと理解しています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

外国人支援ネットワーク構築事業などでは、国際交流協会がいろいろな役割を果たしていると思います。各市町村にもそれぞれ国際交流協会ができていると思うのですが、その割合はどのくらいですか。

国際課長

協会自体というか、市町村においてそうした活動をしている団体は、現状非常に少なく、ほとんどは行政主体で国際交流事業を行っています。ただ、積極的に取り組んでいる自治体は結構ありまして、例えば県南の大仙市では、秋田県と同様の国際交流事業——国際交流フェスティバルなどと同じような事業を行っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

国際交流協会の取組を財政的に支援する場合は、どちらで行うことになりますか。国際課が行っているのですか。

国際課長

国際交流協会に対しては、大分前に県から出捐金を出しており、その利息等を財源として事業が行われています。ですから現在は県からの助成はないのですが、県からいろいろな業務等を委託しており、事業と併せて全体の活動が有効となるようお願いしています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

今もフィリピン人は結構いますし、中国人もいますし、ベトナム人も増えてきていますが、今後さらに日本に、秋田県に来る人たちが増えてきます。その中で、このような企画を進めてほしいと思うものがある——どういう形で支援すれば進んでいくかがよく分からないのですが——のですが、それは何かというと、来日している人たちの文化、例えば食べ物などを地域の人たちに紹介しながら交流するという企画です。日本人の側から彼らに何かをするのではなくて、彼らが彼らの文化を我々地域の人たちに紹介するものです。彼らも喜ぶし、我々もそうした場に行くことで彼らの国のことをいろいろと学ぶことができ、すごく楽しいと思います。昔そのような経験をしたことがあって、「同様の企画ができればいいな」という思いがあったもので、それを何ら

かの形で支援するとしたらどのような方法で行うことになるのかと思い、伺ったのですが、いかがですか。

国際課長

国際理解の推進の取組としては、当課の国際交流員が地域に出向いて出身国の文化などを紹介する、国際理解講座という取組もあります。また、地域の中で外国人を活用し国際活動を行う取組については、国際交流協会が助成制度を設け、民間団体に補助をして活動してもらおうと取り組んでおり、年間十数件の助成の実績があります。また、国別ではありませんが、例えば日中友好協会（公益社団法人日本中国友好協会）やベトナム友好協会（日本ベトナム友好協会）などの友好団体が自発的に行う、地域の住民と留学生などの在留外国人とをつなぎ合わせる取組もありますので、このような事業も活用しながら、県民の理解がさらに進むよう、当方としても支援していきたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

先ほどから外国人労働者関係、あるいは多文化共生についての話を聞いてきましたが、どれも要は極めて限られた人たちが頑張っていることなのだと感じました。このような時代になった以上、受入企業や近隣住民だけではなく、一般県民全体に対して、「会えば『ちょっと違うな』』と思うかもしれませんが、いろいろな国の人と仲よくやっていかなければならない時代ですよ。」といった啓発活動を行うことを、秋田県の国際課の任務として検討してもいいのではないかと思います。いかがですか。

国際課長

県民に対する国際理解の推進に係る一番大きい取組として、国際交流協会が主体となって行っているものではありませんが、国際フェスティバルがあります。秋田市でも同じような取組をしており、同じ秋田市内で2回に分けて実施している状況ですので、来年度は秋田市と共同で、もう少し盛大に開催しようとして検討、調整しているところです。来年度は秋田市で行うことになるのですが、もう少しいろいろな方に外国の文化などを目にしてもらいたいと考えているところです。

鈴木健太委員（分科員）

誰もが自分の価値観が絶対に正しいと思っているとは思いますが、客観的なデータからいって、秋田県については、県民のパスポートの所持率から海外渡航率や外国人労働者の受入数まで、全国最下位レベルの数字がずらっと並んでいます。インバウンドの誘致に関しても、東北ではなかなかうまくいっていません。一度こうした状況を顧みた上で、県全体で外国人にも優しい秋田をつくっていかうという流れをつくっていけるよう、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、企画振興部の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、企画振興部関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

国際課長

【共通資料「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第3次）の年次見直しについて」により説明】

企画振興部次長

【共通資料「第2期あきた未来総合戦略（案）について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

東海林洋委員（分科員）

今の次長の説明でも外国人相談センターに触れていましたし、共通資料には外国人相談センターの一層の機能拡充に努めるとありますが、あまり目に見える動きはないですね。外国人が急激に増えてきていて、今のままではなかなか対応できないこともあると思いますから、どんどん進めましょう。国際交流協会本体の人員を増員して、地域外国人相談員と一緒に回って歩いてもいいし、企業から様々な資金を獲得したり、事業の助成を受けたりしてもいいと思います。とにかく「ここに相談に行けばいい」ということが、まだ県民や企業に浸透していないと思うのです。先ほど委員長からも、秋田県全体で取組をし、理解を深めないと進まないという指摘もありましたし、どんどん前倒しで具体的な計画を立て、すぐに取りかかったほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

企画振興部次長

先ほど来指摘があるとおり、国際交流協会には外国人相談センターがあり、今年度は国の交付金を使って専門の人員を1名増員したところですが、これまでは外国人労働者よりも、どちらかといえば日本人の方の配偶者である外国人などへのフォローが中心だったと思います。地域外国人相談員も置いていますが、あまり地域で知られておらず、来年度県内3ブロックで、市町村や関係する機関、団体等と連携会議を開いて、まずは「この人が地域外国人相談員だ」ということを知ってもらうことからスタート

しなければならない状況です。まずはこのようにして地域外国人相談員がいることを知ってもらって、いろいろなことの窓口にしてもらいたいと思っています。また、今までは、マンパワーの問題もありますが、どちらかというと待ちの姿勢といたしますか、相談があったら対応するという姿勢だったと思うのですが、もっと前に出て行って、外国人労働者も含めた様々な方の相談に乗れる外国人相談センターになるよう、変えていかなければならないと思っています。

東海林洋委員（分科員）

今の答弁で結構ですが、それだけだと多分1年かけて地域に地域外国人相談員を紹介して終わると思います。期限を区切って——地域外国人相談員の紹介や会議は年度の前半に行って、後半はその人たちを使って、きちんと別の必要なことを行えるようスケジュールを組んでほしいと思いますが、いかがですか。

企画振興部次長

東海林委員からの指摘も踏まえ、スケジュールをよく考えて、来年度きちんと対応できるようにしていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

所管が違うと言われるかもしれませんが、市町村課長に伺います。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、市町村の公共施設の使用予約をキャンセルした場合に、キャンセル料が発生することがあることです。キャンセル料を取るところも取らないところもあるようですが、本来使用者の都合でキャンセルするわけではない——「国の呼びかけもあって自粛するのだから、このような状況でキャンセル料が発生するのはいかがなものか。」と指摘されたのです。指摘くださった方は、たまたまそれぞれの自治体に連絡してみたそうですが、その回答も「今検討しています」、「折り返し連絡します」と様々だったようです。県として考え方を一本化することはできないのかもしれませんが、こうした状況下で感染を拡大させないため自主的に使用をやめたわけですから、キャンセル料は発生しない方向にすべきではないかと、そのための要請などはできないものかと思います。いかがですか。

市町村課長

各市町村からは、そのような行政相談や問合せはまだないのですが、年度末から4月にかけて、いろいろなイベント等を行おうとしていたことは事実でしょうし、そのための経費が発生する計画であったと思います。民間事業者が行うイベントに関しては、一部報道等によれば、今回の感染症による中止に対する損害補償は、保険ですら難しいといったコメントも出ているようです。キャンセル料の要否の判断

については、団体のルール決め方が一様ではないと思われますので、各市町村の状況について情報収集に努めていきたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

民間ならばしょうがないですが、公の施設を借りる場合に、使わないことになったからといってキャンセル料を取るのはいかがでしょうかと思います。市町村がその程度のキャンセル料をもらったからといって、そんなに影響が大きいかと思いますが、そのようなことがあったということを踏まえて、今後必要なら聞き取りなどをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

市町村課長

当課にできることとして、県内の市町村からそのような情報提供や問合せがあった場合は、まずそれを把握して、本部会議（この時点では秋田県危機管理対策本部会議）などに、そのような情報があった旨、伝達していきたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

午前中、読書のことで随分盛り上がった総合政策課長に、読書とは直接関係ないことですが、伺います。読んだッチ・リレー文庫は、とてもいい名前だと思っています。これは以前、スギッチリサイクル文庫と呼んでいたものが、事情があってスギッチというキャラクターが使えなくなったので、んだッチという名前になったものだと思いますが、とてもいい名前だと思います。いろいろな事業などの名前がありますが、こうした名前は、県の担当課所の職員が「これにしよう」、「あれにしよう」とみんなで相談し合って決めるのですか。中には、いかにも月並みで、秋田弁で言うところの「しょっぺえな」と——分かりますか、要は「イケてない」ような名前があるので、「これはいいな」と思ったのです。これは皆さんが考えたのですか。皆さんがこんなにいいアイデアを持っているのなら、変なプロデューサーなどに頼まないで、そのように名前を付ければいいのかと思うのです。特に総合政策課では、名前の関係はどうしているのか教えてください。

参事（兼）総合政策課長

正直に言って、担当レベルで工夫をしているということに尽きると思います。当課の県民読書推進班にはいろいろなところから来ている方がいますので、それなりにアイデアがあるということなのではないかと思いますが……

【何事か呼ぶ者あり】

参事（兼）総合政策課長

ありがとうございます。先ほどの工藤委員の発言の繰り返しになりますが、リレーという言葉が県民運動を象徴する言葉なので、本当にいい名前だと思っています。

本を寄贈してくださる方の中には、当課に直接本を持ってきてくださる方もいるのですが、その方々の顔を見ていると、次の世代にこれを引き継ぎたいという思いが伝わってくるので、そのような現場に直面すると、すごく「やっていてよかったな」という気持ちになる事業です。

持ち込まれた本は、読書活動支援員がアルコールできれいに拭いたり、シールを貼り直したりしてからストックし、希望があったところにセットにして送っています。このように、彼らの仕事は呼びかけをるところから始まって、すごく地道なのです。もっと広報、周知をして、この取組が広まればいい、本を手にとった子供たちの喜んだ顔が見たいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

事業の中身ではなく名前の話ですが——午前中の議論を聞きながら、名前をみんなで考えることで課の活性化も図られるし、とてもいいと思って伺いました。

それから、今満面の笑みを浮かべてくれた被災者受入支援室の中田室長に伺います。東日本大震災から10年を迎えようとしており、テレビ報道なども数多くなされていて、随分時間がたったと思う一方、被災地の方々は10年近くたっても、いまだ相当の精神的負担を感じているらしいです。午前中の議論では「まだまだだ」という思いを述べてくれて、そのとおりだと思ったのですが、秋田県にもまだ随分被災者が住んでいます。こうした方々の完全な移住・定住に向けた思いは——個人情報もあるので言えないのですが——どのような現状なのですか。我々も県の移住・定住推進施策について議論するのではないですか。被災者の皆さんの気持ちの聞き取りや支援をしながら、どのような状況だと感じていますか。

被災者受入支援室長

午前中の説明で、東日本大震災による本県への避難者数は、2月3日現在で203世帯、513名と述べましたが、私が感じるに、その方々は大体3つに分かれる気がします。既に家を建てたり中古の物件を買ったりして、多分これからも定住していくであろう人たち、子供の成長に合わせて、例えば子供が中学校や高校を卒業するタイミングで地元に戻ると決めている人たち、それからもう1つ、まだどうしていいか分からない人たちという3つに、大体色分けされると考えています。そして、アンケートの結果などを見ていると、3番目のまだどうするか決めかねている人たちが、今までよりも増えてきている感じがします。もう二度と戻れないと思っていたけれど、地元の復興状況を見て、ちょっと心が揺れ動いている人がいる一方で、「いつか帰ろうと思っ

ていたけれど、もうこんなに時間がたったのに見通しが立たない。」と思っている人がいます。被災者受入支援室も、チームの頃を含めて来年度で10年度目を迎えるのですが、どうしていいかわからないという人が今この時期になって増えてきていることは、問題なのではないかと思っています。来年度は多分、報道等で10年という数字が躍る年になると思うのです。そこで「10年たったから、やっぱり決めなければいけない。」と思って動き出す人も多いと思いますが、逆に「10年たっても見捨てられるのかな」と不安定になる方も出てくるであろうことを今危惧してしまっていて、来年度は、今までもしてきていますが、引き続き丁寧に気持ちを酌み取って支援していかねばならないと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

ありがとうございました。答弁を聞いていて、やはり簡単に一くくりにしてはいけない感じるとともに、ちょっとぐっと来てしまいました。これからもよろしくお願いします。

それからもう1点、情報企画課長に伺います。実は議会でも、ペーパーレス化の議論がようやく入り口の一步——半歩くらい手前のところまできています。なかなかハードルが高いと思いつつも、先般初めてのタブレットを使った研修を実施したりと、何とかうまく進めていきたいと思っています。特に県の職員は、パソコン上で資料づくりをして、その電子データを使って紙データも作るという真逆の仕事を延々としていて、本当に自虐のような話で、迷惑をかけていると思っているものですから、何とか進めたいと思っています。

中でも、議事録です。我々も何かトラブルがあったらすぐに議事録をチェックしていますが、今年度のデジタルガバメント総合推進事業の中で、AIの導入による議事録自動作成支援を行っているとのこと。この精度や実用化に向けた進捗状況、あるいは各自治体、ほかの都道府県議会での導入状況について教えてください。

参事（兼）情報企画課長

議事録の作成については、導入が一番早かったのは多分高知県——徳島県だったと思います。徳島県では、知事の記者会見が終わると同時にテキストが出来上がっていて、そのテキストも1,000文字、800文字、400文字と自動的に圧縮して、すぐに公表できるようになっているそうです。ちなみに秋田県の場合は、知事がよく自分でブーザーでどうのこうのと言いますが、確かに知事の記者会見での発言をそのまま文字に起こしますと、今のところ精度は8割……

【「8割もある、それでも。」と呼ぶ者あり】

参事（兼）情報企画課長

はい。それでも8割です。

【「マジですか」と呼ぶ者あり】

参事（兼）情報企画課長

はい。結構使えます。今まで一から文字に起こしていたときよりは、出来上がったものを読みながら「ここは間違っている」といったように添削したほうが絶対に早いです。

【「人間より聞き取れるということ」と呼ぶ者あり】

工藤嘉範委員（分科員）

先般の議会運営委員会の県外調査での調査地も、ちょうど高知、徳島、香川の3県——ペーパーレス化の先進県の一覧表の中から行ける範囲ということでピックアップして行ってきたのですが——だったのです。やはり「進んでいるところは進んでいるな」と思いつつ、どれほどアプリ（アプリケーション）などを使いこなしているのか、ちょっと分かりませんでした——いずれは議会事務局から相談があると思います。多分、今後県の行政機関全体の問題になると思いますが、このような分野は我々議員が一番立ち後れているところであろう——私のような1年間ほとんど端末を見ないというか、見方も分からない議員もいるので——と思いますので、極力早めに取りかかりたいと思っています。みんなで議論しようということで行った先日の第1回目の研修の際は、最長老の北林康司議員までさくさくと端末をいじっていたので、「これはいけるな」と期待しているのですが、実現の際にはひとつよろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、企画振興部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、休憩します。

再開は午後3時10分とします。

午後2時40分 休憩

午後3時 8分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里

委員（分科員）	加賀屋 千鶴子
説明者	
あきた未来創造部長	湯 元 巖
あきた未来創造部次長	猿 橋 進
あきた未来創造部次長	真 壁 善 男
あきた未来戦略課長	久 米 寿
高等教育支援室長	伊 藤 政 仁
移住・定住促進課長	村 田 詠 吾
次世代・女性活躍支援課長	
	水 澤 里 利
地域づくり推進課長	橋 本 秀 樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

あきた未来創造部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第37号のうちあきた未来創造部に関係する部門の審査を行います。

初めに、あきた未来創造部長の説明を求めます。

あきた未来創造部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課室長の説明を求めますが、説明と質疑は2グループに分けて進行します。

まず、あきた未来戦略課、高等教育支援室、移住・定住促進課関係の説明と質疑を行います。

関係課室長の説明を求めます。

あきた未来戦略課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

高等教育支援室長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

移住・定住促進課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

初めに、あきた未来戦略課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

学術振興推進事業費で、以前からいろいろなことをしていると思うのですが、どのような成果があったか教えてください。例えば産学官連携イノベーション創出事業ではどのような成果があったか教えてください。

あきた未来戦略課長

産学官の連携の基軸を打ち出していくという事業なので、最終成果は、研究開発を経て、製品や技術が実用化し世に出て、産業振興につながるのだと思います。そこまでの射程距離は大分長いのですが、秋田産学官連携ネットワーク推進事業では、産業界、金融界、学術研究機関、行政機関等を幅広く募って、

産学官連携の会議等を開催しています。それと並行した日常の活動として、企業側のニーズと大学等研究機関のシーズ（事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウのこと。）を結びつけるマッチング活動を実施しており、専任職員が年間で相当の日数をかけて関係機関を回って歩いてつないでいます。そうした事業やコーディネート活動を通じ、幾つかの研究の知見が世に出ています。

平成30年度までに採択、支援した事業が90事業ありますが、そのうち研究が継続されているものが19事業、終了したものが71事業あります。終了したもののうち、特許出願等にきちんとつながった事業は27件あります。また、県からではなく、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）やNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）といった国の関係機関等、外部からの資金獲得までつなげて、研究のステージをアップさせた事業が20件あります。

実用化段階に至った例として、介護、生活支援等の分野で、モーションキャプチャーという人の動きを解析する技術を、高齢者の機能検査や機能回復、あるいは介護支援への応用まで高めた技術、知見が、道路横断の歩行シミュレーター等として結実し、実際に売出しが図られたと聞いています。また、環境への負荷を考慮した、熱電源等の排熱を省エネ活用した配管の凍結防止システムなど、ほかにも幾つか世に出た事例があります。

住谷達委員（分科員）

90事業を支援して、そのうち特許出願等に結びついたものが二十数件あるとのことですが、結局このような取組は、県内企業の利益や生産性の向上につながるものでなければならないと思います。そのようなものがあればいいのですが、今後このような支援先を増やすのか増やさないのか、また、どのような事業に絞って支援していくかなど、考え方があれば聞かせてください。

あきた未来戦略課長

来年度当初予算には産学官連携イノベーション創出事業というスキームで654万円を計上しているのですが、それ以外に、令和元年度で終了してしまった同種の事業（ローカルイノベーション誘発促進事業）がありました。概略を説明しますと、全国展開している企業と組んで研究を進めていくことで、県内企業のシーズを具現化し、ニーズをきちんと解決していく事業でした。事例を挙げると、食品関係の企業のエバラ社（エバラ食品工業株式会社）やミドリムシを活用した健康食品を開発しているユーグレナ社（株式会社ユーグレナ）と県内企業がそれぞれ組んで研究開発を進め、エバラ社との研究開発では、発酵食品の製造に携わる県内企業が実生産との

中間地点くらいのロットで生産ができる技術の確立時期に入っていますし、エバラ社とその県内企業との間で、取組から得られた知見をフルに活用して製品化に結びつけていくことで合意にも至っています。

こうした事例を踏まえ、令和2年度以降はマーケティングや商品構成といった部分を重視し、出口—商品化を意識した支援を検討しつつ取組を続けていきたいと考えています。全ての分野、全ての研究で企業のニーズを満たすことはなかなか難しいのですが、企業の生産性や効率を上げていく分野など人口減少下におけるいろいろなトピックスに注目しながら、県として一定程度の支援を継続していきたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

秋田は、今の答弁にあった出口—商品化の部分が弱いと感じるのです。研究だけでなく、しっかりと出口まで見据えた取組を意識的に行わなければならないと思いますので、今後ともしっかりと取り組んでくださるようよろしくお願いします。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

関連で伺います。出口を意識した事業展開をしていきたいとのことですが、それならば、あきた未来創造部だけで取り組むのではなく、産業労働部などと連携することによって、より商品化が推進されていくと思います。そうした連携が必要だと思うのですが、どのように連携しているのか、またはしようとしているのか、教えてください。

あきた未来戦略課長

産学官連携イノベーション創出事業の対象となる取組は、基礎研究から始まって、応用研究、実証、実用化と、幾つかのステージを踏んで出口に近づいていくものだと思います。完全に縦割りのすみ分けをしているわけではないのですが、出口に近い部分に関する事業は主に産業労働部が、活性化センター（公益財団法人あきた企業活性化センター）などを通じ、業界の要望を踏まえながら実施しており、特に医工連携の分野では、秋田大学やメーカーと組んで出口対策を講じています。片や当方は、基礎研究から見た中流域に属する部分を所管していますが、先ほど述べた発酵食品の関連では、出口をにらんだときには、公設試の食品関係の部門や活性化センター、企業との連携や、産業労働部の知見が重要になってくると思うので、令和元年度までもそうであったように、令和2年度以降もきちんとした連携の下で事業を実施していきたいと思っています。（※70ページで発言訂正あり）

加賀屋千鶴子委員（分科員）

せっかくなところまで進んできたのに、焦って先に進むのが遅れたりしては大変困りますから、部局を超えてしっかりと連携して、よりよい研究開発

や商品化につなげるようお願いします。

同じ学術振興推進事業費の中に、社会課題解決型研究支援事業という事業があります。どのようなことに取り組んできたのか、令和2年度はどのようなことに取り組むのか、具体的に教えてください。

あきた未来戦略課長

科学技術振興ビジョン推進事業は内訳が3つに分かれています。3つ目の社会課題解決型研究支援事業は複数年度にわたって支援を行うもので、平成30年度から継続しています。研究機関は秋田大学で、自然光—技術的に合成した光ではなくて—やシイタケを生産する過程で発生する二酸化炭素を利活用して、低コストで高付加価値の食物を生産する技術を開発するプロジェクトに対して支援を行っています。

3区分の1つ目の若手高度人材育成事業は、大学生、大学院生などの若い世代にチャンスを与え、芽出しを支えるもの、2つ目のイノベーション創出研究支援事業は、生産・開発技術がある程度熟度を帯び始めた研究へさらに付加価値を付けてステップアップさせるもの、そして3段階目が社会課題解決型研究支援事業ということで、より実社会への波及というか、リフレクション（反響）が大きい研究を支援するものです。当初予算内容説明書には記載されていませんが、金額の支援額もそれぞれの段階に応じて高くなっていくように設定しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

「課題解決」という言葉が目に入ってきて、何かの問題の解決に結びつく事業なのかと思いましたが、了解しました。すごく大事なことだと思いますし、若い方々が研究を積み重ねて、自ら技術を開発していくことにも非常に役立つ事業だと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、高等教育支援室関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

教育助成費の04高等学校・私学振興費の私立大学等即戦力人材育成支援事業は、主にどの分野の即戦力を求めて行われている事業なのかお知らせください。

高等教育支援室長

いろいろな教育分野の専門学校がありますが、例えば情報通信産業、観光—主に宿泊業、保育などの分野で、それぞれの学校において即戦力となるような人材の育成に力を入れる取組を支援しているものです。

住谷達委員（分科員）

具体的にどの分野とは決まっていらないということですか。

高等教育支援室長

こちらから分野を指定するものではなくて、各学校がこのような分野に取り組みたいと手を挙げて、それを審査して採択しています。

住谷達委員（分科員）

県内の人材不足がいわれる中でも、突出して不足しているのが介護や建設業といった分野の人材です。できればそのような分野を重点的に支援してほしいのですが、いずれにしても、育成支援を行うに当たっては、育成した人材が県内に定着することが大前提だと思います。この事業を通じて育成された人材がどの程度県内に定着しているかお知らせ願います。

高等教育支援室長

この事業には4つのプログラムがあり、昨年度の県内就職支援プログラムの例では、4校のうち3校で県内就職率が上がっています。また、県内産業即戦力育成プログラムでは、企業と連携した取組を行うこととしていますが、情報関連企業や宿泊業、あるいは保育関係等への就職者の育成につながっています。

住谷達委員（分科員）

抽象的過ぎていま一つイメージがつかめないのですが、その4校のうち3校で具体的にこのくらい県内定着や県内就職が増えたといったデータはないのですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後3時54分 休憩

午後3時55分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

この事業の開始前後の推移のデータは今手元になっていますが、もともとの県内の高等教育機関の学校種別の比較をしますと、4年制大学の卒業生は、県内にその専門性を生かした受皿が少ない関係で、4年制大学全体の県内就職率で34%くらいです。それに対して短大——全部私立短大ですが、4つを合計した県内就職率が77%くらいあります。専門学校に関しては、県内就職率は大体70%以上と高いです。また、4年制大学の県内就職率は34%と述べましたが、私立のノースアジア大学、秋田看護福祉大学、日本赤十字秋田看護大学は全部5割以上です。その分、秋田大学や国際教養大学が低いのですが、そうした県内就職率が高い私立大学と短期大学、

専門学校と県内企業との結びつきをより強くすることによって、今の高い県内就職率をキープ、あるいは伸ばしていくことがこの事業の目的です。

住谷達委員（分科員）

趣旨は十分理解できるのですが、成果がどれだけ上がっているかが大事だと思うのです。4校のうち3校でしか上がっていないとすれば、定着率や定住率、県内就職率をより上げていかなければならないと思います。即戦力とは県外の即戦力ではなく、県内に就職するからこそその即戦力だと思うので、その辺りをしっかりと意識した上でお金を出して、私立学校を支援していかなければならないと思います。その辺りを踏まえて、来年度どのように取り組んでいくかお知らせ願います。

高等教育支援室長

この事業は平成30年度に、高校生の進学先としての魅力を高めてもらう従来の事業から、県内定着を促進する事業にシフトして、名前も変えて取り組んでいます。来年度については、各4年制大学、短大、専門学校がある程度目標を持って取り組めるよう、制度の運用を検討しているところです。

住谷達委員（分科員）

そのとおりに取り組んでほしいと思います。一番重要なのは、人材確保に悩みを抱えている分野をきちんと意識して、私立学校とも意識を共有して、それに基づいた取組をするところにお金を出すことです。そのような助成を心がけていかなければ、意味のあるお金の使い方にはならないと思いますので、しっかりとそのことを踏まえて、よろしく願います。

近藤健一郎委員（分科員）

私立専修学校・各種学校運営費等補助金は、どのくらいの校数に、どのくらいの額を補助しているのですか。

高等教育支援室長

対象は学校法人が設立した専修学校で、来年度は9校への助成を予定しています。予算の積算に当たっては、生徒数に応じた単価を定めており、全体の予算額は2,200万円ですが、1校当たりですと、100万円を切るところから多いところで500万円程度までという状況です。

近藤健一郎委員（分科員）

秋田建築デザイン専門学校への助成は来年度もあるのですか。

高等教育支援室長

あります。

近藤健一郎委員（分科員）

どのくらいの額ですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後 4 時 休憩

午後 4 時 1 分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

近藤健一郎委員（分科員）

皆さん承知のとおり、秋田建築デザイン専門学校は募集を停止しました。ですから、来年度 2 年生になる方々の卒業後、秋田建築デザイン専門学校は閉校することになるのですが、2 級建築士の資格を取れるということで今まで非常に評判が良く、募集に見合った人数の入学者もいたようです。最近では定員割れしていたのは事実ですが、それなりの専門学校であったという評価もあります。それがなくなるということを、行政の担当室長としてどう捉えていますか。

高等教育支援室長

私立学校は自らの寄附財産等によって経営するものですから、学校という側面と、経営面でどうするかといったところの兼ね合いが大きな判断材料になるのだと思います。秋田建築デザイン専門学校については、ここ数年急激に入学者数が減少していたことから、経営側として存続が難しいという判断に至ったのだと思っています。高校などの関係する学校や業界団体等には、同校から説明して周知していると聞いています。

近藤健一郎委員（分科員）

学校法人が経営する学校ですから、県からは補助金等を交付して応援しているのですが——ここに来て、2 級建築士資格を取れる専門学校が県内になくなるわけです。今まで東北には秋田と宮城県の仙台市にしかなかったもので、秋田建築デザイン専門学校がなくなれば、2 級建築士資格の取得を目指す人は仙台に行くしかないわけです。何を言いたいかというと、秋田建築デザイン専門学校の生徒は 8 割方地元就職しているのだそうですが、幾ら定員割れで少なくなっているとはいえ、8 割方県内に就職していた人たちが、仙台に行ってしまう、いなくなるということです。恐らく帰ってこないと思います。そうしたことを考えて、行政として何か方策を講じなくていいのですか。お金の問題ではなくて、例えばどこかの法人に建築の専門学校を経営してくれるようお願いするなどの方法もあると思いますが、そのようなことはしないのですか。

高等教育支援室長

確かに専門学校で建築分野の教育を行っているのはこの学校だけです。我々としても非常に残念です。秋田建築デザイン専門学校側も近藤委員と同

じような考えを持っていて、関係する学校に運営を引き継いでもらえないかと打診はしたようですが、入学者確保の見込み等の問題で難しいといったことで、遠慮されたと聞いています。

近藤健一郎委員（分科員）

遠慮しているというのは秋田建築デザイン専門学校のほうですか。

高等教育支援室長

秋田建築デザイン専門学校側から打診したところ、相手側のほうから受け入れられないとの返答があったと聞いています。

近藤健一郎委員（分科員）

我が秋田県の担当室長としても、「もうおしまい」というしかないのですか。部長、どうですか。

あきた未来創造部長

今の話題は建築分野ですが、介護、医療、デザイン、美術など、どの分野でも基本的に事情は同じです。例えば今 2 級建築士資格のニーズがあって、関係団体から相当「この法人を生かそうではないか」といった要望があるなどの動きがあるのであれば、県としても「生かしましょう」——実は他県から経営をバトンタッチした学校もあったりするのですが——ということもあるでしょうが、単に赤字補填のための支援策ならば、県としては非常に打ち出しづらいものがあります。

閉校については、実は高等教育の無償化の導入が決まった段階から話が進んでいて、自ら無償化に関する事業には手を挙げないことにしていたようです。なかなかニーズの先行きをつかみ切れない、生徒を確保できないと、法人として見切りをつけてしまっているのではないかとこの感触もありました。

冒頭述べたように、いろいろな分野がありますが、関係団体としてどのような思いがあって、地域のニーズにどのくらい合致するかを見ながら、必要であれば一定の支援策を考えなければならないというのが本来の我々の立場だと思います。ただ、今回はそこまで至らなかったということで、理解いただきたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

秋田県立大学について伺います。やっと地方大学・地域産業創生交付金の交付が決まって、よかったと思います。頑張りましたね。ただ、交付金についてはこちらが頑張ったのに、事業（航空機システム電動化研究・開発推進事業）は産業労働部に行ってしまうと、当初予算内容説明書のあきた未来創造部のページには載っていませんが、既に令和 2 年度から 4 億幾らの予算が計上されています。その事業で、令和 4 年度から秋田大学と秋田県立大学が共同で大学院を設置するとのことですが、今回の秋田県立大学関係の予算の中身に関する資料には、そのような

ことの記載はありません。共同の大学院を設置することで、この先教員の採用や様々な整備にお金がかかることになった場合、交付金は所管課所で全部処理するのですか、それとも高等教育支援室に入ってくるのですか。仕分はどうするのですか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業の範囲内のことであれば、令和5年度までの国からの交付金の交付期間内は、産業労働部所管の予算として計上されることになります。

東海林洋委員（分科員）

大学院を設置したら令和5年度まででなくすわけにはいかないでしょうが、その後は秋田大学と秋田県立大学で費用を分担することになるのですか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

令和6年度以降に関しては、両大学と県が話し合っ、どのような事業の組立て方がいいか検討した上で対応していく予定です。

東海林洋委員（分科員）

産業労働部の提出資料には、2020年度からトップレベル人材などの方々による教育プログラムが始まるとありますので、恐らく大学あるいは大学院で講義をするのだと思いますが——地方大学の充実が目的の事業ですから、秋田県立大学と秋田大学で取り組むのは当然だと思うのですが、世界の航空機産業や自動車産業に新しいモーターで食い込んでいく上では、様々な場面で、本当に両大学だけで十分なのだろうか心配しています。東北には、東北大学という巨大な、お金人も知識も伝統も全部ある大学があるわけです。オブザーバーでも何でもいいから、頼れるものが1つくらいないと——本当にこのままで世界に立ち向かえるのかと私は心配しているのです。交付金獲得の取組をずっと進めてきた皆さんには同じようなことを一度言ったことがあったと思うのですが、メインは秋田県立大学と秋田大学でいいとして、オブザーバー的に使える相手方として、例えば東北大学や東京大学などと連携することは、全く考えていませんか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

他の大学に依存することになりますと、地方大学振興という趣旨から離れてしまいますので、現段階で県外のどこかの大学との密というほどの連携はありませんが、いろいろな大学のそれぞれの分野の第一人者の研究者を招聘する方向で進めていますので、そうした面での招聘した方の出身大学や企業との連携は、今後とも図っていくことになると思います。

東海林洋委員（分科員）

真壁次長が言う頼るといったことではなくて、例えば東北大学は、東北の地域全体に貢献するために、東北大学未来科学技術共同研究センターという、自

分たちがメインでなくても、こちらから相談すれば、人、情報、知見の面で協力してくれる機能を持った機関を持っているのですから、そうしたところは活用していいのではないかという意味で述べているのですが、どうですか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

特定のどの大学と連携するかはまだ決まっていな段階ですが、日本一、世界一を目指すためにはいろいろなところの知見を活用したり協力を得たりすることが必要だと思いますので、今後連携体制を詰めていくことになると思います。

東海林洋委員（分科員）

始動したばかりですから、今すぐにということではなく、状況を見ながらいいですから、アンテナだけは張っておいてほしいと思います。

もう1点、国際教養大学について伺います。少し入学者数が減っているとのことで、予算上、逆に県の持ち出しが増えていますが——新型コロナウイルスの影響で入学式等を延期するのでしょうか、世界中から来ている留学生の方が、当面日本に来られない事態になった場合の想定はできていますか。

高等教育支援室長

現時点では、世界中に蔓延して留学生が全く来ないであろうといったところまでは想定していません。ただ、留学生には、こちらから派遣する留学生と、海外から受け入れる留学生がいますが、数日前の時点で、派遣については2名、受入れについては13名が取りやめとなっており、計15名の留学生に影響が出ています。受入れが取りやめになった留学生の出身国は中国だけではなくて、台湾、タイ、あるいは北米やヨーロッパ等、世界各国にわたっておりますので、今後の状況によっては、さらに影響が出る可能性もあると思っています。

東海林洋委員（分科員）

WHO——世界保健機関が、日本、韓国、イラン、イタリアの4か国をそのような国だと認定してしまった（令和2年3月2日に、世界保健機関のテドロス事務局長が、新型コロナウイルスの感染拡大について、日本、韓国、イタリア、イランが「最大の懸念だ」との認識を示したことを指す。）ので、留学の取りやめは今よりも少なくなることはなくて、どんどん増えていくのだろうと思いますが、国際教養大学の特色はやはり留学生がたくさんいることから、今後常によく考えて対応してほしいと思います。どうでしょうか。

高等教育支援室長

現在50か国200校近くの海外提携校がありますので、そうした対応についてはこれまでもいろいろと考えてきたところですが、特に今回のような状況になりますと、先行きが見通せませんので、常に

アンテナを張って情報収集しつつ、対応していきたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

国際教養大学の新たな学生宿舎を、P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、運営能力及び技術的能力を活用して行う新しい事業手法。）方式——民間資金を活用して整備するとのことですが、このP F Iの具体的な内容について教えてください。

高等教育支援室長

国際教養大学の学生が入居する施設としては、1年次に入寮を義務づけている学生寮と、2年次以降の学生が入居する学生宿舎——学生アパートと捉えるとよいと思うのですが——がありますが、来年度当初予算では、そのうち学生寮の改修に係る実施設計費を計上しています。

学生寮の整備に当たっては、学生寮単体で解体等をすると仮設の寮が必要になることから、老朽化している学生宿舎群の解体・撤去を前提に、新たな学生宿舎の整備を予定しています。学生寮に先立って学生宿舎を整備することにより、寮の改修期間中は1年生が入寮する施設として学生宿舎を活用することができ、学生寮の完成後は2年次以降の学生が入居する本来の学生宿舎として、令和5年度から入居を開始する予定です。

事業の詳細については、所管事項審査において当日配付資料を提出し、改めて説明したいと思います。

P F I事業については、設計、建設、建設後の維持管理と運営を一括して発注するものです。先般、入札のプレゼンテーション審査会が行われ、応札した県内企業が代表を務める3つの企業グループと県外企業が代表を務める2つの企業グループの中から、県内企業が代表を務める企業グループが落札者となりました。先ほど述べたように、設計、工事監理、建設、維持管理、運営といった多分野がありますので、関係する企業がグループを構成して入札に参加したものです。年度内に事業契約を締結して設計に移り、令和3年度中に建設を完了する予定です。令和4年度以降は維持管理及び運営業務に入り、トータルでこの先27年程度の契約期間を予定し……

【「27年」と呼ぶ者あり】

高等教育支援室長

建設後25年間の維持管理期間を設けていますので、トータルでは27年間という長期の契約となります。これがP F Iの特徴の1つだと思いますが、そうした長期の契約期間で建物の設計から最後の維持管理まで行ってもらふ契約内容となっています。

住谷達委員（分科員）

そうすると、入寮費は受注したS P C——特別目

的会社に入ると認識していいのですか。

高等教育支援室長

大学とS P Cが契約を結び、大学側から家賃を原資としてS P C側にサービス購入費を支払い、S P Cは市中の金融機関から資金を調達するという仕組みです。

住谷達委員（分科員）

P F Iの内容は分かりましたので、設計について伺います。誰が設計するか分かりませんが、秋田の大学ですから、できれば県産材を利用してほしいと思います。今のこまち寮はR C（鉄筋コンクリート）製ですが、国際教養大学は県産材を使った図書館の評価が高いですね。県として、県産材を利用するよう受注者に指示してほしいのですが、その辺りはどのように考えていますか。

高等教育支援室長

先行して整備を進めようとしている学生宿舎についても、議会から同様の意見を頂戴しており、県産材を利用することや県内企業を活用することについては、当方から大学に申入れを行い、総合評価落札方式で行った入札の審査項目の中に入れてもらいました。

学生寮については、基礎や柱、はりなどの部分は基本的に生かしたまま行う長寿命化改修を予定していますので、木造化は難しいかもしれませんが、極力県産材を使うよう大学と話をしていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

県では木質化を積極的に推進したり、難燃性の木材の研究開発をしたりしているのですから、そうしたところも積極的に働きかけて、県産材を使ってもらえるようにするようお願いします。

もう1点、令和5年度に既存の学生宿舎を解体・撤去する予定とのことですが、撤去した後の跡地利用についてはどのようなことを考えていますか。

高等教育支援室長

車を所有する学生が増えてきているのに、敷地面積が限られているため駐車スペースが少ないといった話がありますので、駐車場としての利用も候補の1つと考えています。また、提出資料10ページの図面のとおり、構内には各種の建物が多数建っており、かなり老朽化が進んでいます。来年度中に各施設の個別施設計画を策定し、それぞれの施設の更新や維持管理の方針をまとめることにしていますが、例えば施設の建て替えを行う場合、構内に一定の遊休地があったほうが工事しやすいということもありますので、キャンパス構想全体を踏まえ、今後検討が進められていくと思っています。

住谷達委員（分科員）

このP F I事業は、県の条例（秋田県木材利用促

進条例)の対象になるのかお知らせ願います。

高等教育支援室長

この事業は大学が実施する事業ですから、県のPFI事業審査会等につけられる案件ではありませんでした。

【何事か呼ぶ者あり】

高等教育支援室長

今述べたとおり、県のPFI事業審査会につけられるものではありませんが、当然県のPFIに関する審査基準等がありますので……。

【何事か呼ぶ者あり】

委員長(会長)

どちらの話ですか。PFIですか、木材ですか。

【「木材利用促進条例ってあるでしょう」と呼ぶ者あり】

高等教育支援室長

木材の利用促進については県全体で進めているものであり、県が設置した公立大学でもありますので、その趣旨は十分伝えながら最大限反映してもらうよう努めているところです。

住谷達委員(分科員)

もう1点、撤去後は跡地が駐車場になるかもしれないという学生宿舎の解体・撤去は、先ほどのPFI事業の内容には含まれていないのですよね。

高等教育支援室長

解体・撤去については、今回のPFI事業契約の対象にはなっていません。

鈴木健太委員(分科員)

PFIのスキームがいま一つ分からないので伺います。地元JV(ジョイントベンチャー。共同企業体。)—SPCという言葉も耳にしましたが—が受注したというのは分かったのですが、出来上がった建物の所有権がどうなるかや、その後の使用料や賃料がどうなるかの流れがはっきり分かりませんでしたので、もう一回説明をお願いします。

高等教育支援室長

各代表企業とその他の企業が5つのグループを構成して入札に参加し、県内企業が代表を務める企業グループが受注者と決定されました。この企業グループの代表企業には、年度内にこのPFI事業を行うための会社を設立することが求められており、それが先ほど述べたSPC—特別目的会社と呼ばれるもので、その会社と大学が契約を締結します。建物の所有権の移転は建設工事完了後なので、おおむね2年後になると思いますが、その時点で建物が大学側に引き渡され、その後、それまでSPC側が資金調達して進めてきた事業について、大学側が学生からの家賃収入を原資として、25年間サービス購入費を割賦払いしていくといったイメージです。

鈴木健太委員(分科員)

まずSPCが建物を建設して、その時点での大学への所有権移転は売買によるのではなくて、まずは所有権を移転してしまってから、大学からSPCに対して、対価をサービス購入費という形で分割払いしていくと認識しているのですか。

高等教育支援室長

そのとおりで、大学はSPCに対してサービス購入費を支払い、SPCは金融機関への返済を行っていくという段階的な流れになると思います。

鈴木健太委員(分科員)

当初SPCが民間融資を受けると思うのですが、融資を受けられるめどがついているかといった辺りについて、話せる範囲で教えてください。

高等教育支援室長

20億円程度の契約ですが、民間からの資金調達によりPFI事業を行うということで、応札した各企業グループとも、あらかじめ金融機関に相談し、ある程度のめどをつけた上で入札に参加したと聞いています。

鈴木健太委員(分科員)

融資元は県内の金融機関だけではないのですか。

高等教育支援室長

今回参加した5グループの融資元については、県内の金融機関と聞いています。

住谷達委員(分科員)

今の説明で大体分かったのですが、万が一このSPCあるいはその親会社が経営破綻して倒産した場合、学生宿舎の運営はどうなるのですか。

高等教育支援室長

PFI事業の契約は長期契約になる—今回ですと維持管理が25年間という長期にわたる契約になりますので、事業破綻時の対応などのリスク管理の部分についても、今後締結する事業契約の中で定めることにしています。

工藤嘉範委員(分科員)

公立大学法人運営費交付金について伺います。最近、国際教養大学に関する、運営交付金や学生、人件費や職員の派遣についてあまり話題にならないので、個人的にはうれしいというか、あまり不毛な議論—不毛と言ったら怒られますね—あまり究極的に問い詰めていかなくてはならないことがなくて、いいことだと思っています。ただ、設立当時、県内出身の在学学生や運営交付金が適正かという辺りの話は、随分深くいろいろと議論されたではないですか。あの当時議論されたことが踏襲されて、運営交付金は適正な水準で算定されていると—提出資料の表には随分細かく内訳が示されていますが—認識していますか。国際教養大学と秋田県立大学の県内出身の在学学生数の今の水準などといった細かい数字は要りませんが、そうした議論を皆さんが把握した上

で、いろいろなことを考えてこうした算定を行っているのか、確認したいと思います。

ざっくりと学生数で運営交付金を割り返すと、国際教養大学が1人当たり百二十四、五万円となるのに対し、秋田県立大学は200万円近くになるのではないですか。また、支出額全体に占める人件費の割合はどちらも60％程度ですが、役員人件費の割合だと、国際教養大学は約2.4％、秋田県立大学は約1.4％と若干の差があります。そうしたところを皆さんが考えているのか、全体的な話だけでいいので教えてください。

高等教育支援室長

これまで、大学の運営の在り方や交付金等についていろいろと議論、指摘を頂戴してきまして、そうしたものを一つ一つ点検してルールを作るなどしながら、現在の形に至っています。例えば入学生に関しては、それぞれの大学で中期計画を定めて数値目標を設定し、それを参考にしながら県内、県外入学者比率を定めています。このように、これまでの議論の積み重ねを通じて、現在の形になっています。

加藤麻里委員（分科員）

提出資料7、8ページの交付金算定内訳の学生教育サービス経費の区分に、学生指導費（健康診断経費等）とあります。これは別に健康診断の経費だけではないと思いますが、秋田県立大学と国際教養大学を比較すると、国際教養大学の倍の学生がいるにもかかわらず、秋田県立大学の金額のほうが小さくなっています。これはどういうことですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後4時34分 休憩

午後4時34分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

高等教育支援室長

学生数については加藤委員の御指摘のとおりなのですが、国際教養大学の特徴として、学習達成センターというものを設けており、大学院生あるいは学部生でも、仲間同士というか学生同士で授業のサポートをし合う取組をしていることや、留学生を多く抱えているため危機管理関係の会社との契約があることにより、国際教養大学の金額のほうが秋田県立大学よりも大きくなっています。

加藤麻里委員（分科員）

そうすると、健康診断経費に関しては学生の人数に応じた額だと考えていいのですね。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後4時36分 休憩

午後4時36分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

高等教育支援室長

学生数まではすぐには回答できませんが、健康診断に関する費用は、秋田県立大学が700万円程度、国際教養大学が270万円程度とのことです。

加藤麻里委員（分科員）

スクールカウンセラーの配置についてはどうなっていますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後4時37分 休憩

午後4時37分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

高等教育支援室長

各種専門のスタッフは配置していますし、保健室等も設けているのですが、スクールカウンセラーについての資料は手元にありませんので、確認の上、後ほど回答したいと思います。

あきた未来創造部長

先ほどのあきた未来戦略課関係の審査の際に加賀屋委員から質疑があった産学官連携イノベーション創出事業について、所管に関する説明に不足がありましたので、あきた未来戦略課長から説明を補足します。

あきた未来戦略課長

先ほどの加賀屋委員に対する答弁を、補完の上、一部修正します。他部局との連携の必要性についての質疑に対し、産業労働部と密に連携していく旨を述べたのですが、産学官連携業務については、来年度の4月1日以降、業務自体と事業をセットにして産業労働部に移管したいと考えており、部同士の合意——産業労働部からも内諾を得ています。そのため正しい答弁は、上流から下流まで——基礎研究から実証、実生産までの流れを一元的かつ的確に管理していきたいと考えているといった形になります。

（※64ページの発言を訂正）

委員長（会長）

審査の途中ですが、本日はこれをもって散会し、明日、3月5日、午前10時から委員会及び分科会

を開き、引き続き、あきた未来創造部関係の審査を行います。

散会します。

午後 4 時 3 9 分 散会

令和2年3月5日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第37号

令和2年度秋田県一般会計予算（あきた未来創造部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 あきた未来創造部関係の付託案件以外の所管事項（趣旨説明・質疑）

3 議案第37号（再掲）

令和2年度秋田県一般会計予算（議会事務局及び人事委員会事務局の関係部門）（趣旨説明・質疑）

4 議会事務局及び人事委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤聡
議会事務局政務調査課	松橋祥真
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	菅原雅則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午前9時57分開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

あきた未来創造部長	湯元巖
-----------	-----

あきた未来創造部次長	猿橋進
あきた未来創造部次長	真壁善男
あきた未来戦略課長	久米寿
高等教育支援室長	伊藤政仁
移住・定住促進課長	村田詠吾
次世代・女性活躍支援課長	

	水澤里利
地域づくり推進課長	橋本秀樹

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

昨日に引き続き、あきた未来創造部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

高等教育支援室長

昨日の審査において加藤委員から質疑があったスクールカウンセラーの件について答弁します。

秋田県立大学、国際教養大学ともに学生からの各種相談に対応するため、スクールカウンセラーとして臨床心理士を常勤で配置しています。人数は、秋田県立大学が秋田、本荘両キャンパスに各1名、国際教養大学が1名です。相談内容は、対人関係、学業、進路など、多岐にわたっていると聞いています。また、スクールカウンセラーは個別の相談を受け付けるだけでなく、オリエンテーション等の際にメンタルヘルスに関する講話あるいは講演なども行っているとのことです。こうした取組により、学生のメンタルの不調の未然防止、早期発見、早期対処に努めているところです。

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に対する質疑及び高等教育支援室関係の質疑はございませんか。

東海林洋委員（分科員）

3名のスクールカウンセラーを置いているとのことですが、設立時から必要性はいわれていましたし、その後、結構な数の学生が病んでいるとも聞いています。現在、秋田県立大学と国際教養大学で、そうした疾患——悩みを抱えて休学したりしている方の割合、人数はどうなっていますか。

高等教育支援室長

理由を抜きにした休学者の割合ですと、秋田県立大学が1%台、国際教養大学はもう少し高かったと思いますが、その内訳として何%がメンタルな要因によるものかまでは承知していません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

来年度からスタートする高等教育費負担軽減事業について伺います。拡充されることについては良か

ったと思うのですが、2年前から始まった給付型奨学金の受給者は、この新しい制度に移行することになるのですか。今奨学金を受給している方全員がきちんと移行するのですか。

高等教育支援室長

新しい修学支援制度には世帯収入の要件等がありますので、そうした要件に合致して移行する方は、新制度の給付型奨学金を受給することになると思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

学生や世帯の状況によっては、移行を希望しても、従前の制度では給付対象になるのに、新制度では給付対象にならないケースも出てくる可能性があるということですか。

高等教育支援室長

新制度は、授業料等減免の部分を新設して、給付型奨学金を大幅に拡充するものです。個別のケースについては承知していませんが、低所得者世帯の進学率を上げることが狙いですので、基本的には新制度に移行するのだらうと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

新たに国がスタートさせる制度のほか、先ほど述べた2年前からスタートした給付型奨学金もありますし、従来から県が設けている奨学金制度など、様々な制度があります。制度全体を見渡して、学生がよりよい学びができるようにしていかなければ駄目だと思います。実情を把握しているわけではないので、今ここではケース・バイ・ケースと言うしかないかもしれませんが、万が一これまで受給していた方が制度から漏れてしまうなどということがあったら、大学などから声が上がってくると思いますので、その際は——すぐに何かできるとは限らないかもしれませんが——若者の学びを保障するという観点で対応してほしいと思います。その点についてはいかがですか。

高等教育支援室長

学生の経済的負担の軽減策については、これまでにいろいろな国の制度がありましたし、学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構）や自治体等がいろいろな奨学金制度を設けて取り組んできています。また、大学においても、独自の制度を設けて奨学金等を給付し、学生の経済的支援を行ってきています。今回、全国統一の新しい制度が始まりますが、その制度に該当しないようなケースについては、必要に応じて大学等が適宜対応しなければならない場合もあると思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

詳細の状況については大学が掌握できるのだと思いますが、大学から声が上がってくることを待たなくとも、実際に予算を計上しているわけですから、

情報を得ながら対応くださるようお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、移住・定住促進課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

移住・定住促進課関係で何点か聞きたいことがあるのですが、まず、「人が人を呼ぶ好循環」推進事業について伺います。東京都内で首都圏交流イベントを開催するとのことですが、提出資料には、参加者は「移住者等団体、首都圏秋田ファンほか30名程度」とあります。この移住者等団体とは、秋田県内の団体ですか、それとも都内の団体ですか。

移住・定住促進課長

県内の移住者等団体です。

住谷達委員（分科員）

具体的にどのような団体を想定しているのですか。

移住・定住促進課長

民間からの情報発信が必要だということで、当課ではこれまで、県内への移住者の中でも活動的な方々や、団体を作って活動している方々に声がけをして、移住フェアに出展してもらうなどの取組を進めてきました。そのように移住促進策で連携できた団体が今までに8団体あり、具体的には鹿角市のかづのclassy（NPO法人かづのclassy）や、八峰町のHAPPO TURNなどの団体です。まずはその8団体と連携したいと考えています。

住谷達委員（分科員）

どこかの地域に偏ることなく、県全体の8つの団体の方に参加してもらって、なおかつ首都圏の秋田ファンを30名連れてくるということですか。それとも参加者全員合わせて30名ということですか。

移住・定住促進課長

来場者を30名ほどと見込んでいます。

先ほど述べた8団体の分布は、鹿角市、八峰町、能代市、男鹿市、五城目町、秋田市、湯沢市、羽後町となっており、まだ8団体ですから全県広範に散らばっているわけではないのですが、市町村域を越えて活動している団体も多いです。その中から1団体を選び、首都圏で開催する交流ミーティングで、ほかのいろいろな地域の話も併せて、秋田の地域暮らしの魅力を情報提供してもらおうという企画です。

住谷達委員（分科員）

参加者を30名にした根拠は何ですか。

移住・定住促進課長

今までにこの種のイベントを開催したときの参加者数が大体この規模でしたので、それを踏まえて30名としましたが、やりようによってはもう少し伸ばせると思っています。一応の目標として30

名という人数を置いているものです。

住谷達委員（分科員）

今の答弁を聞く限り、団体への委託料の割合が大きいということです。こうした事業、特に移住・定住促進に関する事業には、丸投げ色が強いものがすごく多いと思うのです。先日、湯沢で移住・定住サポーター養成研修会という事業があつて、面白そうだから私も参加しようと思って雄勝地域振興局に行ったのですが、職員が誰も知らないの、どこに問い合わせればいいか分からず、すごく困ったのです。結局は丸投げで、移住者等団体が全部管理していたということで、情報発信の仕方もあるのですが、県の関与の仕方にすごく問題があると思いました。県の職員には、もう少ししっかりと当事者意識を持ってこうした事業に参加してほしいと思うのです。

そうしたときに、この予算額がどうしても移住者等団体への委託料としてはどうなのだろうという一うがった見方をすると、無理して取組を続けさせるための金額としか思えなくて、本当に真剣に移住・定住を促進しようとしている事業なのかどうか疑わしいのですが、どう思いますか。

移住・定住促進課長

先ほど8団体と述べましたが、こうした移住に関する情報発信や現地での交流ツアーに取り組める団体を新たに作りたいということで、まだ参加したことのない団体に参加してもらおうと思っています。委託先は、移住者の団体といってもまだよちよち歩きというか、本当に普通の生活者であり、そうした方々が首都圏での交流ミーティングや現地での体験ツアーを一から全部企画して実施することはなかなか難しいので、県とイベンターが組んで、その移住者等団体を育てながら、首都圏での交流ミーティングと現地での体験ツアーを行いたいと思っています。

市町村や地域振興局に対する情報提供については、確かに不足していたと反省しています。今後情報共有に留意していきたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

よちよち歩きしている団体を育てるのは分かるのですが、いつまでそのようなことをしているつもりなのかというところです。

つい先日公表されたふるさと回帰支援センターのニュースリリースによると、本当に頑張っている長野県はいつもどおり1位（「2019年、ふるさと回帰支援センター来場者が選んだ移住希望地ランキング」の順位。以下、〇〇位とあるものは同じ。）です。広島県が今回すごく頑張って2位になっており、どのような取組をして2位になったかを読むと、ふるさと回帰支援センターに県庁から移住相談員を派遣して、セミナーや企画の運営は民間に任せないで自分たちで行っているからで、こうした真剣味こ

そが、取組が実を結んだ要因だということです。一方秋田県を見ると、2014年は14位、2015年は8位と、その辺りまではすごく頑張っていたのですが、2016年になると20位で、その後は20位以内に全然入っていません。広島県は2014年は秋田県よりも下の18位でしたが、2015年から2019年までトップクラスのランキングになっていて、やはりそうした真剣味が秋田県には足りていないのではないかと思います。

よちよち歩きしている団体にお金を払うのではなくて、県職員が一丸となって取り組まないと、移住者数は増えていかないのではないかと思います。その辺りはどのように感じていますか。

移住・定住促進課長

県職員も市町村職員も、今まで育成した団体に深く関わって——職員が張りついて企画の内容まで関わり、行動を共にしてきたという自負はあります。移住者等ネットワーク構築事業では、今まで育成してきた団体との連携を深めつつ、団体の自立した活動を増やしていったり、市町村と連携して新たな呼び込み事業に取り組んだりしてもらおうと考えています。県としては、そうした団体をもっと広範な地域に増やしたいと考え、取組を進めています。

住谷達委員（分科員）

それは分かるのですが、行動に結果が伴っていないのです。その辺りをどう感じて、これからどう取り組むかが大事ですが、今までのやり方でいいのかすごく疑問なのです。どうですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

「人が人を呼ぶ好循環」というタイトルどおり、新しく秋田県に移住する方が、先に移住した方の知見や経験を生かせるようにしようというのがこの事業の着想の原点です。あわせて、先ほど移住・定住推進課長が述べたとおり、県内の移住者等団体を育てる目的からも、このような新規事業を企画した次第です。

結果が伴わないという住谷委員の意見についてですが、ランキングは東京のAターンサポートセンターが入っているふるさと回帰支援センターが毎年公表しているもので、秋田県は過去最高で8位という結果を出していました。その後なかなか結果が見えないことにはいろいろな要因がありまして、例えばランキングでは、ふるさと回帰支援センターの中で事業をすると、結果的にポイントがやや重く加算される仕組みになっているという事情もあります。秋田県としては、ふるさと回帰支援センター主催の事業だけではなくて、いろいろなところでいろいろな事業をしていこうということで、少しばらけたことも原因の1つだと分析しています。そうした事情もありますが、秋田県の職員にあまり熱心さが見えな

いといった点については、地域振興局の職員も含め、今後改善していきたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

趣旨は分かりますが、本県に移住してきてもらうという目的において、既に移住してきた方々が宣伝して人を連れてくる役割を担う必要は、はっきり言って、ないと思うのです。市町村が地元を宣伝するために、訪れた人に「とてもいいところですよ」と紹介することはあるとしても、移住者にはそのようなことをしなければならない責任も何もないわけでしょう。なぜ無理に移住者等団体にそのようなことをさせなければならないのか——それがベストな団体の使い方なのかといえば、やはり違うような気がするのです。県がダイレクトに行えるかといえば、「秋田県のどこにあればいいですか」と尋ねられたときに返答に困るでしょうから、どうしても県が地域をサポートする形になるのはしょうがないと思いますが、こうした事業を行うよりは、本当の移住専門会社に委託して、「年に何人移住させてください。実績に応じてお金を支払います。」といったやり方のほうが分かりやすいです。いかにも取り組んでいそうできて、効果には結びつかないのではないですか。市町村を応援するのなら徹底的に市町村を応援すればいいでしょうし——そうした取組に切り替えたらどうですか。

移住・定住促進課長

移住に関心を持っている層は、その度合いによって、例えば移住フェアに来場する方、Aターンサポートセンターに具体的な相談に訪れる方と様々です。また、さらに移住者を増やすためには移住潜在層への働きかけが非常に大事であり、全国的にその移住潜在層の拡大に取り組んでいます。そこでこの「人が人を呼び込む好循環」の創出のためにどうすればいいかですが、行政——市町村からの情報提供だけではなかなか知ることができない生の生活体験、また、実際の生活者は市町村域を越えて活動していますので、その地域にとどまらない圏域についての情報も含めた、より多様な秋田暮らしの魅力を、実際に移住した方が発信することが非常に重要です。官だけではなくて、民からの情報発信が、今後非常に重要なことではないかと思っています。

また、移住者の移住後の定着のために必要なものとして、定着サポートや相談の体制があると思います。地域に溶け込むまでの間に移住者に生じる不安や悩み、行政の窓口で訴えるほどではない生活のものやもや感があると思いますが、そうしたものを移住者と共有しようという活動をしている移住者等団体が、結構できてきています。そうした団体と連携を取って、できれば定着サポートの役割まで担ってもらおうと考えています。決して官の取組をおろそか

にするわけではなくて、そこに民の力も加えたいという事業です。

東海林洋委員（分科員）

移住者の生の声を使いたいというのは分かりますが、使うのは地域でしょう。今述べたような悩みの相談や話し合いの場をつくることをサポートするのも、その地域の行政体ではないですか。だから、市町村が民の力も借りて宣伝を行う取組をサポートすることが本来ではないのですか。

移住・定住促進課長

先ほども述べたように、市町村域を越えて活動している団体が多いので、市町村単独ではなく、県と市町村が連携してこうした団体と協力し合っているということなんです。

東海林洋委員（分科員）

言っている意味が通じませんね。県と市町村が主体なら分かりますが、この事業は全然違うでしょう。「どうぞ皆さん、おやりください。」で終わりでしょう。市町村の担当者が一緒に加わって行うのであればいいですが、なぜそうしないのですか。

移住・定住促進課長

もちろん市町村や活動をしている団体ともこの事業についてしっかりと情報共有して進めていきたいと思っています。

実際に首都圏で交流ミーティングの場を設けて、移住者を前面に出して、首都圏の秋田ファンやその仲間たちと交流ミーティングし、いずれは移住者等団体がそれぞれの地域で——複数の市町村にまたがって、「私たちの住んでいる地域はこんないいところだ」ということを各市町村の職員と協力して宣伝し、体験ツアーを組むということですので……

委員長（会長）

東海林委員の質問の趣旨は、県の関与についてだと思いますが、それと関係ない答弁が非常に多いので、聞かれたことに簡潔に答えるようにしてください。

移住・定住促進課長

失礼しました。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

この事業には数人の県職員が当たり、県内の市町村の情報も含めた情報発信をする形態を考えています。市町村が直接絡んでいないのではないかという指摘に関しては、移住者等団体は一定の市町村に拠点を置いてはいますが、先ほど移住・定住推進課長が述べたとおり、当方として移住者等団体にお願いしたいのは、秋田という地に住んで、どのようなメリットがあったか、あるいはどのような困ったことがあったかを話してもらうことであり、話をする役目と情報発信をする役目とを分けて考えています。情報発信については、市町村のものも含めて県が行

う形で整理しています。

東海林洋委員（分科員）

このやり方だと、先に移住してきたところの宣伝にしかありません。全地域でこれから一生懸命移住促進を考えていくのであれば、市町村に対して、

「取組の企画を持ってきたら、県ではどんどんバックアップするから、競争で持ってくるように。」というくらいでなければ駄目だと思うのです。主役はやはり地域だろうと思います。どうかそうした観点を踏まえてほしいと思いますが、どうですか。

あきた未来創造部長

東海林委員から指摘のあった、全県の25市町村を挙げて、オール秋田で情報発信しながら、一人でも多く移住してもらうということについては、ふるさと回帰支援センターにもそのような案内を置いていますし、それだけでは巨大な首都圏の移住希望者に対応するにはなかなか厳しいので、移住定住総合支援センターとふるさと定住機構が受皿となって、様々なメニューを準備して対応しています。これまでもいろいろな仕方です首都圏への情報発信をしてきましたが、この「人が人を呼ぶ好循環」推進事業は、一つの方策として、先輩移住者が移住してきたときに何に困ったのか、どのようなことが良かったのかを、是非生の声で伝えてもらいたいというものであって、移住者等団体に全て依存するわけではなくて、一つの手法としてそのようなことにもチャレンジしてみようという新規事業として提案したものです。25市町村で連携しながら情報発信していくことは当然ベースとして行う前提で、さらに新しいことにチャレンジしたいという事業ですので、御理解願いたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

今の部長の答弁によると、情報発信の一つの手法とのことですが、首都圏にいる何千万人のうち、本県出身者が何万人など、ターゲットは絞られてきますよね。提出資料に記載されている30名というのは、どのような人を想定していて、どのように情報発信して、どのようにして集める方針なのですか。また、これは委託事業とのことですが、委託先としてどのようなところを想定しているのかお知らせください。

移住・定住促進課長

先ほども述べたように、委託先はイベンターを考えています。県外ですと、例えばTURNSという雑誌を発行している会社（株式会社第一プロGRESS）、あるいは県内で今までに付き合いのあった企業では、例えばエポック（株式会社エポックコミュニケーションズ）など、イベントを手がける企業です。あるいは移住フェアを手がけている東北博報堂（株式会社東北博報堂）なども視野に入っています。

参加者として見込んでいるのは首都圏にいる秋田ファンの方々と、これまでにこの手のイベントを行ったときの参加者も、移住相談窓口への来訪者も、大体20代から40代の方々がメインですので、この年齢層を狙っています。

宣伝方法については、委託先のイベンターの広告もありますが、首都圏の秋田ファンにはSNSのネットワークがありますので、そうした移住施策に協力的な団体のSNS上での広告に入れ込むほか、県人会のネットワーク——弱い弱いと言われていますが——に載せてもらったり、SNSの県の公式アカウントを使ったりしながら宣伝していきたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

市町村との関わりについて伺います。先ほど部長が答弁したように、この事業は県全体として取り組む一つのツールだということではあるのですが、移住してくる人はどこか特定の市町村に目を向ける人ばかりなのですから、最初から市町村の関わりのある職員も参加して——そこで引っ張り合いをしてもしょうがないのですが——移住希望者が、例えば鹿角市に関心を持っている人の場合には、鹿角市の職員とその場で話ができるようにすべきだと思います。そうしないと、まずどの市町村に行きたいのか話を聞いて、それが分かった後、その市町村とまた折衝するような形になってしまって、スムーズに流れていかない気がするのです。県全体として進めるとしても、前向きに取り組める市町村は最初から一緒に参加する形で進めたほうが、スムーズに進むのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

移住・定住促進課長

先ほど述べたとおり、移住者等団体は8団体あり、その方々の情報も集約します。この事業は実際の生活者の声を伝えることをメインにしていますが、なかなか全部が参加するわけにはいかないので、代表1団体としています。ただ、背後にはその8団体があるということです。

また、市町村が前面に出る取組としては、提出資料の次のページにある、あきた移住・就業フェアでは、市町村の職員が行政の支援——行政だけではないのですが——を前面に出したフェアを行います。そうしたあきた移住・就業フェアあるいはAターンフェアに誘導するための取っかかりとして、まずは移住潜在層に興味を持ってもらえるよう秋田暮らしの魅力を伝え、そこから2段、3段と奥に引き込んでいこうという考えです。

あきた未来創造部長

佐藤委員から御提言がありましたとおり、25市町村一丸となって一緒に取り組んでいくのは当然で

すので、そのようにしたいと思っていますが、補正予算関係審査の際にも述べたように、25市町村には非常に温度差があり、今ようやく連携が取れてきたというのが実際のところですよ。移住したい方は、確かにどこか特定の市町村に目を向けるのですが、居住、教育、子育て、就業、環境といった要素に対するニーズと、自分の行きたい市町村の状況にずれがあって、マッチングしないことがあります。佐藤委員の御指摘のとおり、25市町村を挙げてうまくマッチングすることが最も大事なのですが、「こういうフェアがあるので参加してください」といっても、参加しない市町村は全然参加しないのです。一方、首長が熱い市町村は、自分のところも一緒にPRしてもらえるとということできっちりと参加してくれますので、そのようなところと秋田に興味を持っている方々をうまくマッチングできるよう、情報の発信や丁寧なサポートをしたいと思っています。指摘のあったとおり、市町村を巻き込んで一緒に取り組んでいきたい、さらにそれを強化していきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

「人が人を呼ぶ好循環」推進事業についての話を伺っていて、この事業の趣旨は、移住したいという方にどうやって秋田を選んでもらうかだと思ったのですが、提出資料の次のページのあきた移住・就業フェア開催事業では仕事を取り上げられているように、秋田かどこかは別にして、「農業をやりたい」、「都会ではできないことをしながら生活したい」などといったニーズもあると思うので、そうした方へのアプローチも必要ではないかと思います。今回の新規事業では、首都圏交流イベントを開催して、移住者等団体のコーディネートによる県内交流ツアーを実施するとのことですが、これだけでは広くそのような方たちを呼び込むことはできないのではないかと思います。そうした考えはありませんでしたか。

あきた未来創造部長

当初予算内容説明書の34ページにあるとおり、移住総合推進事業ではここに掲げている6つの事業により、これまでの取組をベースにしながら、様々な取組を行います。昨年度の移住者数の実績は459人と、だんだん増えてきていますが、それをさらに加速させ、1人でも多く増やすための一方策として、移住してきた方々の思い、悩み、秋田の良さをじかに発信してもらおうと、この事業を提案したものであり、このほかにも、ふるさと回帰支援センターでの窓口業務は3人でローテーションを組みながら回していますし、県内の相談業務も窓口できっちりと行っています。フェアなどを通じて1人でも多く移住希望者を掘り起こし、興味を持ってもらえたらふるさと回帰支援センターに行ってもらい、

さらに、就業、就農したい場合は受皿となるところについてアドバイスするといった、パッケージ型の支援を行っており、その一メニューとしてこの事業を加えたいということです。理解願います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それならば、コーディネートの部分にもっと力を注がなくてはならないのではないかと思いますので、その点を是非努力してください。

住谷達委員（分科員）

令和元年度の移住者数は大体どのくらいですか。昨年度より伸びていますか。

移住・定住促進課長

1月末現在で、世帯数で211世帯です。昨年度は217世帯でしたので、間もなく抜こうという状況です。

委員長（会長）

同期比ですか。

移住・定住促進課長

少々お待ちください。

委員長（会長）

昨年度が217世帯ですか。

移住・定住促進課長

昨年度が217……

【「昨年度」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

12か月でということですね。

移住・定住促進課長

はい。

加藤麻里委員（分科員）

「人が人を呼ぶ好循環」推進事業について1点だけ伺います。移住者等団体のコーディネートによる県内交流ツアーは、今回が全県で初めての開催となるのですか。

移住・定住促進課長

これまでも、先ほど述べた8つの移住者等団体等の企画により、体験プログラムを行っていました。

加藤麻里委員（分科員）

各市町村レベルでも、こうした県内交流ツアー——お試し旅行のような取組は行われていますか。

移住・定住促進課長

個々の市町村でも、例えば中古住宅を改装したおお試し用の短期居住住宅を造るなどして、市町村内での体験メニューに取り組む例が増えてきました。

加藤麻里委員（分科員）

県内交流ツアーは行われていたとすると、首都圏交流イベントの開催の部分が新規の取組ということですか。

移住・定住促進課長

全く新規の取組というわけではなく、これまでも秋田ファンを増やそうといういろいろな首都圏でのイベ

ントを行ってきましたが、その中で秋田にすごく関心を持っていて、いつも参加してくれる若い方々—移住にはなかなか届きませんが、関係人口的な方々が生じています。その方々の、秋田にいろいろと協力したいという意向もあったことから、それならば秋田の移住者等団体と首都圏の秋田ファンに強く連携してもらおうということで、そこを新規の要素として今回提案したものです。

住谷達委員（分科員）

地域おこし協力隊支援事業について伺います。地域おこし協力隊の定住率が全国で一番低いのは秋田県とのことで、何とかしようというのがこの事業だと思うのですが、根本的な原因についてはどう捉えていますか。

移住・定住促進課長

総務省の調査では、制度開始からの累計で定住率を求めています。今回秋田県は全国で最下位とのことで、定住率だけでカウントするとそうなのですが、実は首都圏の県では、任期終了者2人うちの1人が定住したことで50%とされているなど、割合の数字のマジックもあります。秋田県の定住者の絶対数は31人とのことですが、制度開始時に市町村レベルでの地域おこし協力隊への理解が不足していたこともあって、なかなか希望する職種に就けなかったことや、定住までの準備が足りなかったこと、あるいは地域との交流が少なかったことなどが課題として挙げられています。

住谷達委員（分科員）

令和2年度に新しく実施するOB・OGネットワークとの連携による隊員サポート事業によってそうした課題が解決して、地域おこし協力隊の定住につながると認識しているのでしょうか。

移住・定住促進課長

市町村の職員にも、かなり隊員の退任後を見据えた制度の運用を考えてもらっていて、例えば3年間かけて職員と隊員と一緒に定住後のライフプランを考える取組も行っています。

また、当初予算内容説明書にあるOB・OGネットワークとの連携による隊員サポート事業では、地域おこし協力隊経験者に現役隊員のサポートに回ってもらって、定着に向けたアドバイスを授けたり、悩みを聞いたりする取組をして、定住率を上げたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

3年間の任期の後を見据えた市町村のサポートが大事だということは分かります。ただ、それが根本的な解決につながる——OB・OGネットワーク（秋田県地域おこし協力隊OB・OGネットワーク）との連携が定着につながるかといえば、あまり腑に落ちない部分があります。地元の湯沢市や羽後

町に来ている地域おこし協力隊員を見ると、残っている人は何かしらの目的を持って、今も地域とのつながりもしっかりと持っている方が多いです。また、女性では結婚して残る方もいれば、県外の方と結婚して出ていく方もいますが、出ていく方の中には、もともと自分が思っていた仕事と違うということで途中で辞める方もいます。そうした中で、このOB・OGネットワークがどのような性質で、どのように機能するかが、ある程度重要ではないかと思うのですが、現状でそのネットワークのSNSなどがあるのか、それによって悩みの相談などができる体制を整備するということなのか、教えてください。

移住・定住促進課長

OB・OGネットワークは2月後半に立ち上がったばかりですので、まだ確たる活動ができていない段階ではないのですが、いずれはOB・OGネットワークの地域おこし協力隊の経験者と、現役隊員との交流を増やし、赴任先の市町村以外でのいろいろな働き方についてのアドバイスなどを行いながら、隊員同士の横のつながりやOB・OGとのつながりをもっと強固にし、地域にうまく溶け込んでもらえるように、あるいは活動の視野が広がるようにしていきたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

活動の視野が広がれば、定着につながるという認識なのですか。

あきた未来創造部長

地域おこし協力隊については、先ほどの移住促進とやや似ている事情があります。地域おこし協力隊には、県が委嘱している方と市町村が委嘱している方がいますが、大概が行政の補完的な業務をさせられてしまっているという実情があります。期間も3年までと決まっていて、その3年間のうちに4年目にどうするかというイメージを自分で模索しながら、「こういうことをやりたい。では何ができるのか。」といろいろと調べて、現場を見ることをしていかないと、4年後には行き場なくなるというのが現実です。そこがきっちりとしている都道府県の各市町村では、例えば森林組合やJA（農業協同組合）など、非常にまとまった形で受皿ができていますが、本県では各首長の地域おこし協力隊を行政補完に結びつける意識が非常に強かったのも、なかなか次の一手を検討できる環境になかった——ばらばら感がありました。

今回の事業では、先輩の方々から「こういうことがなかなか難しかったな」「これを準備しておいたらいいよ」といったことをいろいろと教えてもらえ、ネットワークの中で悩みの相談や忌憚のない意見交換ができる場を設けたいと考えています。もう1つの市町村地域おこし協力隊導入支援事業は、今これ

だけマンパワーが足りないのに、いくら募集しても地域おこし協力隊員に来てもらえないので、全市町村を挙げてオール秋田で募集しようという取組で、それに比べると、このOB・OGネットワークとの連携による隊員サポート事業は、予算額も100万円弱と規模が小さいのですが、小さい動きながら、現役の隊員の意見や悩みを聞くことや、どうしたら4年目の就業、定着につながるか勉強するという部分も含めた交流の場を持ちたいというものです。つい最近、この2月に立ち上がったばかりのネットワークであり、まだトライアル的なものですので、双方がどのようなモチベーションを持っているのか注視しながら取り組んでいきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

当初予算内容説明書34ページの多子世帯向け奨学金貸与事業について伺います。貸与条件は子供が3人以上の多子世帯とのことですが、これが移住などに結びついた実績はありますか。

移住・定住促進課長

多子世帯向け奨学金貸与事業は、当課が所管する自然減対策として、第3子を増やそうという施策であり、移住促進の施策ではありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

たまたま移住・定住促進課が扱っているということですか。

移住・定住促進課長

奨学金貸与・返還助成事業として、当課が所管しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

県内就職者奨学金返還助成事業については、以前頂いた概要の資料を見ても、また予算的にも、順調に進んでいるのだと思うのですが、これをもっと拡充してほしいといった声はないですか。対象を広げてほしい、条件を緩和してほしいといった声が一定数あったと思うのですが、いかがですか。

移住・定住促進課長

現制度は、非正規雇用も含め、広く県内就職した方の奨学金の返還に助成しようという趣旨ですので、全国的にもトップクラスに間口が広い制度となっています。その中でも、国の取組（「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進）に対応した未来創生分として、特定業種——一定の資格を持って成長分野に就職する方には補助率10分の10の助成を行っており、それ以外の業種については県独自に補助率3分の2の助成を行っていますが、後者についても、もう少し充実できないかという声はあります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

知事が社会減が7年ぶりに4,000人を下回ったと述べていました。社会減は進学や就職などで大きく変動するわけですが、4,000人を下回った

要因には、こうした事業の効果も少しはあるのではないかと思います。より拡充できれば、子供たちの教育の保障に資するとともに、人口減少対策の面でも貢献できる制度ではないかと思うので、県民の声も聞きながら是非充実してほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

移住・定住促進課長

代表質問でも知事が、助成率の引上げは財政事情もあってなかなか難しい旨の答弁をしていましたが、各市町村が単独で設けている奨学金制度も対象に加えることで、なるべく多くの学生が県内就職した際に助成を受けられるよう、努力していきたいと考えています。

鈴木健太委員（分科員）

先ほど、多子世帯向け奨学金貸与事業は自然減対策だとの答弁がありましたが、この事業は開始何年目で、第3子以降の子供が増えたといった効果はあったのでしょうか。

移住・定住促進課長

この奨学金は、平成28年度から貸与を始めています。大学に入る第3子がいる家庭に対する奨学金ですので、まだ制度創設から数年の段階では、目に見えて第3子が増えたという確たるデータはないのですが、最新の出生数の推移では、本県では第3子以降の出生数の減少率が、第1子、第2子よりも小さい、言い換えれば、3子目を産む方が若干多くなっています。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

県内の出生数に占める第3子の比率は17%を超えており、全国平均よりも上位にあります。自然減対策として、第3子を産んでも奨学金があるという心理的な影響は、幾らかでもあるのではないかと推察しています。

鈴木健太委員（分科員）

正に今の答弁が全てを物語っているというか、政策の狙いであるはずの最終的な数値が、所管の課長からすぐに出てこないところに大きな問題があるのではないかと思います。

18年後のこの事業を当てにして「では3人目を産むか」という家庭が増えるかといえ、そんなに急に増えるわけではないですね。本当にそうしたことを狙うのであれば、本来「秋田では、3人目を産んでも学費はそんなにかかりませんから、安心ですよ。」というメッセージを、今子供を産もうとしている人たちにきちんと伝えるところまで含めてこの事業を行うべきなのではないかと思うのですが、それは全く別問題のような感じになっている気がします。多分PRはしたのでしょうが、それはあくまで、今16歳や17歳の第3子を育てている親向けの「こんな事業がありますから、使ってください。」

というメッセージなのです。確かに18年後の約束はできませんが、方向性としての、秋田県では第3子を産んでも大丈夫——とは言い切れないとはいえ——なのだというメッセージもほぼなかったような気がしますので、せっかくお金をかけるのですから、そのような視点を持って、本当に自然減対策として効果がある取組をしてほしいと思います。いかがですか。

あきた未来創造部長

貸与の決定件数を見ると、徐々に増えてきている実態はありますが、今鈴木委員から御指摘があったことを意識してもらえるように、こうした取組を行っていることを伝える——事業のスタート時点では多分伝えていたのですが、毎年どれだけの人に伝えていたかといえ、課題もありそうなので、見直した上で改めてそのような情報発信ができるよう、検討したいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

先ほど加賀屋委員が、なぜこの事業を移住・定住促進課が所管しているのかと尋ねていましたが、実は私もそう思っていたのです。むしろ、あきた未来戦略課や次世代・女性活躍支援課ではないのですか。その辺りの事情について教えてください。

あきた未来創造部長

確かに目的といいますか、何のために事業を行うのかという視点からすると、それぞれの課で所管したほうが良いと思いますが、資金を管理する上で窓口を一本化したほうがよいので、たまたま移住・定住促進課の奨学金貸与・返還助成事業の中で行っているものです。本来、目的ごとにきっちりと分けることができるのであれば、それがいいのかもしれませんが、業務上の問題があって、1つにまとめているということです。御指摘のことが致命的であれば、当然業務の在り方を見直さなければならないと思いますが、今はそのような事情で一緒に扱っているものと御理解願いたいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

なかなか理解できません。移住・定住促進課長の答弁を聞いていても、「こちらかな」という感じがあって、一本化するにしても、なぜそこにあるのか分かりません。いかがですか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

この事業は平成28年度に開始しましたが、当時はまだあきた未来創造部ができておらず、人口問題対策課が所管していました。当時は、少子化対策と社会減対策の両方をその課が所管していましたので、奨学金にスポットライトを当てた事業ということで、多子世帯向け奨学金貸与事業と県内就職者奨学金返還助成事業を同じ奨学金貸与・返還助成事業の中で実施していました。その後、あきた未来創造部がで

きて、少子化対策の所管課と社会減対策の所管課が分かれたのですが、同じ部内にありますので、あえて事業を分けることはせずに、従前と同じ事業で実施しているという経緯があります。

工藤嘉範委員（分科員）

先日の補正予算関係審査の際に、随分移住・就業支援事業について議論しました。今日も所管事項審査のような話になってしまうかもしれないのですが、例えば子供がいる世帯の方が東京圏から秋田に移住してきて、かつ、人材不足が深刻な特殊な業種の就職先に就職した場合、マックスで幾らくらいの移住支援金がもらえるのですか。改めて確認します。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時1分 休憩

午前11時1分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

移住・定住促進課長

補正予算関係審査のときに報告したのは、実際に支給できている、あるいは今手続中なのが3名……

【「人数じゃなくて、幾ら。」と呼ぶ者あり】

移住・定住促進課長

金額は、複数世帯は100万円です。

【「県単」と呼ぶ者あり】

移住・定住促進課長

県単支援分も複数世帯は100万円です。

【「マックス何万かって、足せば。」と呼ぶ者あり】

移住・定住促進課長

2階建てですので、全部で200万円となります。

【「マックスでしょう」と呼ぶ者あり】

工藤嘉範委員（分科員）

子連れで移住してきてそのような職場に就職した方は、200万円ももらえて、すごくいいことではないかという話を先日していた気がするのです。

少子化対策局が発足したばかりの頃、当時の局長といろいろと議論をしました。今の住宅リフォーム推進事業がスタートした頃で、当時は高卒者も含め本当に就職難で大変だったので、仕事がないので東京に嫌々出ていかなければならない方が相当数いたのです。そこで、そうした方々がある程度の年齢になって、結婚して子供ができて、秋田に戻ってくる時には、住宅の問題が生じると思われるので、そうした方々向けのリフォームなどに特化した制度を設けたらどうかといった話をしたのですが、当時の局長からは、行政の平等性からして、そうした方々

に特化した補助を行うことはあり得ないという答弁がありました。でも、今の住宅リフォーム推進事業は、このような時代なので、やはり人口減少対策にシフトしています。

先ほどのマックスで200万円の移住支援金も含めて、子育て世代が秋田に移住してきて、中古住宅や持ち家をリフォームするなどした場合に、補助金などが重なってマックスでどのくらいお金がもらえるのか——リフォームについては市町村による加算もあるではないですか——といったことを、一体的に情報発信すべきだと思うのですが、先ほど委員長からも指摘があったように、メッセージの発し方が単発的で、いつも残念だと思うのです。せっかく県庁一体となって取り組んでいるのですから、チラシでもいいので分かりやすく、「あなたが子供を連れて秋田に戻ってきて、家を買ったら。」といった情報発信をすればいいと思うのですが、なかなか見受けられません。分かりにくいだけなのか、やっていないのか、やらなければならないと思っていないのか、その辺りについて伺います。

移住・定住促進課長

移住支援金は首都圏からの移住者に対象が限られますが、今回の当初予算案では、建設部からも子育て世帯へのリフォーム支援や移住・定住世帯へのリフォーム支援の拡充について提案しています。また、当課から、移住ガイドブック「“秋田暮らし”はじめの一步」により、県や市町村の支援策について、よりきめ細かく情報を提供していきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

部長か次長に伺いますが、せっかくあきた未来創造部をつくって、皆さんの意気込み——移住・定住促進課のメニューはこれだけ多彩ではないですか。秋田県全体で移住・定住促進に力を入れるために、それらのいろいろなメニューをうまく合体させたメッセージを発していく必要はないですか。そのことが聞きたいだけなのですが、いかがですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

全く工藤委員の指摘のとおりだと思います。移住者はいろいろなことについて、秋田に行ったらどうなるのかと考えている——住宅もそうですし、生活費もそうですし、子供の教育環境もそうです。こうしたことをまとめて、インパクトのある形で首都圏を中心に広報していく手法について、今一部検討に取りかかっているところですので、今後さらに検討を進めながら、大々的に広報していきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

私が最後にお願ひしようと思っていた子育て支援のことを、次長が先に答えてくれましたが、秋田に

は日本でトップクラスの子育て支援体制があるとみんなよく言うくらいですから、先ほどの十何年後の奨学金の話も含めて、全体的にメッセージを発してもらいたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

子供を連れて秋田へ移住する場合にも、いろいろなケースがあると思います。すごく魅力的だから行きたいという人は正直それほど——何人かはいるでしょうが、それ以上に何か別の理由で、例えばどうしても実家に戻らなければならない事情などで移住する方が多いと思います。そうした方が、取りあえず戻ってきて、それから仕事を探して就職した場合にも、移住支援金の支給は受けられるのですか。

移住・定住促進課長

移住支援金については、移住してから対象企業に就職する場合でも、ある一定の期間内であれば——長期間は駄目ですが——支給対象になるとのことです。

また、Aターン就職の支援については、移住してから、例えばハローワークで職を探すことも対象となっています。

加藤麻里委員（分科員）

そのような方に対する情報提供といいますか、もしかしたら何も知らないままの方もいる——実際に秋田に帰ってきてから移住支援金を活用した方の実態は把握していますか。

移住・定住促進課長

移住支援金についてはまだ実績が確定していません。

移住支援金対象法人は登録制で、登録企業は「我が社は移住支援金対象法人です」と明示して求人することになりますので、その会社に就職した方は、まず間違いなく制度を知ることになると思います。

あきた未来創造部長

補正予算関係審査の際に委員長から指摘があった、県単支援分の対象の件などの制度の在り方については、先日述べたとおり、緩和や拡充を検討し、制度そのものがもっと活用されるよう見直していきたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

当初予算内容説明書35ページの高校生県内就職率UP事業と首都圏新卒者向け県内就職促進事業について伺います。高卒者の県内就職率についてはそこそこというか、今春卒業者ではかなりの成果が出ていますが、大卒者については全然結果が出ていない状況です。これらは新規事業ではないので提出資料がないのだと思いますが、今年度と来年度でやり方を変えた部分、工夫をした部分にどのようなところがあるか、説明してください。

移住・定住促進課長

大学生に対する働きかけですが、首都圏の求人圧力が大きくて、いまだに県内就職率が改善していませんので、できるだけ県内企業との接点を増やす方針の下で、中高生の時代から——要するに高校生対策と連続した形で、大学生対策も進めているところです。まず、高校生に対する取組として、進学者の多い学校でもできるだけ地元企業を理解してもらおうということで、来年度はそうした学校でも地元企業説明会を開いてもらえるよう要請することとしています。それから、大学生に対する取組として、マッチングの機会をとにかく増やすため、就職活動の早い時期から県内企業との接点を持ってもらおうと、県外大学と連携し、業界研究セミナーをさらに学内で行ってもらえるよう働きかけています。東北と新潟の大学の協力が得られまして、具体的には、弘前大学、岩手大学、盛岡大学、東北学院大学、東北工業大学、新潟大学の学内で業界研究セミナーを開き、その中で県内企業の説明会を行うところまで話が進みました。

鈴木健太委員（分科員）

今年度よりも手法をブラッシュアップして取り組んでいこうとしていることが確認できてよかったと思います。

移住・定住促進課の給与費として15人分が計上されていますが、職員の年齢構成はどのような感じなのですか。20代、30代の職員も何人かいるのですか。

移住・定住促進課長

正確ではありませんが、30代、40代——20代もいます。

鈴木健太委員（分科員）

ターゲットが高校生や大学生の事業がかなり多いですから、一度、思い切って若手を登用して、「それはどうか」という気持ちを抑えながら、その人たちの言うとおりにしてみれば、いろいろと活路を見いだせるのではないかと思いますので、検討をお願いします。

あきた未来創造部長

チャレンジしたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

補助者交代のため、休憩します。

再開は午前11時20分とします。

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、次世代・女性活躍支援課、地域づくり推進課関係の説明と質疑を行います。

関係課長の説明を求めます。

次世代・女性活躍支援課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

地域づくり推進課長

【当初予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は午後1時30分とします。

午前11時50分 休憩

午後 1時27分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

あきた未来創造部長	湯元巖
あきた未来創造部次長	猿橋進
あきた未来創造部次長	真壁善男
あきた未来戦略課長	久米寿
高等教育支援室長	伊藤政仁
移住・定住促進課長	村田詠吾
次世代・女性活躍支援課長	
	水澤里利
地域づくり推進課長	橋本秀樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き、あきた未来創造部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

午前中の説明及び議案に関する質疑を各課ごとに行います。

初めに、次世代・女性活躍推進課関係の質疑を行います。

加藤麻里委員（分科員）

結婚に希望をもてる社会づくり推進事業について伺います。この事業名は、結婚に希望を持てる社会という理想といいますか——結婚というものに対する様々な考え方や希望を持てる社会であってほしいと思いますが、こうしたネーミングをしたのはなぜでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

御指摘のとおり、結婚観においては個人の価値観が優先されるべきなので、それを重視するのは当然ですが、ただ、結婚したいという方々については社会全体で盛り上げていく機運の醸成なども含めた事業にしたいということで、このようなネーミングをしました。

加藤麻里委員（分科員）

結婚に希望が持てる社会とはどんな社会かと考えると、私としては、結婚後に待っている生活に希望が持てる社会だと思います。今は共働きの夫婦が本当に多いので、仕事と家庭生活を男女が共に担える必要がありますから、時間外労働の見直しなどが必要になります。また、今女性が働ける分野といえば、非常に低賃金であったり、パートなどの非正規雇用であったりする場合が多いので、そうした部分の改善に力を入れる必要があります。女性の活躍についても、働ける分野がそのような分野であればなおさらですが、管理職的な立場に就ける女性が非常に少ないので、仕事の中で活躍できるという充実感を覚えられのかといえは疑問です。その辺りを時間がかかっては是正していく努力をしなければ、結婚をしても希望を持って人生を送り続けられる社会にはならないのではないかと思います。提出資料にある事業内容を見ると、結婚するための出会いが中心で、はっきり言うと、出会い支援というべき内容だと思います。どうでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

事業内容自体は、指摘のように出会いや結婚を支援する事業になっていますが、指摘のあった、例えば結婚後の生活における家庭での役割分担の見直しや女性の活躍については、別の事業で支援する整理としています。子育て支援もそうですが、結婚後もトータルで豊かな生活ができる社会を目指して取り組んでいきたいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

普通の事業名は、例えば「居場所づくり」など具体的なものが多いので、「結婚に希望をもてる」というのは……。私は逆に、はっきりと「結婚を応援する」などといったほうが……。結婚に期待を持たせようというのに、中身は、まず出会いの場をつく

ることだというのは違うのではないかと——誤解を招く事業名ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

秋田県では、アンケートを実施すると将来結婚したいという方の割合が結構高いにもかかわらず、なかなか結婚できないという実情がありますので、結婚することに希望を持てるような事業にしたいという意味合いで、このタイトルを付けたところです。加藤委員の指摘のような受け取られ方をされかねないところもありますが、そのような背景があつての事業名ですので、理解願います。

加藤麻里委員（分科員）

仕事と家庭の両立支援など、様々な取組が行われているとの答弁がありましたが、現実として、男女共同参画に関して今秋田県がどのような位置づけにあるか伺います。

内閣府男女共同参画局が令和元年12月に作成した各都道府県のデータを見ると、秋田県は、男女共同参画に関する計画の策定状況は悪くないのですが、都道府県の地方公務員採用試験における大卒程度区分の採用者に占める女性の割合は、中位よりずっと下のほうです。都道府県の地方公務員管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合は、残念ですが、最下位です。また、審議会の委員（法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員）に占める女性の割合も最下位です。管理的職業従事者——会社役員、管理的公務員等に占める女性の割合は下から4番目、地方防災会議の委員に占める女性の割合は下から3番目と、女性の活躍や登用に関する指標において、非常に下位にあるのです。結婚、子育ても当然必要なことですが、それと同時に、女性の活躍の部分をもう少し頑張るのだという意気込みが感じられるようにならないと——バランス的にこれでいいのかという思いがあります。その点についてはどのように考えますか。

次世代・女性活躍支援課長

指摘のとおり、秋田県は女性の活躍に関する各種指標において下位に低迷しています。

平成13年から県内3か所の男女共同参画センター——3か所設置しているのは全国で秋田県と山梨県だけなのですが——が、各地域における男女共同参画推進の旗振り役として努めてきており、その成果として、固定的な性別の役割意識に反対する方が右肩上がりが増えてきていることは事実です。ただ、女性があらゆる分野で活躍できる基盤が整備されているかといえは、そうではないのが現実です。そこで、例えば職業における女性の活躍を推進するため、あきた女性活躍・両立支援センターが各企業を回ったり、セミナー等による普及啓発をしたりしていま

す。また、地域においては、男女共同参画センターが意識啓発事業をしていますし、新たな取組として、地域の女性リーダー育成ということで、自治会長になる女性を育成するため、それを受け入れる地域の環境整備に取り組んでいきたいと思っています。あわせて、女性自身にもっと頑張りたいという意欲を持ってもらえるよう、働く女性の交流会などを開催し、女性のやる気を促していきたいと考えています。このように、いろいろな分野で女性が活躍できるような素地というか環境を、トータルで整備していきたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

移住・定住促進で人を呼び込むことももちろん大切ですが、今秋田にいる、秋田で生まれた女性たち——結婚にしても、子供を産むにしても、女性ですよ——が、頑張っていこうと思えるような秋田にしてもらいたいと思います。誰もが大人の背中——社会を見ながら暮らしているわけですよね。県外に流出する理由は様々だとは思いますが、女性に見放される秋田であっては駄目だと思うのです。「ここは女性が頑張っていける秋田だな」と感じてもらうには、もっと努力すべきことがあると思うし、もう少し予算を増やすとか、官民一緒になって男性だけでなく女性も参加する会議を開くとか、そうしたこともしないと、なかなか状況は変わらないのではないかと、いろいろな事業を見ていて思いました。例えば鳥取県のように、男女共同参画についてのフェイスブックページを運営するなど、非常に男女共同参画に力を入れていて——ほかの県でも力を入れているとは思いますが——実績も上げている県もあるわけです。あらゆる努力をして、女性がこの秋田で頑張ろうと思えるよう、事業を展開してほしいと思います。

男女共同参画という言葉は、男性が女性活躍を支援してあげる、次世代を応援してあげるという意味ではなくて、男性自らが女性と一緒にって課題に取り組む——育児休業を取得するなど、前向きに取り組んでいくという意味だと思います。そのような思いを示すためにも、私は男女共同参画という言葉をもっと前面に出してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

官民挙げて機運を盛り上げたらいいいのではないかと指摘がありましたが、平成27年から年に1度、あきた女性の活躍推進会議を開催して、県のほか、民間、労働団体、NPOなどいろいろな立場の方々が加わって、女性の活躍に関する取組の内容や現状について情報交換をしまして、今後も引き続き情報交換を行い、取組を深めていきたいと考えています。また、本県でも女性の活躍に関するホームペ

ージとフェイスブックページを立ち上げ、情報発信を行っています。

女性の活躍に関する県の事業については、当方で予算措置しているのは当初予算内容説明書に記載の事業だけですが、例えば産業労働部では、今年度から地方創生推進交付金を活用して、産休や育休でいったん仕事を離れた女性が復職する際の支援事業（女性の新規就業支援事業）を実施しており、来年度以降も5年間実施することです。また、農林水産部でも、女性の起業に対する助成金の制度（あきたアグリヴィーナス起業活動支援事業）を設けているようです。当方の事業だけでは少々物足りないところではありますが、ほかの部署も含む県全体で取り組んでいるのだと御理解願います。

加藤麻里委員（分科員）

あきた女性の活躍推進会議は年1回行っているのですが、非常に回数が少ないと思います。メンバーについても、固定化しないようにしたり、女性の割合を増やしたり、また、必ずしも管理職ではなく、一般の労働者——役に就いていない女性も含めたりして、広がりのある意見交換の場にしたらよいのではないかと思います。いかがですか。

次世代・女性活躍支援課長

あきた女性の活躍推進会議は、本部の会議は年1回なのですが、その下に連絡会議があって、女性の管理職の方などが出席して、年3回開催しています。こちら、来年度以降も引き続き開催していきたいと思っています。

加藤麻里委員（分科員）

私ももちろん応援していますので、是非結果が出るよう頑張ってください。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今の話題に少し関連したことを伺います。女性の活躍ということについて、どのようなイメージかを考えると、多くの女性が役職に就くことなど、いろいろなイメージがありますが、秋田の現状を見ると、まだそこまでは至っていません。そこまで到達できればいいのですが、現状そうでないのだとしたら、今はまず活躍できる職場環境を整備し、広げていくことが大事なのではないかと思うのです。

そうした中で、今年度まで実施していた、企業による女性活躍・両立支援推進事業が終了しているようです。この事業を新年度に向けてどのように発展させたのか確認したいのですが、いかがですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次世代・女性活躍支援課長

今年度まで取り組んできた企業による女性活躍・両立支援推進事業では、女性の管理職登用や女性が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる企業に対する助成という形で事業を実施してきましたが、今年度で3年度目ということもあり、見直しをして今年度で終了としました。来年度からは、より具体的に、実際に女性の働きやすい職場環境の整備に取り組む企業を支援するモデル事業——女性の活躍・定着促進企業応援事業に切り替えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これはこれで必要な事業だろうと思うのですが、重要なのは働きやすい職場をこの秋田でどう広げていくかだと思います。お金をかけて何かをすること以外の取組も結構大きいと思いますので、その点についても是非引き続き努力してほしいと思います。

次に、当初予算内容説明書36ページの結婚に希望をもてる社会づくり推進事業の中のライフデザイン学習推進事業について伺います。提出資料に副読本の作成・配付とありますが、作って配付して終わりなのですか。

次世代・女性活躍支援課長

高校教育課と連携して、配付後、各学校で必ずこれを活用した家庭科の授業を行うこととしています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これまでも高校教育課で取り組んできた事業だと理解していいのですか。

次世代・女性活躍支援課長

この事業は平成26年度から実施しています。終了後に生徒に対しアンケートを行うのですが、9割以上の生徒から、「自分のライフプランを見直す機会になった」、「秋田の良さを見詰め直した」といった意見があったほか、「いつかは秋田に帰ってきたい」という意見も2割以上の方からありました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

保健師などが参加して性教育の授業を行い、高校生の家庭を持つことに対する意識や、子供を産み育てることに対する意識を育んでいく教育委員会の取組が、全国から注目されているとのこと。是非教育委員会とも連携をしながら、秋田に戻ってきて子育てや生活をする子供が増えていくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

鈴木健太委員（分科員）

先ほど話に出たライフプランの小冊子には、私もつぶさに見たわけではないのですが、たしか秋田で暮らす場合の生活費などの角度からの記述もあったと思います。

近年、介護離職による帰省というか、秋田に戻ってこざるを得ないケースが少なくありません。子供たちにとってはずっと先の話で、現実にはそうしたケースが出てきていることにも多分気づいていないと思うのですが、地元で親を置いて県外に出ていったときに、そうしたパターンもあるという視点も、親を大事にする生き方、あるいは地元で親と共に子供を育てる生き方を示唆する上で、少しは盛り込んでもいい——あまり悲観的になり過ぎないようにですが——と思います。よろしく考慮願ひたいと思いますが、いかがですか。

次世代・女性活躍支援課長

来年度の副読本の改訂に当たって高校教育課と協議を進める中で、高校教育課からもやはりそのような「皆さんにも将来的には介護の問題が生じる可能性があり、その際には親御さんの近くにいたほうがいいのではないですか。」といった視点も入れたほうがいいのではないかとといったアドバイスを受けていますので、そうした視点も取り入れて改訂を進めていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

オール秋田で子育てを支える地域づくり推進事業の中に、多世代の交流を活かした子育て支援体制強化事業とあるのですが、これはどこが核になって行う事業なのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

委託事業として実施したいと思っていまして、実施に当たっては、各市町村の社会福祉協議会や各市町村と連携を密にして取り組みたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これは新しい事業ですが、これまでも祖父母の世代の子育てへの参加はいわれてきました。多世代で子供を育てることもすごく大事なのですが、そのためには、そうした世代と若い世代——親世代の交流もまた大事です。あまり世代間のトラブルがないよう、うまく進めていかないと効果がないと思うのですが、その辺りについての準備や考え方はどうなっていますか。

次世代・女性活躍支援課長

高齢者は子育てに関する経験や知見を有しているので、十分に活躍できると思っていますが、最近の子育ての情報などには疎くなっているかもしれないので、事前に孫育て応援講座を開催し、この事業に参加くださる高齢者に、座学で最近の子育て情報や、県や市町村の子育て支援策について一定程度学んでもらい、実際に子育て支援センターなどの現場を見学してもらって、「これなら自分にもできる」という自信を持ってからボランティアなどに参画してもらおうと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

子育ての情報は日々変わっていますから、そうしたサポートはきちんと行った上で、労力を担うよりは世代間交流や不安な母親を支える役割を担う形で大きな力を発揮してもらふ事業になるよう、是非頑張ってもらいたいと思います。

最後にもう一点、子どもの居場所づくり促進事業について伺います。放課後児童クラブについては、新型コロナウイルスの感染拡大で、受入れを望む子供が受け入れられていなかったり、放課後児童支援員の負担が重くなったりと、様々な課題があると思います。定員を増やすことは、それぞれの市町村が取り組むことですが、指導員の確保については、国の処遇改善の事業（放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業）があります。そうした事業を通じ、放課後児童支援員をきちんと配置して、多くの子供を受け入れていければいいと思いますが、秋田県内でそうした取組をしている市町村はあるのか、実態についてお知らせください。

次世代・女性活躍支援課長

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は平成29年度から実施されている事業で、県内では19市町村が実施しています。ただ、国の制度上は5年たてば1万幾ら、10年たてばその倍と、かなりの加算額があるわけですが、県内の実態としては、それほど加算額は大きくありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

国、県、市町村それぞれの負担があるわけですが、国の制度では1年で1万円、5年以上だと2万円と、そのくらい加算があったら——大きく生活が変わるほどではないですが——随分違うのではないかと思います。まだそこまでいっていないのなら、きちんと放課後児童支援員を確保するため、市町村に実施を働きかけていく必要があるのではないかと思います。その点についてはどのように取り組んでいますか。

次世代・女性活躍支援課長

県内の放課後児童クラブは公設公営のものが多く、市町村の職員間のバランスの関係で、その職種の給与だけいきなり1万円上げたりするのはなかなか難しいという話は伺っていますが、待遇を改善しないことには放課後児童支援員を確保しづらいという実情もあります。また、待遇がそのまま提供するサービスの質にも影響すると思われますので、市町村には、加算措置もあるのでできるだけ柔軟に——積極的に対応してくれるようお願いしていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかの委員にも質疑をしてもらいたいのので、そろそろ最後にしてください。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これで終わりますが、実際に放課後児童支援員の賃金はそれほどいいわけではないので、市町村への働きかけを是非よろしくお願いします。

佐藤賢一郎委員（分科員）

結婚に希望をもてる社会づくり推進事業について、もう少し教えてください。県ではかなり前から結婚支援に力を入れ続けてきた経緯があると思うのですが、今回新規事業としてこのような取組をするということは、従来の取組に付け加えて拡充する意味合いだと理解してよろしいですね。

次世代・女性活躍支援課長

昨年度県が実施した少子化要因調査・分析事業では、若者の未婚化が出生率の低迷の非常に大きな要因だと分析されているように、少子化を克服するためには結婚が大きな鍵なのだろうということで、来年から始まる第2期あきた未来総合戦略でも結婚やそれに向けた出会いの部分に県として力を入れて取り組むこととされていることから、今回この新規事業を提案したところです。

佐藤賢一郎委員（分科員）

従来行ってきた取組というのは、当初予算内容説明書の結婚に希望をもてる社会づくり推進事業の1つ上にある出会い・結婚支援事業だと考えていいですね。その上で、新規事業の内訳の3番目の独身者の出会い交流促進事業や、4番目の多様な出会いの機会創出支援事業については、これまでも同様の取組はしてきたと思いますが、今までの取組と大幅に違うとか、目的が違うとか、何かそうした事情があるのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

今までもあきた結婚支援センター（一般社団法人あきた結婚支援センター）を中心に、出会いや結婚支援の事業を実施してきており、会員団体のマッチング事業についても十分に行ってきたのですが、全県で376団体ある会員団体の交流会が年々少なくなっている実態があり、平成28年には29回あったものが、平成30年には9回しか開かれなくなっていました。会員団体には独身の従業員が1万人以上いると伺っていますが、その方々の出会いの機会を何としても創出したいということで、独身者の出会い交流促進事業を提案することになった経緯があります。

多様な出会いの機会創出支援事業は今まで取り組んでこなかったものですが、独身者の出会い交流促進事業による出会いの促進との相乗効果を狙い、助成金を交付することで、短期集中的にそうした動きをどんどん加速化させようと、今回予算計上したところです。

佐藤賢一郎委員（分科員）

多様な出会いの機会創出支援事業のような、企業

が行う出会いイベントへの支援は、今までも行っていたのではないですか。

次世代・女性活躍支援課長

情報発信やマッチングの部分は、あきた結婚支援センターの支援員が協力していましたが、イベントの開催経費の助成などは今までは行っていません。

佐藤賢一郎委員（分科員）

新しい取組なのですね。従来の取組だけでは尻すぼみになっているので、是非とも出会いの機会を多くしたいということですね。分かりました。

あきた未来創造部長

先ほど佐藤委員が触れた出会い・結婚支援事業は、あきた結婚支援センターの運営費で、それ以外の結婚支援の取組が提出資料の13ページから14ページにあるものです。2（1）結婚支援施策の周知広報事業はこれまでも行ってきた取組で、（3）独身者の出会い交流促進事業はやや拡充して実施するものです。佐藤委員から行っていたのではないかという指摘があった（4）多様な出会いの機会創出支援事業の部分は新しい取組で、実は各団体で小規模に行ってはいたのですが、それを県として誘導するため、経費を持つところまで踏み込んだのは今回が初めてです。

東海林洋委員（分科員）

関連して伺います。あきた結婚支援センター登録の会員企業——団体は376団体との答弁がありましたが、秋田県内の企業数はそんなものではありません。会員団体の要件として、どのような企業、団体を設定していて、該当する団体数は幾らか、登録している割合は幾らか、教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

会員団体の要件は、従業員の出会いや結婚を応援している企業としており、規模等の要件は特別設けていないので、県内の企業であればどの企業でも入会できます。

東海林洋委員（分科員）

県内の企業は5万社くらいでしたか。

【「3万」と呼ぶ者あり】

東海林洋委員（分科員）

減って3万幾らになっているとすれば、全企業数の約1%でしょう。規模の制約はないとすれば、あまりに少な過ぎるでしょう。これまでの団体数の推移と、今後どんどん増えて何千社にもなるという見込みがあったら教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

あきた結婚支援センターがオープンした平成23年度は62団体です。平成24年度に新たに加わったのが14団体、平成25年度が146団体、平成26年度が16団体、平成27年度が40団体、平成28年度が36団体、平成29年度が52団体、

平成30年度が4団体、今年度プラス6団体となっていますので、トータルで376団体です。

東海林洋委員（分科員）

100団体単位で増えた年がある一方で、直近で年に6団体となると、やや頭打ちですよね。これを増やす方法は——黙って申込みを待っているだけでは増えないと思いますが、会員を増やすには具体的にどのような方法を取っていますか。

次世代・女性活躍支援課長

昨年から当課の職員などが非会員団体に企業訪問して、是非会員登録してくれるようお願いしています。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

もともとあきた結婚支援センターは、マッチングやお見合いを目的として設立された機関であり、それに付随して、企業間交流なども有効ではないかということで取り組んできました。平成28年から平成29年の辺りまで、委嘱した企業間交流の専門職員をあきた結婚支援センターに配置し、その職員が企業を回って、企業間交流を少しずつ進めてきた経緯があります。およそ10年前から5年前にかけては、いろいろな企業や団体同士でイベントを企画して、婚活パーティーなどをしていた頃もありましたが、それがどんどん廃れてきて、最近は企業間交流が活発さを失っていることから、あきた結婚支援センターでは嘱託の職員を含め、少しずつ活発さを取り戻そうと取り組んできました。昨年度からは、私や次世代・女性活躍支援課の職員が企業を1件1件回って、理解を得ながら会員団体への登録を促してきました。来年度以降は、結婚に希望をもてる社会づくり推進事業なども活用しながら、会員団体を増やしていきたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

なぜ加盟団体の状況について伺ったかというと、今回の新規事業が、会員団体にしか行えない事業内容になっているからです。特に（4）の15万円ずつ助成する事業（多様な出会いの機会創出支援事業）も、対象は会員団体です。全企業数の1%程度しかないのに、なぜ会員団体に限るのですか。事業目的は、会員団体の取組を充実させることではないでしょうか。取り組みたい企業があったら、どこでも取り組んでもらえばいいのではないですか。会員団体が全企業の半分以上あるなどということであればいいのですが——ちょっとずれているのではないのでしょうか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

東海林委員の指摘のとおりではないかとも思いますが——会員団体にはあきた結婚支援センターや県の取組の情報を逐次送っていますし、先ほど次世代・女性活躍支援課長が述べたとおり、会員団体の登

録にはこれといった要件がありませんので、結婚支援に熱心な企業にはどんどん会員団体になってほしいと考えています。そうした意味合いも込めまして、今回は会員団体の支援事業という形をとりつつ、それに加えて会員団体も増やしていきたいと思い、このような事業内容としています。

東海林洋委員（分科員）

会員団体になるには別に難しいことや登録料なども何もなく、単に登録すればいいだけなのでしょう。何も制約がないのであれば、商工会議所や市町村と一緒に取り組めば一挙に増えるでしょう。なぜ10年以上もかけて悠長にやらなければならないのですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

実際に企業を回って分かったのですが、企業として結婚支援に重い腰を上げるには、なかなか大変なところもありまして、今は社員に「交流会や婚活イベントに出席しないか」と言うと、パワハラ（パワーハラスメントの略。権力や社会的地位を利用した嫌がらせのこと。）やセクハラ（セクシュアルハラスメントの略。性的な嫌がらせのこと。）に当たるとして、企業の幹部や経営者が責められかねないという事情もあります。そう簡単に会員団体になるという話にはならないので、促しながらなるべく増やしていきたいと考えているところです。

東海林洋委員（分科員）

そのような悩みもあったのですね。ただ、登録したからといって、例えば年に1回調査をしなければならないなど、必ず何かをしなければならない制約などはないわけでしょう。やはり、ほかの団体などの協力も得て、理解してもらうしかないと思います。数が増えないと事業効果が全体に行き渡らないでしょうから、そのようにしてください。

もう1点、周知や広報は以前から行っていると思う——ウェブ上の広告も非常に結構なのですが、なぜそれだけで、結婚支援施策の周知広報事業の委託料が年に約700万円もかかるのですか。

次世代・女性活躍支援課長

約700万円の中身についてですが、まず、あきた結婚支援センターの周知に係るものとして、グーグル（グーグル合同会社及び同社が提供する各種のインターネット上のサービスのこと。）、ヤフー、フェイスブックなどを活用したウェブ広告を予定しているほか、ステッカーを約3万枚作成しようと考えています。そのほか、あきた結婚応援パスポートについてのウェブ広告分も含めて、700万円ほどの予算を計上しています。

東海林洋委員（分科員）

何に幾らかかるかの内訳はないのですか。委託先は1者なのですか。

次世代・女性活躍支援課長

あきた結婚支援センターの登録者拡大PR用のステッカー作成費が、消費税込みで85万8,000円で、同じくウェブ広告費が236万2,000円です。あきた結婚応援パスポートの認知度向上のためのウェブ広告費が148万2,000円、その協賛店の拡大のための広告費が135万8,000円です。また、あきた結婚応援パスポートや協賛店ステッカーの印刷に係る経費が56万9,000円となっています。

東海林洋委員（分科員）

それらの業務は全部1つの事業者へ委託するのですか。

次世代・女性活躍支援課長

今のところ一括して委託したいと思っています。事業内容（1）のうち、ポツ1つ目のところの予算額が303万円、ポツ2つ目のところが347万5,000円、一番最後のポツの県広報紙のところは75万8,000円となっており、ポツ1つ目と2つ目を一括して発注しようと考えています。

東海林洋委員（分科員）

あきた結婚支援センターの機能を生かすためには周知も一つの大きな要素なのは分かりますが、本当にそれだけの費用対効果はあるのでしょうか。ステッカーを3万枚作っただけで、会員団体は376団体ですから、各企業に100枚も貼ってもらうのかといえば、そうではないでしょう。どうも、やっていることがかみ合わないというか——ウェブ広告も、本当にいい広告なら相当センターの利用につながるでしょうが、利用されていないということは、効果が低いわけです。事業費の三十数%が周知広報事業に使われているのは、何かもったいないような——もっとほかの事業に回したほうがよいのではないかという感想を持ったのですが、どうでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

3万枚作成するステッカーについては、会員団体のみならず、県内の公共施設や道の駅、店舗などに、しかもトイレの中に貼りたいと考えています。公衆の面前でそうしたステッカーをじっくり見るのは抵抗があるという声がありましたので、それならば個室の中であれば、ステッカーをゆっくりと見て、自分のスマホなどでQRコード（株式会社デンソーが発明した、ウェブサイトへの誘導や電子決済などに活用されているマトリックス型二次元コード。）を読み込んで、あきた結婚支援センターのホームページにアクセスして、入会してもらえないかということで、3万枚を作成し、トイレ等に貼ろうと考えています。

ウェブ広告についてですが、あきた結婚支援センターもあきた結婚応援パスポートも、掲出期間は8

月から12月までの5か月間を考えています。

東海林洋委員（分科員）

トイレに貼ればみんなにじっくり見てもらえるかもしれないですね。すばらしい発想だと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

いつも聞いていることかもしれませんが、あきた結婚支援センターに登録して結婚した方々は、年間何組くらいいるのですか。

次世代・女性活躍支援課長

報告は任意なのですが、昨年度は159名から報告がありました。

【「実数で」と呼ぶ者あり】

次世代・女性活躍支援課長

はい。平成23年の開設から今年の1月末までで、1,472名の方々から結婚したという報告を受けています。

近藤健一郎委員（分科員）

これを多いと見ていますか、少ないと見ていますか。

次世代・女性活躍支援課長

婚姻数は年々減少しており、昨年は全県で3,052組でした。その中で、数としては少ないかもしれませんが、毎年あきた結婚支援センターを通じ、150名、多いときは200名くらいの方々がしっかりと結婚に至っているのですから、一定の評価をしてもいいのではないかと考えています。

近藤健一郎委員（分科員）

つまり、あきた結婚支援センターがなければ、159名の方々は結婚していなかった可能性があるわけですね。効果があるということですから、今後とも頑張ればいいし、三百何十万円といわず、もっと使ってもいいから、ステッカーを作って個室に貼るなどの取組を一生懸命頑張ってほしいと思います。

住谷達委員（分科員）

女性活躍・定着促進企業応援事業について伺います。事業の目的に、女性の県内定着を促進するため、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなどありますが、この場合の女性の視点とはどのようなものなのか教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

例えばサービス業などで、サービスの内容を女性が好むものにしたり、あるいは商品を作るに当たって、女性に受け入れられやすい商品を作ったりするというのが、女性の視点の意味するところです。

住谷達委員（分科員）

今年度そうした取組を掘り起こして、4社を選定することですが、女性の視点があればどのようなメリットがあると捉えているのですか。

次世代・女性活躍支援課長

選定しようとしている企業——まだ正式決定では

ないのですが、申請している企業の中には自動車のリサイクル会社もあります。今まではB to B（Business to Businessの略。企業間取引。）中心に事業を行っていたのですが、今後は一般消費者向けの事業も拡大したいとのことで、そうした場合には女性の顧客も多くなるので、女性の視点による宣伝の仕方などを取り入れたいということです。

住谷達委員（分科員）

この事業の場合の女性活躍とは、女性の顧客を取り込むための視点という意味なのですか。

次世代・女性活躍支援課長

女性が活躍する企業が増えて全県に広がっていくことによって、女性の雇用の場が増え、女性が秋田に定着することを目指した事業です。

住谷達委員（分科員）

女性の視点が重要だという考えを持っているのであれば、今あきた未来創造部が実施している事業に、女性の視点を生かした事業がどの程度あるか教えてください。ありますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時25分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

女性の視点を生かした事業の一例として、女性が事業の実行責任者になって、女性の県内定着に役立っている女子活（あきた女子活応援サポート事業）という事業が挙げられます。例えば銀行、出版社、法曹界など、県内の第一線で働いている女性に女子活の担当者になってもらい、東京で当期卒業予定の女子大生などを集めて、「秋田県で今、女性がこんなに活躍しているよ。」といったお話し会をしています。この事業の担当者も移住・定住促進課の女性職員でして、その職員が一生懸命いろいろな点をアレンジしながら、あるいは工夫を凝らしながら事業に取り組んでおり、会に集まる女性も年々多くなってきました。

住谷達委員（分科員）

先ほどの加藤委員の質疑にもありましたが、限られた女性の職場の人たちだけで集まって取り組むことが、果たして女性活躍に結びつくのか、本当に疑問です。先ほどの答弁にあった自動車のリサイクル会社のような、今まで男性の職場と捉えられていた企業が、B to C（Business to Cu

s t o m e r の略。企業対消費者間取引。)を意識したときに女性の視点で事業を行うというのは、すごくいいことだと思うのですが、県の事業にはそのような視点が欠けているのではないかと若干思います。男女共同参画をしっかりと進めるのであれば、あるいは本当に女性の活躍を促すのであれば、そうしたところでも意識して事業を設計すべきではないかと思うのですが、その辺りの考え方はどうですか。

あきた未来創造部長

先ほど加藤委員からも指摘があったとおり、女性は子供を産みますし、生涯を見通せば様々なハンデや困難な部分もあります。そうした女性ならではのいろいろな課題を解決する、あるいは逆に優位性を生かす視点が重要です。例えば県内には、ヴィーナスクラブという、女性だけで、自分たちが活躍するために、抱えている課題をどうしたら解決できるか議論しながら取り組んでいる団体もありますので、そうした方々の意見を聞きながら、この地域——秋田で、どのようにすれば女性の働く場や活躍する場ができるのか、議論しながら進めていくことが大事だと思っています。

今住谷委員から指摘があった男女共同参画と女性活躍推進とは、ある意味で同じステージにある——男子の活躍支援もあっていいのではないかという冗談もありましたが——ものなのではないかと思っています。女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が平成28年4月から完全施行されていますが、それまで様々な扱い上の格差をだんだんと解消してきた延長線上で、今度は女性の活躍を前面に出すため、管理職や企画部門への女性の進出を打ち出したということだと思います。取組が手薄だという御指摘はもっともだと思いますので、より女性の意向——女性の強さや良さを引き出す事業を考えていかなければならないと思います。

鈴木健太委員（分科員）

結婚に希望をもてる社会づくり推進事業に戻ります。周知広報事業についての答弁の中で、ちらっとSNSという言葉聞いた気がしたのですが、具体的には何を使っているのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

フェイスブックやLINE（LINE株式会社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと）を活用しています。

鈴木健太委員（分科員）

そのフェイスブックページを見たら、「いいね!」（ソーシャル・ネットワーキング・サービス等で用いられる、特定のコンテンツに対する、好き、楽しい、支持するといった肯定的な意味合いの意思表示のこと。）の件数が100件くらいで、これは利用されていないに等しいほどの数字です。LIN

Eについては状況が分かりませんが、LINEの登録状況はどうなっているのですか。

次世代・女性活躍支援課長

友だち（LINEを使用したコミュニケーションを行える相手方のこと）登録の件数が281件です。LINEの公式アカウントは令和元年9月1日に開設したものです。

鈴木健太委員（分科員）

フェイスブックページは何年目ですか。

次世代・女性活躍支援課長

平成29年10月1日からなので……。

【「3年」と呼ぶ者あり】

次世代・女性活躍支援課長

はい。

鈴木健太委員（分科員）

先ほど、あきた結婚支援センター登録の会員団体がたったの376団体との話もありましたが、こうした取り組んでもすぐに成果が出るとは限らない事業で実績数を増やすためには、母数を増やしていくしかないのです。県内に3万6,000社あるうちの376社だけが対象となるような事業であれば、もうそれは廃止してしまうとか——登録団体数を増やしたいのなら、ローラー作戦で「今年中に絶対に2,000社増やす」というくらいの覚悟で取り組まないと増えないと思います。SNSの友だちやフォロワーなどというのは、登録してもお金もかかりませんし、その気になれば幾らでも——幾らでもといっても上限はありますが——増やせるのです。それなのに、3年目になってもまだ友だちの件数がある程度だということに、実績が上がらない原因があるのではないかと思います。例えばみんなで手分けして、絶対にフォロワー数を1,000人まで増やすと決めて取り組めば、必ずヒット数も増えて、目に触れることで登録する人も増えます。こうした地道なことをやっていくしかないと思いますので、是非数字にこだわって新年度に向かってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

御承知のとおり、あきた結婚支援センターは一般社団法人として、ホームページの運営や情報発信も先方が行っているものです。そうは言いながらも、やはり秋田県の結婚に係る施策を進める上で中核的な存在ですから、県も連携して、より閲覧数が増えるよう、内容についても見直ししながら進めていきたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、地域づくり推進課関係の質疑を行います。

住谷達委員（分科員）

企画総務費の企画調整費の0.3若者と地域をつなぐプロジェクト事業について伺います。今年度の高校生のプレゼンテーションを見て、非常に面白いと思いました。先日の犬っこまつりの際にも、湯沢翔北高校（秋田県立湯沢翔北高等学校）の女子生徒が川連漆器の包装用の紙袋を提供しているところを、「すごくいいな」と思いながら見ていました。携わった生徒たちは「非常に勉強になった」と話していましたし、それを見ていた下の学年の生徒たちも、「次は私たちもこういうことをやりたい」と話していて、地域のことを知ってより愛着を持つこともさることながら、自分たちが企画してそれを実現するところ、本当にいい事業だと思います。残念なのは、今週末に行われるはずだったIKKAKU HACK（若者と地域をつなぐプロジェクト事業の愛称）の報告会が、新型コロナウイルスの影響で中止になったことですが、今年度の事業で実際にどのような成果があったのか、お知らせ願います。

地域づくり推進課長

今年度は、最終的に10校10組のプロジェクトが実施されました。主立ったものを述べますと、先ほど紹介のあった川連漆器ショッピングバッグデザインや、横手絞りという染物を活用してハンカチなどを作るプロジェクトがありましたし、鹿角では自分たちのアイデアを持って地域のお祭りやイベントに参画する取組をしていました。報告会は中止になってしまったのですが、もうしばらくしてから、協力くださる高校から自分たちで撮影した取組の動画を提供してもらい、それを委託先の事業者が1か所に集めてアップロードすることにより、取組の実績をお披露目したいと考えています。

住谷達委員（分科員）

取組の実績がしっかりと理解できるよう、高校生に情報を広めてほしいと思います。あわせて、若者チャレンジ応援事業なども含め、単年度で終わるのではなくて、フォローなども行ってほしいと思うのですが、そのようなことは考えていますか。

地域づくり推進課長

それぞれの事業で、委託先の事業者がメンター（助言者、相談者のこと。企業等が採用するメンター制度では、先輩社員を指すことが多い。）として活躍していますし、若者チャレンジ応援事業では専門家による継続的な支援も行っています。地域をつなぐプロジェクト事業については、高校生は卒業してしまうので、プロジェクトの主体は入れ替わりますが、学校とも一定の御縁ができ、先生方からも評価してもらっていますので、学校の社会参加の観点から、それからこの事業の特長の1つである、地元の企業と高校生がタイアップしていろいろなことに

チャレンジすることの意義からも、今後も続けたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

新規事業の若者活躍プラットフォーム構築事業について伺います。秋田市で年4回交流会を開催することですが、県南や県北では開催しないのですか。

地域づくり推進課長

限られた予算と回数からすれば、一番人が集まりやすい秋田市ではないかということで、今のところ秋田市での開催を想定しています。

住谷達委員（分科員）

全県から参加者を募集して秋田市に来てもらうのではなくて、秋田市の人たちが集まってくるような内容なのですか。

地域づくり推進課長

参加対象となる範囲は全県と考えています。

住谷達委員（分科員）

委託料の約430万円は、大体イベントに係る経費と認識してよろしいですか。

地域づくり推進課長

事業内容は、大きく分けて、交流会とSNSによる意見交換を考えているのですが、経費は交流会とSNSで半々くらい——交流会は約170万円、SNSは約130万円と考えています。SNSの構築はすぐにできますが、SNSを通じていろいろな議論をしていく際にアドバイスをもらう方への講師謝礼——オンラインの相談対応に係る経費を見積もっていますので、それで少し金額が上がっています。

住谷達委員（分科員）

そのアドバイザーは県内の方を考えていますか、県外の方を考えていますか。

地域づくり推進課長

県内と県外の両方を考えています。幅広いネットワークを持った事業者を委託先に選んで、そちらと相談しながら、どのような方が秋田に来てくれるか——県内にも幅広く活躍している方がいますので、いろいろと相談して決めていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

いい事業だと思いますが、アウトカム（事業の実施により直接発生した成果物や事業量を指すアウトプットに対し、事業の実施によるより本質的な成果や効果を表す語。）の部分をどうするかをしっかりと意識して事業を実施してください。

地域づくり推進課長

委託料の合計は430万円ほどですが、先ほど説明した交流会とSNSによるオンライン相談対応に要する経費を合わせても300万円程度にしかありません。このほかに、成果報告会の開催経費や広報などの経費を見積もっており、合わせて予算額は

450万円ほど、委託料は430万円ほどとなっています。

東海林洋委員（分科員）

コミュニティ生活圏形成事業について伺います。1年目の取組の全県報告会を楽しみにしていましたが、このような状況のためできませんでした。1年目の取組は調査と基本的な目標設定くらいだったと思いますが、主な成果というか、取組によって課題等が見えてきたと思いますので、報告会の代わりに簡潔に要約して教えてください。

地域づくり推進課長

1年目は5市町で取組をしました。2つのワークショップを行いまして、そのうちの最初のほうでは、地元住民が自分たちで考えて地域の人口のシミュレーションを行いました。都道府県レベル、市町村レベルの人口動態あるいは人口予測の数字はよく目にしますが、これを地域レベルまでに落として推計したことで、地域の方々が自分たちの問題として捉えるようになったのではないかと思います。また、地域のいいところ、悪いところ、強み、弱みなどを自分たちで議論し合って、1つのものにまとめていきながら、自分たちの地域の将来を自分たちで考えていく取組も行いました。2年目はランドデザインを策定していくわけですが、この2つの取組は、地域の将来を自分たちの問題として考えるためのいい導入になったのではないかと思います。

東海林洋委員（分科員）

提出資料の計画を見る限り、そこまでは恐らく順調にいくだろうなと思います。誰かが直接何かをしなければならぬ要素がないからです。問題は、今年2年目を迎える取組です。提出資料のランドデザインのイメージを見ると、地区住民がその地区のランドデザイン——誰がいつ何をするかといったことを決めるとありますが、例えば県がやる、市町村がやるといったことを地区住民が決められる権限は何もないわけです。ランドデザインとは、「こうなればいいな」という程度のものをつくるだけで終わりなのですか。それとも、誰かがそれにお墨つきを与えて、そうなるように持っていこうとするのですか。その方針だけ教えてください。

地域づくり推進課長

ランドデザインの策定に当たっては、地区住民が集まって座談会を何回か重ねていくのですが、そこには地域振興局も含めた県の職員や市町村の職員も加わって、みんなで議論していくことになります。思いだけをまとめても結局何も進んでいかないこともありますので、地域振興局の福祉環境部や農林部の職員、市町村の職員から、そのようなことをするにはこうした問題があるだとか、こうした規制があるだとか、すごくお金がかかってしまうので費用対

効果があまりにも悪過ぎるだとか、具体的な助言を行いつつ、その制約の中で何がどのようにできるかを、膝を突き合わせて議論しながら進めていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

コミュニティ生活圏形成事業の（2）新規のコーディネーター育成事業について伺います。予算の内訳を見る限り、誰かに——多分県外の方だと思うのですが——コーディネーターをお願いして、研修会を4回開催することになると思うのですが、同じ方が4回参加するのですか。どのような形態を考えているのですか。

地域づくり推進課長

今のところ、その道に秀でたスペシャリスト1人をお願いして、4回の研修会を開催するとともに、来年度もいろいろなところで座談会やワークショップなどが行われますので、そのような場にも赴いて雰囲気などを経験してもらい、お手伝いしてもらいながら、取組を進めていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

研修会の受講者はどのような方なのでしょう。講師になってもらう方は座談会やワークショップに参加して、指導もすることですが、受講する側の人たちも、できればそうした場に参加して学べるようにしないと、コーディネートを担う人材の育成がなかなか進んでいかないのではないかと思います。こうした人材育成の取組はすごく大事で必要なものだと思うのですが、その点はいかがですか。

地域づくり推進課長

正に研修会を受講する方々に、座談会などを経験してもらいたいと思っており、4回ある研修会の合間に、実地見学や手伝いなど、単なる座学ではない活動も入れていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうすると、参加できる方が限られるというか、受講者は誰でもいいというわけではなくとは思いますが、今後地域づくりをしていく上では、コーディネートを担う人がすごく重要になってくると思いますので、難儀ではあっても、この新しい事業をしばらく続けて、こうした人材の育成を頑張ってもらいたいと思います。いかがですか。

地域づくり推進課長

特殊なスキルではありますが、中間支援団体（行政と地域の間に立って、NPO等の様々な活動を支援する団体のこと。中間支援組織とも。）などにはこうしたことにすごく興味を持っている方がいますので、当方からもいろいろな方々に積極的に声をかけて、コーディネーターを少しでも増やしていきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

この事業は、「複数の集落による新たな生活圏であるコミュニティ生活圏の形成を図る」取組とのことです。今既に複数の集落によるまとまりができていけば、そこに声をかけるだけでスムーズに動いていくと思うのですが、そうではなく新規に取り組む場合は、どことどこが一緒になってコミュニティ生活圏を形成していけばいいかを考えながら進めていかなければならないですね。それを誰かが提案して、意見集約するプロセスがあったのではないかと思います。そのことにすごく関心があるので、報告会を是非聞きたいと思っていました。多分詳しい資料を見れば後からでも分かると思うのですが、そのことについて、県から該当する集落に「まとまりましょう」と声をかけたのでしょうか。

地域づくり推進課長

地区の設定については、我々にはなかなか分からないことも多いので、市町村の方々など——例えば旧小学校区単位や公民館単位など、昔から何となくまとまっている地域があれば、それをそのまま複数集落の新しいまとまりとして、この事業に参加してもらうこともできますし、そうした付き合いはなくても、地理的、歴史的な一体性を持った地域であれば、その地域の合意があれば、「みんなでやりましょう」ということで新たに進めていくこともできます。今までの事業の経緯としては、あらかじめ一定数の集落がまとまった地区ができており、そこに対して市町村からアプローチをかけてもらい、「よし、やりましょう。」ということであれば、進めてきています。ただ、なかなか首を縦に振ってくれない——よく分からないですが、あまり地区同士の仲がよくなかったりすることもあるのかもしれない——こともあるようで、市町村からは、いい地区がないという話もよく聞いていますが、やはり必要なことだと思っていますので、粘り強く声をかけていきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

既に取組がスタートしている地域は、コミュニティ生活圏の絵が描けている——中心部があって、周辺部があって、このような形でコミュニティーを作っていきたいというモデルがあって、それを実現させたい地域ではないかという気がするのです。一方、既につながりはあるのに、そのつながりがなかなかうまく機能しなくて、うまくいかない状況があれば、従来どおりではない新しいつながりを模索することが必要になってきますよね。その辺りのことを考え出すとすごく難しいのですが、新しい生活圏を作り、新しい秋田県全体の在り方を考えていこうという場合には、今まであったままでいいということはないだろうと思います。それなりの目標——このような形で新しいコミュニティーを作っていこうというビ

ジョンも必要になってくると思うのですが、その辺りについて、もし1つの理念として挙げるとしたら、どのようなことになりますか。

地域づくり推進課長

1年目のモデル地区は、地区として結構活発に活動しているところが多く、そうしたところを市町村から推薦されて取り組んできた経緯があるのですが、この事業を委託している持続可能な地域社会総合研究所（一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所）の藤山浩所長は、「もっと大変なところも選びたい」と話しています。地域の合意や理解がないとこの事業に参画してもらえない中で、本当に大変な地域をどうやって取り込んでいくかというのは悩ましいところですが、中山間部の集落の機能の低下は刻一刻と進んでいますので、強権的なことは言えながら、粘り強く、「どうでしょう」と声をかけていくほかないのではないかと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

私も身近に同様の課題を抱えているもので、あえて話すのですが、私の地元の旧比内町には、4つのまち協（まちづくり協議会）があり、その4つのまち協が1つになって、比内町のまち協を作っていました。そのままスムーズにいくのであれば、その単位がコミュニティ生活圏という形でまとまるのが一番いいのですが、実際は、4つのまち協は残ったものの、比内町全体のまち協は空中分解してしまったのです。理由はいろいろとあるのですが、よく分からないところもあります。

このように、従来あった枠組みそのままを進めようとするとスムーズにいかない場合には、どことどこを一緒にして新しいコミュニティ生活圏を形成していけばいいかを考えることになりますが、これがなかなか難しいのです。将来につながるようなつながりを提起し、その地域の人たちが、「そのような新しい枠組みなら自分も参加しよう」と思える形で新たな生活圏ができていくのが本当だと——それを実現できれば将来につながっていくのではないかという気がします。今後それぞれの地域でいろいろな取組をすると思いますので、後でコミュニティ生活圏の地域枠についての資料をもらえれば、それを基にまたいろいろと調べてみたいと思います。非常に曖昧なところを持った事業ではありますが、今までどおりのものでいいということではない——新しい取組として頑張ってほしいと思います。いかがですか。

地域づくり推進課長

我々も事業を始める前段階で、集落や市町村の求めに応じて、公民館や集落の会館での説明会などに積極的に参加してきておりますので、是非そのような機会も活用してほしいと思います。

あきた未来創造部長

横手市の狙半内（さるはんない）で集落を越えて行われている、共助組織による生活交通の確保や除排雪、また、今年度三種町で始まった、住民が自らドライバーになって集落間の交通を確保する取組などが、一つの成功事例なのだろうと思います。その地域の強みや課題を全て抽出した中から1つの実践テーマを定め、みんなで取り組んでいく中で、今例示したような取組がどんどん実現していくというのが理想だと思いますが、一方で、どのように地域をくくるかが一番最初の難しい点だと思います。

藤山所長が「地域の強みと弱みを全部挙げてみなさい」というと、大変面白いことに、大体偏りが出てきます。シミュレーションを通じ、「これがあなたの強みですよ」、「これがこの地区の課題ですよ」ということを認識してもらいつつ、住民が1人増えることの大きさを体感してもらうことで、住民にとっても、「あっ、こういうことだったか。」と、目からうろこといった感じの気づきがあります。このようにして、地域の在り方や、どのような地域の組合せがいいのかといったことも含めて、住民に実際に感じてもらい、意識醸成を図ることが、最初の一步ではないかと思っています。

鈴木健太委員（分科員）

私も大変注目している事業なので確認したいことがあります。提出資料を見て不安になってきたというか、不明な点があるのですが、それは、どの辺りまでを射程範囲——検討対象としているのかということです。地区のランドデザインというからには、その地区の学校、病院、お店、交通機関といったインフラと切っても切れない関係にあって、それらも含めてどうデザインしていくか検討しようというくらいの勢いの事業だと思っていたのですが——それをこの時間と陣容でやるのはすごく難しいのではないかと思うのですが——先ほどの部長の答弁を聞くに、「各地域で何か1テーマについて実績を残していこうではないか」というスタンスなのですか。それとも、「あくまで描くべきランドデザインは描いてみよう」というスタンスなのですか。

地域づくり推進課長

検討対象やテーマについて、こちらからは特段限定するつもりはありませんが、現実の世界の話ですから、小さなエリアに病院や学校が欲しいといっても、それは現実的ではないわけで、今ある状況を踏まえ、さらには将来の人口などを見越して、自分たちで現実的な在り方をいろいろと考えてほしいと思っています。そうした検討の中から、生活交通、買物、冬場の除排雪といった困り事が抽出されてくるわけですが、それらを自分たちの地域ではどうすれば現実的に解決できるかということを、我々も加わ

って徹底的に話し合い、一緒に解決策を考えていこうと考えています。

鈴木健太委員（分科員）

つまり、インフラやハード関係については、現状を前提として将来を考えていくということですか。言い換えれば、インフラやハード関係について、いつ頃の像を描くかといった視点はないということでしょうか。

地域づくり推進課長

どのようなインフラかでいろいろと異なると思うのですが、例えば橋が壊れてしまうと往来できなくなるといったことには対応していかなければならないかもしれませんし、「こういうものができれば、よそからも人が来るのでないか。」といった議論はしていきたいと思っています。ただ、どだい無理だという言い方はしませんが、現実との兼ね合いで、ある程度の落としどころはあると思うのです。その中で、是非これはやりたいということについては、市町村の職員や我々も一生懸命考えて、例えば国への予算要望などまで一緒に行っていきたいと思っています。

鈴木健太委員（分科員）

そういう意味でのインフラについて述べたわけではなかったのですが、それはいいです。

将来人口予測を踏まえて検討しているということは、何年頃にはこうなるといったスケジュールを設けているのではないかと思うのですが、そうした時間的な目標に向かってみんなで考えていこうとしているのではないのですか。

地域づくり推進課長

将来人口予測はいつまでと区切ったものではなく、簡単に言うと、ざっと50年後くらいまでのグラフを示して、人口を何人維持できればグラフの落ち込み方が緩やかになるといった見方をするもので、それを踏まえて、「どうしてこのように減ったのか」、「あそこの誰々さんの息子が東京に行ってしまった」などといった議論をしてきました。実際に、期限を決めて、何年までに何人にするといったある程度の目標を立てることはあるかもしれませんが、必須のこととはしていません。

佐藤賢一郎委員（分科員）

新しいコミュニティ生活圏には、例えば大体1万人から2万人くらいといった人口規模の目安はあるのですか。

地域づくり推進課長

持続可能な地域社会総合研究所から、コミュニティ生活圏の地区の設定に当たっては、おおむねその地区の人口が300人から3,000人程度であることが望ましいとの提案がありました。今までの他県での実績などを踏まえると、小さくてもやりづら

いし、大きくても広がりがあり過ぎて難しいとのことで、そのような目安になっています。

住谷達委員（分科員）

地域を支える「関係人口」創出・拡大事業について伺います。予算額の歳入のところに、寄附金、企業版ふるさと納税とありますが、その内容について教えてください。

地域づくり推進課長

この事業は、企業版ふるさと納税による寄附金を踏まえて計画を立てたものです。今までのいろいろなやり取りを通じて、この取組が大変いい取組だといってくれている企業があり、企業版ふるさと納税を通じて自分たちも貢献したいというその企業の意向を受け、いろいろと協議を重ねた結果、100万円程度を是非この事業に充ててほしいという話になったことを受け、こうした予算を計上しています。

住谷達委員（分科員）

今ここで答弁できるか分かりませんが、県全体で、この企業版ふるさと納税による寄附金を歳入予算に充てている事業は、何かほかにありますか。

あきた未来戦略課長

企業版ふるさと納税制度は平成28年度からスタートしていますが、これまで複数の企業からの納税——納付を受けています。平成31年度は18社から23件の寄附等を頂いており、充当先の事業は少し絞られて、8件程度となっています。事業の内容としては、例えば動物にやさしい秋田をPRする事業（動物にやさしい秋田PR事業）や、里地里山を保全する事業（秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業）などが挙げられます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、あきた未来創造部の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、休憩します。

再開は、午後3時15分とします。

午後3時 6分 休憩

午後3時14分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、あきた未来創造部関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

あきた未来戦略課長

【共通資料「第2期あきた未来総合戦略（案）について」により説明】

高等教育支援室長

【当日配付資料「国際教養大学における新学生宿舎整備事業の進捗状況について」により説明】

次世代・女性活躍支援課長

【提出資料「第3期すこやかあきた夢っ子プラン（案）について」により説明】

地域づくり推進課長

【提出資料「秋田県市町村未来づくり協働プログラムの事後評価について」及び「国の特定地域づくり事業について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

加藤麻里委員（分科員）

第2期あきた未来総合戦略（案）の54ページについて、先ほどの女性活躍の関連で一言意見を述べたいと思います。このページの二重線の囲みの中に、重要業績評価指標の記載がありますが、県内民間事業所における女性管理職の割合を、平成30年度の5.9%から、令和6年度には6.5%とする目標となっています。しかし、現状でも最下位に近い割合なのに、どこの自治体もこの指標を上げようと頑張っている中で、令和6年度に6.5%では、また最下位を狙っているようなものではないかと思います。「これが秋田の現実だ」と言われてしまえば仕方ないのですが、管理職と決めつけずに管理職的地位という形にしつつ、目標をもう少し上げて、是非頑張してほしいと思います。どうでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

この数値は、県の雇用労働政策課が実施している労働条件等実態調査の結果を当方が活用しているもので、5%台の中ほどで推移しています。平成30年度には5.9%だったものを、毎年0.1%ずつ上げていって、6年後には6.5%にしたいという目標設定ですが、ただいまの意見を踏まえ、もう一度検討したいと思います。

住谷達委員（分科員）

私も第2期あきた未来総合戦略（案）について伺います。42ページが一番下の②秋田暮らしを支える多彩な働き方を支援の項目に、具体的な事業として、ドチャベン起業家へのメンターによる伴走支援

がありますが、平成31年度でドチャベン起業者応援事業が終わっているのに、なぜこのドチャベンという言葉をあえて使っているのか教えてください。

移住・定住促進課長

事業名からはドチャベンという言葉が消えてしまったのですが、令和2年度は地域に根差した起業・移住支援事業において、ドチャベンへの支援を継続していきたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

ドチャベンという言葉はそのまま残していくということですね。

移住・定住促進課長

はい、残していきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

私もSDGs（Sustainable Development Goalsの略。国際連合が示した2030年に向けた具体的行動指針で、持続可能な開発目標と訳される。）を推進したいので、第2期あきた未来総合戦略（案）にもこれを取り入れているのはすごくありがたいのですが、県内ではSDGsがまだ浸透していないのではないかという印象を持っています。最近は県内企業にもこれに基づく取組をしているところが出てきたとは認識していますが、県民のSDGsに対する理解をどのように促進していくのか、根本的な考え方を伺います。

あきた未来戦略課長

確かに指摘のとおり、先駆的に取り組む団体の例は東北全体でも少なく、本県では仙北市が該当する程度と認識しています。各府省庁と地方自治体が情報共有するプラットフォーム（地方創生SDGs官民連携プラットフォーム）が設置されており、地方自治体はそこに自動的に組み込まれていますので、SDGsを運営していく上での第1段階として、それを通じて、メンターを各地に派遣して行うセミナー事業や、自治体から講師を迎えて行う先進的な事業についてのブロックごとのセミナー等の情報共有を進めながら、様子を見ていきたいと思っています。また、今年度末までに過半数の市町村で、次期をにらんで総合戦略を改定しますので、その取組状況などにも、県として目配りしていきたいと考えています。

住谷達委員（分科員）

県としては、あえて予算措置はすることなく、県内におけるSDGsの浸透を図っていくつもりだと認識してよろしいですか。

あきた未来戦略課長

SDGsの特定の分野またはSDGsそのものに着目した予算措置はしていませんが、昨年6月の一般質問での知事答弁のとおり、これまでも地方自治体として、環境整備や福祉の分野で、SDGsに似通った視点による事業は積み重ねてきています。そ

うした従来の視点による取組に新たな時代の要請等を加味しながら事業展開していくことで、SDGsの考え方に沿った社会を実現していきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

次世代・女性活躍支援課長に、第3期すこやかあきた夢っ子プランについて伺います。概要版の基本施策5の切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援の箇所についてです。一般質問の知事答弁にありましたが、本当にありがたいことに、特定不妊治療の助成対象を事実婚の方々にまで拡大するとのことで、これは東京都以外では秋田県だけが行う取組となるそうです。せっかくそのような事業を行うのですから、この部分についての文言は「特定不妊治療を受けた夫婦に対する」ではなく——それはそれでいいことなのですが——このような時代ですから多様性を踏まえ、「夫婦」という言葉にとらわれない表現にするようお願いしたいと思います。先日テレビで、女性から男性になったお父さんが奥さんとの間に子供を授かって、そうしたことを公にしながら夫婦で子育てしている例を紹介していましたが、先ほど来結婚支援に関してもいろいろな議論があったように、やはりこうした多様性を尊重した施策を秋田県が行っていることを大々的に外向けにPRしていく必要はありませんか。私は行ったほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

次世代・女性活躍支援課長

確かに多様性といいますか、価値観は人ごとにいろいろと違いますので、それに合わせた形での県からの施策の打ち出し方も必要だと思います。その部分の表現については検討したいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

地域づくり推進課の国の特定地域づくり事業について伺います。聞き漏らしたかもしれませんが、市町村への説明会を行ったと話していましたよね。

地域づくり推進課長

総務省の方を招いて、1月下旬に説明会を既に1度実施しています。

近藤健一郎委員（分科員）

市町村の感触はどうでしたか。

地域づくり推進課長

前もっていろいろと声かけをしていたこともあって、幾つかの市町村にはしっかりと意識してもらえたものと考えています。ただ、この事業には、地域に対象となる仕事があるかや、外から人がきちんと来るのかといったいろいろな課題もあるので、なかなかすぐにこの事業に手を挙げるといえるわけにはいかない——少し時間がかかる気もしました。そうした中で幾つかの市町村が——具体的には東成瀬村が興味を示していると把握しています。

近藤健一郎委員（分科員）

よく分からないのですが、別に事業協同組合を作らなくても、人手が欲しい事業者のところに入れば雇えばいいのではないですか。

地域づくり推進課長

基本的には民間同士といいますか、人手不足、人材不足の事業者が普通に人を雇用すればいいのですが、季節的なニーズはあっても1年間通して雇用できるだけの体力はない事業者もいます。また、この事業は、地域の事業者に体力を付けさせることによって地域の維持・活性化を図る側面と、外から人を呼ぶ移住・定住促進の側面を合わせ持っています。県外、特に都市部から来る人に一定水準の給与を直接支給することはなかなかできない、反対に、移住してきて仕事を探しても、なかなか自分の希望に見合った給与水準の職場がないといった声があったことから、その2つを同時に解決する目的でこの事業が組み立てられたようです。そこで、事業協同組合の運営費に公費を半分入れる仕組みをつくって、都会から人を呼ぶとともに、地域の事業者の体力も増強しようというのが、この事業の趣旨です。

近藤健一郎委員（分科員）

全県でどのくらいの数の事業協同組合が設立されるのですか。全市町村にできるにこしたことはないのでしょうか、できそうですか。

地域づくり推進課長

ニーズがないところに無理やりこの事業を導入しても進みませんので、各地域に人材不足に悩んでいる事業者がどの程度いて、その方々が本当に事業の実施を希望するかを把握して、事業の組立てをしていこうと思っています。またそれ以前に、この事業は市町村の補助が前提となっていますし、我々は普及啓発の任にありますので、まずは市町村のこの事業に対する理解を深めていくため、月末に国から詳しい規則などが示された場合には、改めて説明会を開いたり、市町村を訪問したりして、この事業のメリットなどを伝えていきたいと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

これから非常に期待して見ていきたい事業だと思うのですが、提出資料のただし書に労働者派遣法により建設業務は不可とあります。地域によっては、一番人がいないといっているのは建設業界なので、その辺りが少し残念なのですが、それはしょうがない話なのでしょうね。

あきた未来創造部長

実は、我々にもやや戸惑いがあります。提出資料のポンチ絵に制度の概要が記載されていますが、今近藤委員から指摘があったことも含め様々な条件があり、これに対してどのくらいニーズがあって、どのくらい地域の実情に合うのかという心配がまずあ

ります。また、あまりにもハードルが高過ぎて、手探りでやってみたとしても、ハードルが高過ぎる部分については後々国へ緩和を要望することも考えなければならないのではないかと思います。今すぐに、こうした課題があるのでこのように対応しなければならないという状況にはありません。1月の説明会に加えて、改めてもう1回国が説明会を行ってくれるというので、再度市町村にも働きかけますが、市町村の首長も、実施するという人、制度がよく分からないという人と、いろいろと分かれていますので、もう少し勉強しながら、体制づくりから制度の周知、それから事業の立案まで、時間を頂いて段階を踏んで進めたいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

是非ともそのようにして、課題を抽出し、それを解決しながら、市町村にいいものを提供するようにお願いします。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

対象地域は過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）で定められた場所等とされていますが、秋田県内の人口が減って困っている大方のところは対象になるのですか。

地域づくり推進課長

指摘のとおり、秋田県内ではほぼ全ての地域——秋田市の真ん中辺りの地域はなかなか難しいと思いますが、それ以外のところであれば、大体の地域が対象になるのではないかと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほど議案の審査で話題になった、地域の生活の足の確保などの本当にその地域で困っていることにこの事業が使えるとすれば、非常に有効だと思うのですが、先ほど部長が答弁したように、まだ分からない部分があるとのことですから、情報が入ったら私たちの耳にも入れてもらって、一緒に考えていきたいと思っています。期待しているのですが、いかがですか。

あきた未来創造部長

先ほどの審査の中で話題になった地域おこし協力隊も、このような形で活用できる可能性があるのではないかと思いますので、あまり固定観念にとらわれず、いろいろな形で参画できるような形態を模索していきたいと思っています。

鈴木健太委員（分科員）

第2期あきた未来総合戦略（案）48ページの婚姻率の数値目標について伺います。先ほど去年の婚姻数の実績値が三千何組という答弁がありましたが、最新の数値を教えてください。婚姻率は、たしか何年連続だか、かなり長い間、全国最下位なのですが、今回もそうなのかどうかお知らせください。また、婚姻率は全人口に対しての割合なので、高齢化率の

高さが低い原因だという説明をしていると思うのですが、適齢期分の数値はあるのかどうか教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

人口動態調査に基づく婚姻率につきましては、平成30年については3.1——提出資料にありますね。婚姻数ですね、恐れ入ります。婚姻数については3,052組です。

鈴木健太委員（分科員）

令和元年の数値は示されていないということですか。

次世代・女性活躍支援課長

はい、まだ示されていません。また、先ほど御照会のあった適齢期分の数値については、手持ちの資料がありません。

鈴木健太委員（分科員）

何年連続で最下位かも尋ねましたが、いかがですか。

次世代・女性活躍支援課長

出生数については……。

副委員長（副会長）

婚姻率です。

次世代・女性活躍支援課長

婚姻率ですね、失礼しました。婚姻率については、19年連続で最下位です。

鈴木健太委員（分科員）

この目標値に「率」を採用したのは、若年人口全体が減っていくから、維持するだけでも実質微増だという考え方と、件数ベースにすると微減を目標にすることになって見栄えが悪いからだと思っているのですが、数値目標として設定するのはこれでいいとして、これを実現するための施策や事業を考える庁内の実務レベルでは、やはり件数で考えるべきだと思います。先ほども話題になったように、例えば今年は3,000組をキープする、そのためにあきた結婚支援センターによる成婚を何組にする、そのために入会者数をこの人数まで持っていく、そのためにフォロワー数を何千人にする、そのような思考過程で、是非必達を目指して頑張りたいと思います。答弁をお願いします。

次世代・女性活躍支援課長

御指摘のとおり、数値が下がる目標は立てづらいということで、婚姻率で目標を設定しています。このほか、例えば50ページのあきた結婚支援センターに関する目標については、成婚報告者数245人、入会者数1,000人と、明確に人数で設定し、しっかりと進捗状況を管理していきたいと思っており、県全体についても、しかるべき数値に基づいて施策や取組を進めていきたいと考えています。

鈴木健太委員（分科員）

合計特殊出生率の目標も定めていますが、内々に出生数ベースの目標も定めているのでしょうか。合計特殊出生率の目標は微増を目指すものとなっていますが、出産適齢期女性人口も減っていくことを考え合わせると、結局これが意味するのは、出生数の維持なのか、微増なのか、微減なのか分かりません。実数でも管理しているのでしょうか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

第2期あきた未来総合戦略（案）では合計特殊出生率のみの目標設定となっていますが、まだ計画期間中の第3期ふるさと秋田元気創造プランでは、計画期間の終期で6,000人という出生数目標を掲げています。

鈴木健太委員（分科員）

6,000人をキープする目標には変更がないと考えてよろしいですか。

あきた未来創造部次長（真壁善男）

実態は既に5,000人くらいになっているので、その状態からすると結果的に増やす目標になっていますが、いずれにしても第3期ふるさと秋田元気創造プランの目標はそのまま維持していますので、それに向けて頑張っていくことになります。

鈴木健太委員（分科員）

秋田県では自然減と社会減とを分けて整理し、対策を考えていますが、西日本で社会増に転じている市町村に活力が湧いてきているのは、子供を連れて帰ってくる人が多いからです。それを考えると、この目標は必ずしも自然増減や出生数だけにフォーカスしたものでなくても、例えば0歳から4歳の人口の目標を定めてみたり——要は、秋田にいる人に産んでもらうことにこだわる必要はなくて、小さい子供を連れて移住する人が増えることによって同じ効果が得られるのですから、そのような目標でいいと思うのです。子連れ世帯を連れて帰ってもらう方向性で、幼年人口を目標にする——今から盛り込むのは難しいでしょうが——という考え方も、提案にとどめておきますが、頭の片隅に置いてほしいと思います。いかがですか。

あきた未来創造部次長（猿橋進）

まさしくそのとおりだと思います。コミュニティ生活圏形成事業の委託先の持続可能な地域社会総合研究所の藤山所長は、田園回帰1%戦略を提唱し、各世代の家族がそれぞれ何家族か移住すると、その地域は人口が増えも減りもしないような理想的な状態を保つことができるといった説を唱えているのですが、それに近い指摘ではないかと思います。人口が急減していく地域に関しては、先ほど話題になった特定地域づくり事業協同組合制度を活用する方法もありますが、人そのものを維持するための方策として、是非頭にとどめ、これからの施策に意識的に

反映していきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、あきた未来創造部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため休憩します。

再開は午後４時２５分とします。

午後４時　４分　休憩

午後４時２２分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

議会事務局長	出口廣晴
議会事務局次長	中村基
参事（兼）総務課長	渡辺徹
議事課長	伊藤徹
政務調査課長	藤田良彰
人事委員会事務局長	高橋能成
職員課長	加賀谷敏実

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

議会事務局及び人事委員会事務局の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第３７号のうち議会事務局及び人事委員会事務局に関係する部門の審査を行います。

初めに、議会事務局長の説明を求めます。

議会事務局長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、議会事務局関係課長の説明を求めます。

参事（兼）総務課長

【当初予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

次に、人事委員会事務局長の説明を求めます。

人事委員会事務局長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、人事委員会事務局関係課長の説明を求めます。

職員課長

【当初予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各事務局ごとに行います。

初めに、議会事務局関係の質疑を行います。

東海林洋委員（分科員）

議会活動諸費が前年度当初予算に比べて３４４万５，０００円の増額となっています。現在の予算編成方針は、特別なことがない限り一般的な経費は削減する方向性だと思うのですが、これが増額となっているのには何か特別な事情があるのでしょうか。

政務調査課長

企業の振興と人材の確保に関する調査特別委員会の県外調査の経費等を新たに盛り込んでいるため、増額となっています。

委員長（会長）

次に人事委員会事務局関係の質疑を行います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

部局関係説明書に、予算の内容は公平審査、職員採用試験うんぬんとありますが、あえて公平審査という表現を用いているのには、それなりの意味があると思うので、教えてください。

職員課長

審査請求や措置要求などの審査をまとめて公平審査と呼んでいます。県の人事委員会としての仕事もありますが、市町村の公平委員会の仕事も引き受けていますので、一般的に公平審査という呼び方をすることにしています。

委員長（会長）

ここで、議会事務局及び人事委員会事務局の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、議会事務局及び人事委員会事務局関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

質疑は、各事務局一括して行います。

ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、議会事務局及び人事委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日は、これをもって散会し、３月９日の予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、追加提案に関する審査を行います。

散会します。

午後４時３２分　散会

令和2年3月9日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第116号

令和元年度秋田県一般会計補正予算（第7号）（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第117号

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第1号）（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

3 議案第119号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤聡
議会事務局政務調査課	松橋祥真
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	菅原雅則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午後1時9分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部危機管理監（兼）広報監	渡辺雅人

総務部次長	神部秀行
総務部次長（兼）副危機管理監	
	鶴田嘉裕
総務課長	伊藤真人
秘書課長	長嶋直哉
人事課長	小西弘紀
財政課長	神谷美来
税務課長	工藤明人
徴収特別対策室長	小林伸也
広報広聴課長	菅生淑子
総合防災課長	山木将弘

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

本日追加提案された議案に関する審査を行います。総務部の議案に関する審査を行います。

議案第119号を議題とします。

なお、分科会では、議案第116号のうち総務部に係る部門及び議案第117号のうち総務部に係る部門の審査を行います。

初めに、総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔9〕、議案〔11〕及び提出資料により説明】

税務課長

【議案〔13〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

税務課長に伺います。改正される項目が何項目にある中のゴルフ場利用税の税率の改正について、提出資料に参考として、改正後のゴルフ場利用税の特例を受ける者の記載がありますが、この特例を受ける対象が実際に県内に何人いるかは把握していますか。

税務課長

国体（国民体育大会）の出場選手が対象になりますので、本県の場合はそれほどの人数にはならないと認識しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

国体への出場が決まった段階でこの条件に合致していれば、特例を受ける対象になるわけですね。

税務課長

そのとおりです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

電気供給業の軽減——これは実際のところ軽減なのですか。具体的にどのような内容なのかお知らせください。

税務課長

対象法人に課される法人事業税が、この改正によって軽減されます。県税収は減ることになります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

小売電気事業者などによる再生可能エネルギーの利用拡大などを目指して、こうした措置が取られると理解してよろしいですか。

税務課長

提出資料に記載している改正の経緯のとおり、電気供給業に係る経済環境が、送配電部門の法的分離や事業者の新規参入により、いわゆる自由競争の環境になってきたことに伴い、これまでの収入金課税を見直すという趣旨であり、毎年業界からも改正要望がなされていました。そのための環境が大体整ったとの判断により、今回地方税法の改正に至ったものと認識しています。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

本日は、これをもって散会し、3月18日の予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託議案について、討論・採決を行います。

散会します。

午後1時26分 散会

令和 2 年 3 月 1 8 日（水曜日）

本日の会議案件

1 議案第 1 2 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案（趣旨説明・質疑）

2 議案第 5 8 号

秋田県行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番
号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

3 議案第 5 9 号

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する
条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

4 議案第 6 0 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す
る条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

5 議案第 6 1 号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例
案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

6 議案第 6 2 号

秋田県部設置条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

7 議案第 6 3 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

8 議案第 6 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

9 議案第 6 5 号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改
正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

10 議案第 6 6 号

秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正す
る条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

11 議案第 6 7 号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一
部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

12 議案第 9 2 号

包括外部監査契約の締結について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

13 議案第 1 1 9 号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

14 議案第 1 2 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

15 請願第 3 号

迎撃ミサイルシステム「地上イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めない
ことに関する決議について

（継続審査とすべきもの）

16 請願第 5 号

秋田県議会に「イージス・アショア」配備反対
の意思表示を求める請願について

（継続審査とすべきもの）

17 請願第 6 号

イージス・アショアを秋田市新屋に配備するこ
とは認めないとの意思表示を求める請願について

（継続審査とすべきもの）

18 請願第 1 2 号

県議会として、秋田市新屋への地上イージス配
備反対の意思表示を求める請願について

（継続審査とすべきもの）

19 請願第 1 3 号

秋田県議会として、イージス・アショアの秋田
市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請
願について

（継続審査とすべきもの）

20 請願第 1 4 号

秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画の
撤回を国に要請する請願について

（継続審査とすべきもの）

21 請願第 1 5 号

陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア
配備計画の撤回を求める請願について

（継続審査とすべきもの）

22 請願第 2 0 号

新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イ
ージス・アショア」配備計画に反対を求める請願
について

（継続審査とすべきもの）

23 請願第 2 1 号

陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを
配備する計画は認められないとする意思表示を全
会派で行い国への働きかけを求める請願について

（継続審査とすべきもの）

24 請願第 2 2 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について

（継続審査とすべきもの）

25 請願第 2 3 号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

26 請願第24号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

27 請願第25号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

28 請願第26号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

29 請願第27号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

30 請願第28号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

31 請願第29号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

32 請願第30号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

33 請願第31号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（継続審査とすべきもの）

34 意見書案（議員提出）

イージス・アショアの演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書（検討）（意見不一致）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤聡
議会事務局政務調査課	松橋祥真
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	菅原雅則
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	安村祥吾

会議の概要

午前10時3分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部危機管理監（兼）広報監	
	渡辺雅人
総務部次長	神部秀行
総務部次長（兼）副危機管理監	
	鶴田嘉裕
総務課長	伊藤真人
秘書課長	長嶋直哉
人事課長	小西弘紀
財政課長	神谷美来
税務課長	工藤明人
徴収特別対策室長	小林伸也
広報広聴課長	菅生淑子
総合防災課長	山木将弘

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

本日追加提案された議案に関する審査を行います。
総務部の議案に関する審査を行います。

議案第123号を議題とします。

初めに、総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長

次に、関係課長の説明を求めます。

人事課長

【議案〔14〕及び提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

近藤健一郎委員

「他団体から本県に派遣された職員」とは、例えばどのような団体からの派遣を想定しているのですか。

人事課長

国や他の地方公共団体——都道府県などを想定しています。このほか、国の地方支分部局から派遣されることも想定されます。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

ここで、総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

これをもって委員会を休憩しますが、午後２時からの予算特別委員会終了後に委員会を再開し、当初予算関係及び本日追加提案された付託議案について討論・採決を行います。暫時休憩します。

午前１０時７分 休憩

午後 ２時４分 再開

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部次長	神部秀行
財政課長	神谷美来
企画振興部長	草薨作博
あきた未来創造部長	湯元巖
議会事務局長	出口廣晴
人事委員会事務局長	高橋能成

委員長

委員会を再開します。

初めに、各委員から発言の申出がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について討論・採決を行います。

議案第５８号、議案第５９号、議案第６０号、

議案第６１号、議案第６２号、議案第６３号、議案第６４号、議案第６５号、議案第６６号、議案第６７号、議案第９２号、議案第１１９号及び、議案第１２３号、以上１３件を一括議題とします。

付託議案について、討論・採決を行います。

初めに、議案第５８号を議題とします。

まず、討論を行います。

加賀屋千鶴子委員

議案第５８号についてですが、就学支援金の支給期間を超えた方が就学する場合の支援金、いわゆる学び直し支援金をマイナンバーを利用できる事務に追加するというものです。事務の効率化や本人の多少の負担軽減はあるかもしれませんが、しかし、マイナンバー制度は、導入のときから情報の漏えい、また人権が侵害されるのではないかといった様々な懸念や問題が指摘されてきたところです。それが解決されないまま、この間政府は相当な執念でこのマイナンバーの普及促進をしようとしています。これはその一環であると考えられます。よって、これまでもこのマイナンバー制度に関連する事案には反対してきましたが、この案件についても反対します。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は終局したものと認めます。

議案第５８号について挙手により採決します。

議案第５８号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第５８号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第１２３号を議題とします。

まず、討論を行います。

加賀屋千鶴子委員

これは、派遣された職員に手当を支給するものであり、そのことについては当然だと思っています。しかし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連した条例改正とのことで、この特措法には反対です。それに関連するこの条例改正にも賛成できません。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は終局したものと認めます。

議案第１２３号について挙手により採決します。

議案第１２３号について、原案のとおり可決すべ

きものと決定することに賛成の方、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第92号及び議案第119号を議題とします。

まず、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。採決いたします。

議案第59号ほか10件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第59号ほか10件は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取り扱いについて決定します。

配付しております討論・採決・文案検討案件一覧をごらんください。請願第3号「迎撃ミサイルシステム『地上イーグリス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について」、請願第5号「秋田県議会に『イーグリス・アショア』配備反対の意思表示を求める請願について」、請願第6号「イーグリス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について」、請願第12号「県議会として、秋田市新屋への地上イーグリス配備反対の意思表示を求める請願について」、請願第13号「秋田県議会として、イーグリス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願について」、請願第14号「秋田市新屋へのイーグリス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について」、請願第15号「陸上自衛隊新屋演習場へのイーグリス・アショア配備計画の撤回を求める請願について」、請願第20号「新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム『イーグリス・アショア』配備計画に反対を求める請願について」、請願第21号「陸上自衛隊新屋演習場にイーグリス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について」及び請願第22号から請願第31号「地上配備型迎撃システム『イーグリス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について」、以上19件を一括議題とします。

請願第3号ほか18件の取扱いは、どのようにい

たしますか。

【「継続審査」、「採択」と呼ぶ者あり】

加藤麻里委員

請願を採択すべきとの立場から意見を述べます。

12月議会以降、新屋演習場へのイーグリス・アショア配備について状況がどのように変わってきたか、大きく3点について述べます。

まず第1に、僅か2か月で4万2,000人を超える県民が反対を求める請願に署名しました。

次に、秋田県知事、秋田市長、さらには自民党県連（自由民主党秋田県支部連合会）が、防衛大臣に新屋への配備は無理だと伝えました。

3つ目は、県内市町村議会の動きです。不採択は3市のみで、ほか22市町村は、委員会での採択も含め、採択しています。中でも新屋地域を抱える地元秋田市議会が、今般、新屋はあまりに住宅地に近く、「いかに物理的かつ論理的な説明をもってしても不安を払拭するには至らない」として、請願を採択したことの意味は非常に重いと感じています。

防衛省の調査結果を待たずとも、このように県内における新屋演習場への配備反対を求める声は大きくなりました。それにもかかわらず、県議会がこのまま継続審査としてしまえば、秋田県民にねじれた印象を与えます。我々県議会議員にも、イーグリス・アショアの配備に関しては、それぞれの立場により様々な意見や考え方があると思います。しかし、これまで提出されてきた全ての請願は、新屋演習場に限って配備反対を求める請願です。イーグリス・アショアの配備に賛成している人も、またどこにも要らないという人も含め、ほとんどの県民が新屋演習場への配備については問題があると考えている、その1点において配備反対の意思を示したということです。だからこそ自民党県連も、防衛大臣に新屋は無理であると伝えに行ったのではないのでしょうか。

今県議会が県民から求められていることは、請願を採択し、民意を受け止めることです。委員の皆さんに採択をお願いし、意見とします。

加賀屋千鶴子委員

県内の市町村議会の動きは、今加藤委員から紹介がありました。加えまして、新屋勝平地区振興会の決議に賛同するという町内会が、秋田市全域にわたっており、その皆さんからの請願も含めたものが今回表決を行う請願となっています。秋田市議会が請願を採択して、「明確に撤回する」という言葉を入れた決議を行っていますが、このことは本当に重いことだと思います。この状況で、県議会が今回も調査結果を待つとして継続審査にするようでは、多くの県民が納得できないという思いを強くすると思います。よって、採択を求めます。

東海林洋委員

簡潔に述べます。1月末に知事と秋田市長が防衛大臣に、新屋については今のところ安全対策の点、さらには住民の理解が得られていない点から、無理があると明確に述べています。県議会におけるこれまでの議論の中でも、そのことについては会派等関係なく理解が得られていると思います。したがって、今回は是非採択すべきだと考えます。

近藤健一郎委員

自由民主党会派として、継続審査という結論に達したことについて理解を賜りたく、今まで継続審査としてきた理由も併せて述べます。

まず、これまで継続審査としてきた理由ですが、調査結果が出る前の段階で、特定の候補地についてのみ判断を下すべきではないとしてきました。また、これまでも県民の安全を最優先にするように求めてきており、国もゼロベースで再調査しているとのことなので、防衛省の調査結果を待つべきだとしてきました。以上の状況は、今のところ何ら変わりありません。

我が会派は、イージス・アショアの配備自体には賛成の立場ですが、現時点で県議会が特定の場所のみに判断を下すことは、今後の手続に支障を来すことになると考えています。あくまで防衛省の科学的、客観的な見地による調査結果を待つべきであると考えています。

我が会派も、新屋演習場が適地であると判断してこれまで継続審査としてきたわけではありません。調査の途中での議会による撤回要求という手法が必ずしも適切ではないという考え方の下で、そのような判断をしてきたものです。その状況には今も変わりありません。既に防衛省は、ゼロベースで住民の安全を最優先に検討すると明言しています。調査結果を引き続き見守るべきであるということで、継続審査したいと思います。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と、採否を決めるべきとの意見がありますので、まず、継続審査とすかどうかを挙手により決定します。

請願第3号ほか18件は、継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、請願第3号ほか18件は、継続審査とすることに決定します。

委員長

次に、沼谷純議員提出の意見書案についてお諮り

します。「イージス・アショア新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書」案について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

加藤麻里委員

先ほど請願の採択についても意見を述べましたが、同様の思いから、私はこの意見書案をこのまま通してほしいと思いますので、皆さんにそのようにお願いしたいと思います。

住谷達委員

意見書案に対して反対の立場から意見を述べます。

これまで請願を継続審査としてきた理由は、防衛省による再調査の結果が出る前の段階で、特定の候補地についてのみ判断を下すべきではないという考えからです。その上で、我々は県民の安全を最優先するよう強く国に求め、防衛省もそれを受ける形でゼロベースで再調査を行っているという状況を鑑み、再調査結果を待つべきであるとしてきました。現時点においては、その状況に変化はないと認識しています。

我が会派としては、イージス・アショアの配備自体には賛成ですが、現時点で議会が特定の箇所を限定し判断を下すことは、今後の手続に支障を来すことになるのではないかと懸念しています。あくまで防衛省の科学的、客観的な見地による調査結果を待つべきであると考えます。

これまで我が会派としても、菅官房長官、河野防衛大臣に対して申入れを行ってきており、決して新屋演習場が適地であると判断して請願を継続審査としてきたわけではありません。調査の途中での議会による撤回要求という手法が必ずしも適切ではないという考えの下で判断してきたものです。その状況については、今も変わりはないと考えているところです。既に防衛省は、ゼロベースで住民の安全を最優先に検討すると明言していることから、調査結果を引き続き見守るべきであるという観点より、意見書案には反対します。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

本意見書案については、意見の一致がみられませんでしたので、この旨、議会運営委員会に報告することとします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後2時21分 散会